

	.....	2087
1	契約 11 に関する事実経過 .....	2087
2	契約 11 に係る各契約書について .....	2088
3	契約 11 に係るクレジット契約について .....	2088
4	割販法 35 条の 10 第 1 項本文等に基づく解除（クーリング・オフ） の可否 .....	2089
5	不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否 .....	2091
6	被告 A に対する共同不法行為責任の成否 .....	2094
7	契約 11 に関する請求について .....	2097
	【割販法に関する被告らの主張について】 .....	2098
1	被告 A の主張について .....	2098
2	被告 B の主張について .....	2100
	【小括】 .....	2101
15	第 4 結論 .....	2102

## 第 1 章 請求

### 20 第 1 第 1 事件

#### 1 主位的請求

(1) 主文第 1 項ないし第 3 項と同旨

(2) 被告 B は、別表 B の「契約者」欄記載の各第 1 事件原告らのうち「請求額」欄に金額が記載された各第 1 事件原告らに対し、各「請求額」欄記載の金員及びこれらに対する平成 28 年 9 月 24 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

## 2 予備的請求

(1) 別表Aの「契約者」欄記載の各第1事件原告らが、被告Aとの間の各「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日に成立した各クレジット契約に関し、同欄に対応する「残債務額」欄記載の請求を拒絶することができる地位にあることを確認する。

(2) 別表Bの「契約者」欄記載の各第1事件原告らが、被告Bとの間の各「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日に成立した各クレジット契約に関し、同欄に対応する「残債務額」欄記載の請求を拒絶することができる地位にあることを確認する。

## 10 第2 第2事件ないし第4事件、第6事件

### 1 主位的請求

(1) 別紙5「反訴被告名」欄記載の第1事件原告らは、被告Aに対し、「不法行為請求」の各「請求額」欄（ただし、原告2 契約7、原告3 契約7、原告4 契約10、原告5 契約10、原告7 契約5、

15 原告8 契約5、原告9 契約13、原告10 契約13、原

告14 契約8、原告15 契約8、原告18 契約7、原告

19 契約7、原告20・21-1 及び原告21-2 契約

8、原告20・21-1 契約8、原告23 契約6、原告24

20 契約6、原告30 契約11及び12、原告31 契約11及

び12、原告38 契約7、原告39 契約7、原告40 契約

5、原告41 契約5、原告45 契約9、原告46 契約

9、原告47 契約7、原告48 契約7、原告50 契約

10、原告51 契約10、原告54 契約7、原告55 契約

7、原告61 契約5、原告62 契約5、原告66 契約

25 契約8及び9、原告67 契約8及び9、原告69 契約14、原告

70 契約14、原告77 契約4及び5、原告78 契約

4及び5、原告84

契約5、原告85

契約5、原告86

契約4、原告87

契約4、原告89

契約6及び7、原告90

契約6及び7、原告95

契約6、原告96

契約6、原告10

1 契約4、原告102

契約4、

(第3事件被告) 契

5 約5、原告104

契約5、原告105

契約4、原告106

契約4を除く。) 記載の各金員及びこれに対する「不法行為請求」の各「附帯請求起算点」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告2 又は原告3 は、被告A に対し、107万901

9円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 原告4 と原告5 は、被告A に対し、連帶して、107

万9019円及びこれに対する平成27年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 原告7 又は原告8 は、被告A に対し、108万6935円

及びこれに対する平成27年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 原告9 又は原告10 は、被告A に対し、112万6

519円及びこれに対する平成27年11月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(6) 原告14 又は原告15 は、被告A に対し、63万86

04円及びこれに対する平成27年7月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(7) 原告18 又は原告19 は、被告A に対し、107万9

019円及びこれに対する平成27年6月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(8) (亡原告21 に関する請求)

ア 原告20・21-1 及び原告21-2 は、被告A に対し、53万9509円及びこれに対する平成27年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

イ 原告20・21-1 は、被告A に対し、107万9019円及びこれに対する平成27年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

なお、アトイは、選択的請求の関係にある。

(9) 原告23 又は原告24 は、被告A に対し、108万6935円及びこれに対する平成27年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(10) 原告30 又は原告31 は、被告A に対し、74万8707円及びこれに対する平成27年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(11) 原告30 又は原告31 は、被告A に対し、107万9019円及びこれに対する平成27年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(12) 原告38 と原告39 は、被告A に対し、連帶して、108万6935円及びこれに対する平成27年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(13) 原告40 又は原告41 は、被告A に対し、107万9019円及びこれに対する平成27年8月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(14) 原告45 又は原告46 は、被告A に対し、107万9019円及びこれに対する平成27年9月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(15) 原告47 又は原告48 は、被告A に対し、109万

4852円及びこれに対する平成27年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(16) 原告50 又は原告51 は、被告A に対し、107万9  
019円及びこれに対する平成27年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(17) 原告54 又は原告55 は、被告A に対し、107万  
9019円及びこれに対する平成27年6月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(18) 原告61 又は原告62 は、被告A に対し、100万2  
10 817円及びこれに対する平成27年5月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(19) 原告66 又は原告67 は、被告A に対し、107万  
9019円及びこれに対する平成27年5月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(20) 原告66 又は原告67 は、被告A に対し、75万9  
15 694円及びこれに対する平成27年10月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(21) 原告69 又は原告70 は、被告A に対し、107万9  
20 019円及びこれに対する平成27年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(22) 原告77 又は原告78 は、被告A に対し、108万  
6935円及びこれに対する平成27年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(23) 原告77 又は原告78 は、被告A に対し、85万8  
25 813円及びこれに対する平成27年8月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(24) 原告 84 又は原告 85 は、被告 A に対し、108万6  
935円及びこれに対する平成27年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(25) 原告 86 又は原告 87 は、被告 A に対し、108万6  
935円及びこれに対する平成27年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(26) 原告 89 又は原告 90 は、被告 A に対し、107万  
9019円及びこれに対する平成27年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(27) 原告 89 又は原告 90 は、被告 A に対し、107万  
9019円及びこれに対する平成27年11月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(28) 原告 95 又は原告 96 は、被告 A に対し、80万375  
9円及びこれに対する平成27年8月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(29) 原告 101 と原告 102 は、被告 A に対し、連帶して、89万0035円及びこれに対する平成27年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(30) 第3事件被告( )又は原告 104 は、被告 A に対し、109万4852円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(31) 原告 105 又は原告 106 は、被告 A に対し、108  
万6935円及びこれに対する平成27年6月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 2 予備的請求

別紙5記載の第1事件原告らは、被告 A に対し、「立替金請求」の各「請求

額」欄記載の各金員及びこれに対する「立替金請求」の各「附帯請求起算点」欄記載の日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

### 第3 第5事件

別紙6「反訴被告」欄記載の第1事件原告らは、被告Aに対し、各「反訴請求金額（円）」欄記載の各金員及びこれに対する各「遅滞の日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2章 事案の概要

### 第1 第1事件ないし第6事件の概要

#### 1 第1事件

10 学習教材の販売や学習塾の経営に携わる株式会社エフォートカンパニー（以下「エフォート」という。）、同社の顧客である第1事件原告ら及び同社と加盟店契約を締結している信販会社である被告A又は被告B（以下、被告Aと被告Bを併せて「第1事件被告ら」という。）の三者が関与する個別信用購入あつせんに関して、第1事件原告らは、(1)主位的に、第1事件被告らとの間におけるクレジット代金支払債務の不存在の確認を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき第1事件被告らに対して既払のクレジット代金の返還及び平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求し、(2)予備的に、第1事件被告らからのクレジット代金支払債務残額の請求を拒絶することができる地位にあることの確認を求める。第1事件原告らは、上記各請求の根拠として、(1)主位的に、第1事件被告らとのクレジット契約につき、①不成立、②割賦販売法（以下「割販法」という。）35条の3の10第1項本文、35条の3の11第1項（以下「割販法35条の3の10第1項本文等」という。）所定のクーリング・オフに基づく解除、③エフォートによる重要事項についての不実告知を理由とする割販法35条の3の13第1項6号、35条の3の15第1項7号（以下「割販法35条の3の13第1項6号等」という。）に基づく申込みの意思表示の取消し（原告12 契約1については割販法35条

の3の13第1項4号も重ねて主張している。), ④消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づく申込みの意思表示の取消しを主張し, (2)予備的に, エフオートとの売買契約につき, ①不成立, ②特定商取引等に関する法律(以下「特商法」という。)9条1項本文, 24条1項本文, 48条1項(以下「特商法9条1項本文等」という。)所定のクーリング・オフに基づく解除, ③上記不実の告知を理由とする特商法9条の3第1項1号・6条1項7号, 24条の3第1項1号・21条1項7号, 49条の2第1項1号・44条1項8号(以下「特商法9条の3第1項1号等」という。)に基づく申込みの意思表示の取消し, ④消費者契約法4条1項1号に基づく申込みの意思表示の取消し, ⑤改正前民法96条1項に基づく詐欺取消し, ⑥改正前民法95条に基づく錯誤無効, ⑦同時履行の抗弁, ⑧中途解約, ⑨他の契約との切り替え合意に基づく解約, 弁済を主張し, これらの事由を割販法35条の3の19第1項に基づき第1事件被告らに対抗する。なお, 予備的主張のうちエフオートに対する同時履行の抗弁の対抗の主張は, 予備的請求のみの根拠として, その余の予備的主張は, 主位的請求のうちのクレジット代金支払債務の不存在のみの根拠として主張するものと解される。

## 2 第2事件ないし第4事件, 第6事件

被告Aは, エフオートの顧客である第2事件ないし第4事件, 第6事件被告ら(第3事件被告以外は, 第1事件原告を兼ねる。)に対し, 同社と共同で内容虚偽の契約書作成や被告Aによる電話意思確認に対する虚偽回答に及んだとして, 民法719条1項前段, 2項, 709条に基づき, 損害賠償金及び改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求し, 第2事件及び第6事件においては, 予備的に, 第2事件及び第6事件被告らに対し, 未払のクレジット代金及びこれに対する民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)による改正前の商法所定の商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を請求する。

## 3 第5事件

被告 A は、エフォートの顧客である第 5 事件被告ら（第 1 事件原告を兼ねる。）に対し、同社と共同で虚偽の事実を申し向けてクレジット契約を申し込み、被告 B による電話意思確認に対する虚偽回答に及んだとして、改正前民法 719 条 1 項、709 条に基づき、損害賠償金及び改正前民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を請求する。

## 第 2 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠等により容易に認められる事実。なお、証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

### 1 当事者ら及び関係者ら

#### (1) エフォートについて

エフォートは、学習教材を販売するほか、東京都町田市成瀬において「プレス」という名称の学習塾（以下「プレス」という。）を経営していた。F（以下「F」という。）は、エフォートの代表取締役を務めていた者、G（以下「G」という。）は、プレス塾長の肩書を有していた者である。

エフォートは、平成 27 年 11 月末にプレスを閉鎖した。エフォート、F 及び G は、平成 28 年にいわゆる自己破産の申立てをし、東京地方裁判所は、同年 5 月 25 日、上記三者のそれぞれにつき破産手続開始決定をした。

#### (2) エフォートの取引先信販会社

第 1 事件被告ら、株式会社 C（以下「C」という。）及び株式会社 D（以下「D」という。）は、いずれも個別信用購入あつせん、割賦販売等の各種クレジット事業等を目的とする株式会社であり、それエフォートと加盟店契約を締結していた。

#### (3) 第 1 事件原告ら

第 1 事件原告らは、F や G から、就学中の子らの受験対策等として教材やプレスの利用を勧められた者である。なお、原告 21 亡は、平成 28 年 7 月 18 日に死亡し、法定相続人である夫の原告 20・21-1（以下「原告 20」という。）及び両名の長男である原告 21-2 が訴訟承継し

た。

## 2 第1事件原告ら名義のクレジット契約書及び売買契約書の存在

①別紙7主張・抗弁一覧表（以下「主張・抗弁一覧表」という。）中「契約者」欄記載の各第1事件原告が、「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の各年月日付けで「クレジット会社」欄記載の信販会社に対し、エフオートから購入した「クレジット契約書記載の商品名」欄記載の各商品の「売買価格」欄記載の各代金の立替払を申し込んだ旨が記載されたクレジット契約書及び②上記購入に係る売買契約書が存在する。

なお、第1事件被告らのクレジット契約の書式は、いずれも複写式の書面であり、クレジット契約申込書に記入した内容がクレジット契約書に転写される（被告Aにつき、乙A共1、被告Bにつき、乙B共3。）。

エフオートが第1事件被告らと締結した各加盟店契約においては、エフオートが、顧客に上記複写式の書面を渡してクレジット契約申込書に所定事項を記入させた上で、同記入後のクレジット契約申込書を控えとして顧客に交付し、同記入内容が転写されたクレジット契約書は第1事件被告らに送付する旨が定められている（甲共49の1「加盟店契約書」第5条(4)、乙B共1「業務提携加盟店契約書」第4条1.②、第7条1.①）。

## 3 第1事件原告らによる意思表示

第1事件原告らは、平成28年6月7日に到達した通知（甲共10-1、2）をもって、エフオートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の売買契約ないし役務提供契約につき、不実の告知を理由とする申込みの意思表示の取消し、詐欺取消し、錯誤無効、クーリング・オフに基づく解除の意思表示をした。

第1事件原告らは、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日送達の第1事件訴状をもって、第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、①割販法35条の3の13第1項6号等に基づく不実告知を理由に申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示、②消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づき

申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示、③割販法35条の3の10第1項本文等所定のクーリング・オフに基づく解除の意思表示を行った。

### 第3 爭点

#### 1 第1事件

##### (1) 主位的主張（クレジット契約）

ア クレジット契約の成否（主張・抗弁一覧表中「対クレジット会社」「クレジット契約の不成立」欄に印が記載されているもの）

イ 割販法35条の3の10第1項本文等所定のクーリング・オフに基づくクレジット契約の解除の可否（主張・抗弁一覧表中「共通」「クーリング・オフ」欄に印が記載されており、かつ、「書面不備の内容」欄にA, B, C, E, F, Gのいずれかが記載されているもの）

ウ 割販法35条の3の13第1項6号等に基づく不実の告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否（主張・抗弁一覧表中「対クレジット会社」「不実告知」欄に印が記載されているもの）

エ 消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づくクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否（同上）

オ 第1事件原告らの主張につき、信義則違反の当否

##### (2) 予備的主張（売買契約・役務提供契約）

ア 売買契約又は役務提供契約（以下「売買契約等」という。）の成否（主張・抗弁一覧表中「対エフオート（抗弁対抗）」「売買契約・役務提供契約の不成立」欄に印が記載されているもの）

イ 特商法9条1項本文等所定のクーリング・オフに基づく売買契約等の解除の可否（主張・抗弁一覧表中「共通」「クーリング・オフ」欄に印が記載されているもの）

ウ 特商法9条の3第1項1号等に基づく売買契約等の申込みの意思表示の取消しの可否（主張・抗弁一覧表中「対エフオート（抗弁対抗）」「不実告知」欄に印が

記載されているもの)

エ 消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づく売買契約等の申込みの意思表示の取消しの可否(同上)

オ 売買契約等の詐欺取消しの可否(主張・抗弁一覧表中「対エフォート(抗弁対抗)」「詐欺」欄に印が記載されているもの)

カ 売買契約等の錯誤に基づく無効の当否(主張・抗弁一覧表中「対エフォート(抗弁対抗)」「動機の錯誤」欄に印が記載されているもの)

キ 売買契約等の中途解約の可否(主張・抗弁一覧表中「対エフォート(抗弁対抗)」「中途解約」欄に印が記載されているもの)

ク 売買契約等につき、切り替え合意の有無及びその効果(主張・抗弁一覧表中「対エフォート(抗弁対抗)」「切り替え合意(解除又は中途解約・弁済)」欄に印が記載されているもの)

ケ 売買契約等につき、同時履行の抗弁の当否(主張・抗弁一覧表中「対エフォート(抗弁対抗)」「同時履行の抗弁(役務不提供・商品不交付)」欄に印が記載されているもの)

コ 第1事件原告らの主張につき、信義則違反の当否

## 2 第2事件ないし第4事件、第6事件

(1) エフォートと第2事件ないし第4事件、第6事件被告らとの共同不法行為責任の成否

(2) 被告A の損害額

(3) 予備的請求

被告A の別紙5記載の第1事件原告らに対するクレジット代金等支払請求権の有無及び額

## 3 第5事件

エフォートと第5事件被告らとの共同不法行為責任の成否及び被告B の損害額

## 第4 争点に関する当事者の主張

以下では、第1事件原告らの契約を主張・抗弁一覧表中「勧誘類型」欄記載の各類型により分類する。

### 1 第1事件

#### (1) 争点(1)（主位的主張）ア（クレジット契約の成否）について

##### 【第1事件原告らの主張】

###### ア 無断契約

エフオートは、主張・抗弁一覧表中「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の年月日頃、第1事件原告らに無断で、第1事件原告ら名義の①エフオートとの売買契約書及び②同契約書記載の売買代金の立替払を内容とする第1事件被告らとのクレジット契約書を作成した。第1事件原告らは、上記各契約書の作成に全く関与しておらず、売買契約及びクレジット契約のいずれについても契約締結の意思を欠いていた。

加えて、原告1 契約5の平成27年2月12日付け申込みに係るクレジット契約書の備考欄には「前回申込みの高校指導書に準拠した映像教材です」と記載されているところ、上記原告は、「前回申込み」の対象となる契約4の教材を既にエフオートに返却しており、したがって、上記映像教材を購入するはずがなく、上記記載は不合理である。

原告82 は、脳腫瘍のために2回にわたる開頭手術を受け、その後遺症とみられるてんかんも発症して通院治療を続けており、平成26年10月に障害1級、平成27年7月に障害2級の認定を受けた。契約8、9に係る各クレジット契約申込みをしたとされる同年4月及び同年9月は、契約締結をすることができるような健康状態ではなかった。

以上によれば、クレジット契約は、いずれも不成立というべきである。

###### イ その他の勧誘類型

##### 【原告25 契約8（切り替え）】

原告 25 は、契約 8 に係るクレジット契約書（乙 A 25(8)-1）及び売買契約書（乙 A 25(8)-2）のいずれも作成しておらず、また、被告 A による電話意思確認を受けた記憶もない。

平成 27 年 5 月上旬頃、上記原告の夫である 25' は、エフォートからタブレット教材のモニター使用を勧められ、同社から指示されるままに同月 7 日付けの被告 B に対するクレジット契約申込書に記入した。同クレジット契約申込書において、クレジット代金の支払は 6 回の分割払とされていた。

その後、上記原告は、エフォートから、25' の被告 B に対する上記クレジット契約申込みにつき、上記原告名義で改めてクレジット代金一括払の条件でクレジット契約を申し込む旨の提案を受けた。必要な手続は全てエフォートが行うとのことだったので、上記原告が上記提案に関する契約書を作成したことはない。

しばらくして、上記原告は、エフォートから、一括払の審査が通らなかつたのでが作成したクレジット契約申込書を利用する、一括払の方はエフォートが処理する旨の説明を受け、結局、上記提案に係る上記原告名義のクレジット契約は締結に至らなかつたものと認識した。

上記原告は、被告 A から同年 6 月 29 日付で印鑑相違（クレジット契約書の印影が申込者の支払口座届出印のものではないために、クレジット代金を同口座から自動引き落としすることができない状態）の連絡の書面を受領したが、エフォートから、一括払に関する連絡があつても同社が対処するので無視するように指示されていたので、特段対応しなかつた。

#### 【原告 68 契約 7（モニター）】

原告 68 は、契約 7 に係るクレジット契約書（乙 A 68(7)-1）及び売買契約書（乙 A 68(7)-2）のいずれも作成しておらず、また、被告 A による電話意思確認を受けたこともない。

上記原告は、平成 25 年 3 月頃以降、エフォートからインターネットによる遠隔授業の提供を受けていたところ、平成 26 年 8 月 28 日、同社から；高校受験を控

えた長男を週2回のインターネットによる遠隔授業でサポートしたい、受験後に受講を続けない場合には平成27年3月末まで無条件解約が可能であるなどと勧誘され、モニター継続の申込書への記入を求められた。上記原告は、上記勧誘に応じ、同社から指示されるままに、①同社の「プロテク先生高校版 5教科」という名称の代金105万8400円の教材を購入するという内容の売買契約書及び②被告Aに対して上記代金の立替払を申し込むクレジット契約申込書をいずれも平成26年8月6日付けで作成した。これらの売買契約書及びクレジット契約申込書は、契約7に係る上記各契約書とはクレジット代金総額等が異なる。

【原告107 契約3（無償交換）】

原告107は、契約3に係るクレジット契約書（乙A107(3)-1）及び売買契約書（乙A107(3)-2）のいずれも作成しておらず、また、被告Aによる電話意思確認を受けたこともない。

上記原告は、平成24年10月頃、エフオートから、当時中学3年生であった長男及び長女のための家庭学習用教材の購入を勧められてこれに応じ、同月12日、①同社から「プロテク先生高校版 5教科s」という名称の代金102万9000円の教材を購入するという内容の売買契約書及び②被告Bに対して上記代金の立替払を申し込むクレジット契約申込書を作成した（契約1）。上記原告は、同月14日、被告Bによる電話意思確認を受けたが問題ない旨を回答し、その後、エフオートから学習教材も受領した。

上記原告は、平成27年1月頃、エフオートから、当時小学6年生であった二男のために同社の教材のモニター使用を勧められてこれに応じ、同社に手続を任せた（契約2）。また、上記原告は、エフオートから、信販会社が上記原告に連絡をすると思うので「はい。」と答えるよう指示され、後日、被告Bによる電話意思確認に対して上記指示のとおり回答した。上記原告は、契約2に関して契約書を作成したことではなく、控えも受領していない。また、教材も受領しておらず、授業の提供も受けていない。

上記原告は、契約3に関し、同年10月上旬頃、エフォートのGから電話連絡を受け、「中学生版の新しいのを入れます。プロテク先生です。」と言われ、以前に同社の教材、授業等を利用した就学児に弟妹がいる場合、その弟妹のためにサービスで入れ替えている、教材の内容を変更することになるが、同社において手続を行う旨の説明を受けた。上記原告は、契約3に関して契約書を作成したことはなく、控えも受領しておらず、また、信販会社からの連絡もなかった。上記原告は、後日、被告Aから、契約3につき、同年3月11日に締結したクレジット契約がキャンセルされて切り替えられたものである旨の説明を受けた。しかし、上記原告は、訴訟代理人においてキャンセルされたにもかかわらずCIC（指定信用情報機関）に登録されたままになっている契約の有無を被告Aに確認するまで、切り替え前の上記クレジット契約の存在自体を認識していなかった。

#### 【被告A の主張】

##### ア 第1事件原告ら本人によるクレジット契約申込み

以下の事実等に鑑みれば、第1事件原告ら本人が被告Aに対してクレジット契約を申し込み、両名の間にクレジット契約が成立したことは明らかである。

(ア) 第1事件原告らが被告Aに対してエフォートから購入した商品代金の立替払を申し込む旨が記載されたクレジット契約書及び上記購入に係る第1事件原告らとエフォートとの間の売買契約書が存在し、いずれの契約書にも第1事件原告らの署名捺印がある。仮に同署名捺印がエフォートによるものであったとしても、第1事件原告らは、エフォートによる代筆、代印を明示又は默示に承諾していた。

特に、原告91は、契約9に係るクレジット契約申込書を所持していることや、後記ウ【原告91 契約9】に掲げた事実によれば、契約9に係るクレジット契約の存在を知らなかつたとは考え難い。

(イ) 第1事件原告らは、被告Aによる電話意思確認に対し、自書したクレジット契約申込書を控えとしてエフォートから受領しており、現在手元にあるなどと述べ、当該クレジット契約が真意に基づくものである旨の回答をした。

(ウ) 第1事件原告らは、上記電話意思確認後、上記回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領していながら、異議を述べなかつた。

**イ F 又は G を代理人ないし使者とするクレジット契約申込み（予備的主張）**

第1事件原告らは、主張・抗弁一覧表中「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の年月日に、F 又は G を代理人ないし使者として、被告 A に対し、クレジット契約を申し込んだ。F 又は G は、いわゆる署名代理の方式により上記ア(ア)の各契約書を作成した。よって、①第1事件原告らの代理人である F 又は G と被告 A との間にクレジット契約が成立して、その効果が第1事件原告らに帰属し（代理構成）、又は、②第1事件原告らと被告 A との間にクレジット契約が成立した（使者構成）。

**ウ 無権代理行為の追認等（予備的主張）**

**【原告1 契約5】**

仮に上記イの F 又は G によるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告1 は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくても、上記原告は、平成27年2月14日及び同月16日の G とのやり取りに鑑みれば、同人に自身の名義を使用して被告 A と取引することを許諾したものといえ、改正前民法109条、商法14条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

**(ア) 明示又は默示の追認の意思表示**

原告1 は、①平成27年2月16日、G からクレジット契約書を撮影した画像データの提供を受けた上で電話意思確認の際にクレジット契約申込書の記載内容を肯定する旨回答するよう求められ、同日の被告 A による電話意思確認において上記要請に従って回答したこと、②後日、同回答を踏まえて作成された勧

誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたこと、③同年4月2日頃、被告Aから印鑑相違の連絡を受け、同月18日頃、正しい口座届出印を押捺した書面を被告Aに返送したこと、④同年11月2日、被告Aに対し、同月10日までにクレジット代金79万3972円を支払う旨を約束したことなどに鑑みれば、被告Aに対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

(イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①の事実は、原告1の被告Aに対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

10 【原告25 契約8】

仮に上記イのF又はGによるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告25は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくても、後記(ア)②、③の事実等によれば、上記原告は、F又はGに対して自身の名義を使用して被告Aと取引することを許諾したものといえ、改正前民法109条、商法14条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

(ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告25は、①F又はGの要請に従い、被告Aによる電話意思確認においてクレジット契約申込書の記載内容を肯定する内容の回答をしたこと、②後日、同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたこと、③被告Aから印鑑相違の連絡を受けたが、この点に関し、異議を述べなかつたことなどに鑑みれば、被告Aに対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

25 (イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①の事実は、原告25の被告Aに対する再度のクレジット契

約申込みの意思表示と評価することもできる。

### 【原告 32 契約 10】

仮に上記イの F 又は G によるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告 32 は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくても、後記ア②、③の事実等によれば、上記原告は、F 又は G に対して自身の名義を使用して被告 A と取引することを許諾したものといえ、改正前民法 109 条、商法 14 条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

#### 10. (ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告 32 は、① F 又は G の要請に従い、クレジット契約書の代筆を許諾したこと、② F 又は G の要請に従い、被告 A による電話意思確認においてクレジット契約申込書の記載内容を肯定する内容的回答をしたこと、③後日、同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたことなどに鑑みれば、被告 A に対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

#### (イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記ア①及び②の事実は、原告 32 の被告 A に対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

### 20. 【原告 61 契約 6】

仮に上記イの F 又は G によるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告 61 は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくても、上記原告は、従前の取引経験から、信販会社による電話意思確認において肯定的な回答をすればクレジット契約が成立することを承知しているながら、被告 A による電話意思確認

において肯定的な回答をし、しかも、その際、手元にクレジット契約申込書がないのに同書面があるかのように装った。この事実に鑑みると、上記原告は、Fらに自身の名義を使用してクレジット契約を申し込むことについて許諾したものといえ、改正前民法109条、商法14条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

(ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告61は、①Fらの要請に応じ、被告Aによる電話意思確認において肯定的な回答をしたこと、②同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたことに鑑みれば、被告Aに対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

(イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①の事実は、原告61の被告Aに対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

さらに、上記原告は、仮に契約6に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、従前のエフオートとの取引経緯に鑑みると、Fらに對し、契約6に係るクレジット契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものといえる。

【原告68 契約7】

仮に上記イのF又はGによるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告68は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。

(ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告68は、①Fらの要請に応じ、クレジット契約申込書に署名捺印したこと、②Fらの要請に応じ、被告Aによる電話意思確認において肯定

的な回答をしたこと、③同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたことに鑑みれば、被告Aに対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示したものといえる。

(イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①及び②の事実は、原告68の被告Aに対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告82 契約8, 9】

仮に上記イのF又はGによるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告82は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくても、上記原告は、従前の取引経験から、信販会社による電話意思確認において肯定的な回答をすればクレジット契約が成立することを承知していながら、被告Aによる電話意思確認において肯定的な回答をし、しかも、その際、手元にクレジット契約申込書がないのに同書面があるかのように装った。この事実に鑑みると、上記原告は、Fらに自身の名義を使用してクレジット契約を申し込むことについて許諾したものといえ、改正前民法109条、商法14条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

(ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告82は、①Fらの要請に応じ、契約8に係るクレジット契約書に押印したこと、②被告Aによる電話意思確認において自ら又はGを介して肯定的な回答をしたこと、③同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたこと、④被告Aから、平成27年10月及び同年11月に複数回にわたり電話でクレジット代金の支払を催促されたのに対し、Fらの要請に応じ、支払を約束する旨回答したこと、⑤同月5日、被告Aから督促を受けた際、既に人に支払っているなどと回答したこと、⑥Fらの要

請に応じて、同月 6 日、被告 A の質問に対し、クレジット契約の立替払いの対象とされた商品は自ら購入し、手元に届いている旨を回答したこと、⑦同月 25 日、被告 A からの質問に対し、エフォートからの覚書受領及び同社によるクレジット代金肩代わりを認めたものの、同肩代わりについては自身の体調不良の期間に限られる旨を弁明した上、自らクレジット代金を支払う旨述べたこと、⑧ F らの要請に応じて、既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法を一括払から分割払に変更するために契約 9 に係るクレジット契約の申込みをすることを承諾したことによれば、被告 A に対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

10 (イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①及び②の事実は、原告 8 2 の被告 A に対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

さらに、上記原告は、仮に契約 8 及び 9 に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、従前のエフォートとの取引経緯に鑑みると、F らに対し、契約 8 及び 9 に係るクレジット契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものといえる。

【原告 9 1 契約 9】

仮に上記イの F 又は G によるクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、以下のとおり、原告 9 1 は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくても、上記原告は、従前の取引経験から、信販会社による電話意思確認において肯定的な回答をすればクレジット契約が成立することを承知しているながら、被告 A による電話意思確認において肯定的な回答をし、しかも、その際、手元にクレジット契約申込書がないのに同書面があるかのように装っており、この事実に鑑みると、上記原告は、F らに自身の名義を使用してクレジット契約を申し込むことについて許諾したもの

といえ、改正前民法109条、商法14条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

(ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告91 は、①F らの要請に応じ、クレジット契約申込書（甲91(9)-1）に基づくクレジット契約申込みを承諾したこと、②被告A による電話意思確認において肯定的な回答をしたこと、③同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかつたこと、④被告A から平成27年4月に印鑑相違の連絡を受け、同月17日頃、正しい銀行印を押捺した書面を返送したこと、⑤F らに対し、今後のクレジット代金に関する処理を約束する書面の交付を求め、覚書（甲91（総）-2, 3）を受領したこと、⑥被告A から、平成27年10月2日、同年11月4日及び同月5日、電話によりクレジット代金支払を督促されたのに対し、クレジット代金支払を約束するとともに、その旨をF らに告げたこと、⑦同年11月4日、被告A に対し、クレジット代金及び遅延損害金合計18万4404円を支払う旨約束し、同月5日、同金額を支払ったこと、仮に同支払がエフオートによるものであるならば、同社に対し、上記支払を依頼したことに鑑みれば、被告A に対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示したものといえる。

(イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①及び②の事実は、原告91 の被告A に対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

さらに、上記原告は、仮に契約9に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、従前のエフオートとの取引経緯に鑑みると、F らに対し、契約9に係るクレジット契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものといえる。

【原告107 契約3】

仮に上記イのF 又はG によるクレジット契約申込みが無権代理行為であった

としても、以下のとおり、原告 107 は、上記無権代理行為に対する明示若しくは默示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をしたものということができる。仮にこれらのいずれも認められなくとも、上記原告は、従前の取引経験から、信販会社による電話意思確認において肯定的な回答をすれば 5 クレジット契約が成立することを承知していながら、被告 A による電話意思確認において肯定的な回答をし、しかも、その際、手元にクレジット契約申込書がないのに同書面があるかのように装った可能性が高く、この点に鑑みると、上記原告は、 F らに自身の名義を使用してクレジット契約を申し込むことについて許諾したものといえ、改正前民法 109 条、商法 14 条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである。

(ア) 明示又は默示の追認の意思表示

原告 107 は、① F らの要請に応じ、クレジット契約申込書に署名捺印したこと、② F らの要請に応じ、被告 A による電話意思確認において肯定的な回答をしたこと、③同回答を踏まえて作成された勧誘方法確認調査結果報告を受領しても、異議を述べなかったことに鑑みれば、被告 A に対し、上記クレジット契約申込みを追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

さらに、上記原告は、仮に契約 3 に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、クレジット代金をエフオートが肩代わりするとの勧誘内容に鑑みると、 F らに対し、契約 3 に係るクレジット契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものといえる。

(イ) 再度のクレジット契約申込みの意思表示

上記(ア)①及び②の事実は、原告 107 の被告 A に対する再度のクレジット契約申込みの意思表示と評価することもできる。

(2) 争点(1)（主位的主張）イ（割販法 35 条の 3 の 10 第 1 項本文等所定のクリング・オフに基づくクレジット契約の解除の可否）について

[第 1 事件原告らの主張]



主張・抗弁一覧表中「共通」「書面不備の内容」欄に記号A, B, C, E, F, Gの記載のあるものには、別紙8（書面不備の記号一覧）のとおり法定書面の交付につき不備があることから、いまだクーリング・オフの行使可能期間は進行しておらず、①エフオートによる訪問販売に係る契約及び電話勧誘販売に係る契約について締結されたクレジット契約は割販法35条の3の10第1項本文に基づき、②エフオートによる特定継続的役務提供契約について締結されたクレジット契約は、同法35条の3の11第1項に基づき、解除する。

なお、原告91 契約9（無断契約）については、記号Aの不備に加え、記号Cの不備を予備的に主張する。

#### ア 記号C

原告5: 契約10, 原告17 契約9, 原告18 契約7,  
原告19 契約8, 原告28 契約9, 原告30 契約1  
3, 原告6-3 契約4, 原告70 契約14, 原告77 契  
約2, 原告79 契約9, 原告80 契約4, 原告90 契約  
7, 原告102 契約4, 原告106 契約4に係る各クレジット契  
約は、切り替えとして締結されたものであるから、立替払の対象となる商品名は切  
り替え前の契約と同一であるべきところ、法定書面として交付された切り替え後の  
クレジット契約申込書には、切り替え前の契約書とは異なる商品名が記載されてお  
り（原告79 契約9については、切り替え前の商品名の一部の記載を欠  
き）、商品名記載不正確の不備がある。

原告10 契約10において、法定書面として交付されたクレジット契  
約申込書には「プロテク先生 高校版 5教科」と記載されており、上記原告は、  
タブレット版の教材を受領した。しかし、教材の販売元によれば、タブレット版の  
教材には社会及び理科はないとのことであった。上記法定書面には、タブレット版  
かそれ以外のものか、教科数の相違について記載されておらず、商品を特定するこ  
とができないという不備がある。

原告 3 6 契約 8において、エフオートから、以前に購入したパソコン版の「プロテク先生」と無償で交換するとして、タブレット版の「プロテク先生」の交付を受けた。しかし、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には商品名として「ハイパーテュートリアル高校 3 教科」と記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 4 8 契約 5において、エフオートから勧められたのは、通塾又はスクイブによる授業に週 2 回のインターネット家庭教師（講師による個別指導）という特典を付した役務である。しかし、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には「プロテク先生高校版 5 教科」という、上記役務の内容とは異なる、しかも商品である学習教材の名称が記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 5 2 契約 4において、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には「プロテク先生高校版 5 教科」と記載されており、エフオートとの間では、以前に提供された教材を上記記載に係るタブレット版の教材と無償交換することになっていた。しかし、教材の販売元によれば、タブレット版の教材には社会及び理科はないとのことであった。上記法定書面には、タブレット版かそれ以外のものか、教科数の相違について記載されておらず、商品を特定することができないという不備がある。

原告 6 2 契約 4において、同原告がエフオートから提供を受けることになっていたのは、インターネットによる遠隔授業（英語・数学）及びタブレット版のハイパーテュートリアル 3 教科（国語・数学・英語）であるが、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には「指導書高校 3 教科+E P」と記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 6 2 契約 5において、同原告がエフオートから提供を受けることになっていたのは、インターネットによる遠隔授業（英語・数学）であるが、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には「プロテク先生 高校版 5 教科」と

記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 7 7 契約 3において、同原告は、エフォートから、以前に提供を受けたスカイプの「要点指導書 中1～中3・9教科」をタブレット版に無償交換するとの申出を受けてこれを承諾しており、したがって、上記契約の対象商品も上記教材名となるべきであるが、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には「おもしろ大博士 中学版 5教科」と記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 8 6 契約 2において、エフォートが無償提供を約した商品は「eスタディ」であったが、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には「スタディナビ 中学 5教科」と記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 9 1 契約 9において、同原告は、被告 A からの印鑑相違の連絡に関する G の説明を聞き、以前の「プロテク先生高校版 5教科」を対象とするクレジット契約のクレジット代金支払回数を変更するための手続と理解した。そうであれば、契約 9 の対象も同一の名称であるべきところ、クレジット契約申込書には商品名として「プロテク先生中学版 5教科」と記載されており、商品名記載不正確の不備がある。

原告 10 5 契約 5において、同原告は、エフォートから、夫の原告 10 6 名義の契約 4につき、同原告の名義では審査が通らなかったので原告 10 5 名義で改めて契約し直したい、商品名も間違っていたので訂正したい 20 との申出を受け、これに応じた。契約 4 は、それ以前の「おもしろ大博士 中学 5 教科」を対象とする契約の切り替えであり、契約 5 は契約 4 の切り替えであるから、これらの対象商品は同一となるはずである。

しかし、契約 5 の法定書面として交付されたクレジット契約申込書には、商品名として「おもしろ大博士中学 5教科」が記載されているが、契約 4 のクレジット契約申込書には商品名として「ハイパーテイーチャー高校版 5教科」と記載されている。

このように、契約対象がいずれの商品であるかについて混乱がみられ、その状況下における契約5のクレジット契約申込書の上記記載には、不備がある。

#### イ 記号E

原告4 契約8に係るクレジット契約は、既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法変更のための切り替えとして締結されたものであり、商品の授受を予定していないので、法定書面として交付されたクレジット契約申込書の商品引渡日の記載は虚偽記載になる。

原告31 契約12につき、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には商品引渡日として(平成27年)7月22日頃と記載されているが、商品が届いたのは同年11月である。この点に鑑みると、上記クレジット契約申込書が作成された同年7月16日の時点においてその6日後である同月22日に商品を引き渡すことは不可能であったと推認される。したがって、上記法定書面には、商品引渡時期の記載に誤りがある。

#### ウ 記号F

原告70 契約14に係るクレジット契約は、以前の契約の切り替えとして締結されたものであるから、クレジット代金支払回数は、切り替え前の契約と同じ2回とすべきところ、法定書面として交付されたクレジット契約申込書には12回と記載されており、支払回数の記載不正確の不備がある。

#### エ 記号G

エフオートとの売買契約締結日及び第1事件被告らに対するクレジット契約の申込日は、各契約書記載の日よりも後の日である。よって、第1事件原告らが法定書面として交付された売買契約書及びクレジット契約申込書には、実際の売買契約締結日、クレジット契約申込日とは異なる日付が記載されている不備がある。

クーリング・オフの行使可能期間の起算日は、書面上一義的に判断し得るものでなければならず、書面記載の日付と当該書面が顧客に交付された日が異なる場合、顧客の認識にかかわらず不備があるというべきである。顧客が上記日付の記載の相

違によりクーリング・オフの機会を逸することもあり得、上記不備は、クーリング・オフの行使可能期間の進行を止める重大なものといえる。

#### 〔被告 A の主張〕

以下のとおり第1事件原告ら主張に係る法定書面の不備は存在せず、また、後記  
5 (5) [被告 A の主張] のとおり、第1事件原告らのクーリング・オフの主張は、  
それ自体が信義則に反し、許されない。

なお、原告 9-1 契約 9について、同原告は、クレジット契約申込書  
(甲 9-1(9)-1) を受領してからクーリング・オフの行使可能期間である8日間を  
経過した後にクーリング・オフを主張しており、同主張自体、失当である。

##### 10 ア 記号Aについて

第1事件原告らは、被告 A による電話意思確認の際、「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面をクレジット契約書控えとともに受け取ったかなどの受領書面を確認する問い合わせに対し、いずれも受け取っている旨を回答した。

したがって、法定書面不交付という記号Aの不備は存しない。

##### 15 イ 記号Bについて

①売買契約書及びクレジット契約書のいずれにも、契約の対象として商品である教材の名称が明記され、引渡時期欄に具体的な日付が記載されていること、②第1事件原告らは、被告 A による電話意思確認に対し、学習教材の購入であり、契約書記載外のサービス授受の約束はない旨を明言したこと、③第1事件原告らの中には、後日、被告 A による電話調査を受けた際、契約に基づいて商品を受領した旨を回答した者もいることに鑑みれば、エフォートと第1事件原告らとの契約は、学習教材という商品の売買契約であり、役務提供契約ではない。したがって、役務に関する記載を欠くという記号Bの不備は存しない。

仮にエフォートと第1事件原告らとの契約が役務提供契約であったとしても、原告 7-8 契約 4などは、役務すなわち授業の提供期間が不明であることから、記号Bの主張自体、失当である。

## ウ 記号Cについて

以下のとおり、商品名不記載又は不正確という記号Cの不備は存しない。

原告 10 契約 10 につき、①契約書に商品名を記載する際、タブレット版、パソコン版の別まで記載する法的義務はないこと、②上記原告がエフォートから受領した旨主張する覚書には、「プロテク先生タブレット」と記載されていること、③上記原告は、契約 10 に係るクレジット契約書記載の商品を受領していることに鑑みると、上記原告による記号Cの不備の主張は、失当である。

原告 18 契約 7 につき、同原告は、契約 7 に係るクレジット契約が契約 5 に係るクレジット契約の切り替えとして締結されたものであるから、切り替えの前後で各クレジット契約書記載の商品名が異なることをもって記号Cの不備がある旨主張するが、原告 19 は、切り替え後も契約 5 に係るクレジット契約のクレジット代金の支払を継続した旨主張しており、同主張と矛盾する原告 18 の上記主張は、信用できない。

原告 36 契約 8 につき、同原告の主張を前提とすると、同原告は、エフォートからタブレット版の「プロテク先生」の納品を受けることを予定していたにもかかわらず、被告 A に対しては、立替払の対象とする商品名につき「ハイパーチュートリアル高校 3 教科」としてクレジット契約の申込みをする認識、認容しており、さらに、被告 A による電話意思確認に対しても肯定的な回答をした。これらの事実によれば、記号Cの不備は存しない。

原告 48 契約 5 につき、同原告は、①以前にエフォートから受領した「プロテク先生 中学版」の高校版継続がクレジット契約書記載の商品に該当する旨理解していたこと、②契約 5 に係る売買契約書に署名捺印していること、③仮に上記原告の主張のとおりエフォートから授業という役務を勧められたとしても、被告 A に対しては、学習教材の購入を前提としてクレジット契約の申込みをすることを認識、認容していたことに鑑みれば、記号Cの不備は存しない。

原告 52 契約 4 につき、同原告は、平成 27 年 11 月 16 日、被告 A

による電話調査において、商品は既に受領しており、約束した期日までにクレジット代金を支払う旨回答していたのであるから、記号Cの不備は存しない。

原告 8 0 契約 4につき、同原告は、切り替えの前後で商品名が異なることを認識しており、また、仮に上記原告の主張のとおりエフォートから既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法の変更を持ちかけられていたとしても、被告 A に対しては、「プロテク先生 中学版」という教材の購入を前提としてクレジット契約の申込みをすることを認識、認容していたのであるから、記号Cの不備は存しない。

原告 8 6 契約 2につき、同原告は、実際に受領した商品が契約書に記載された商品と異なるものであることを申告しておらず、平成27年11月6日には、被告 A に対して延滞分のクレジット代金の支払を約していた。この点に鑑みると、記号Cの不備があったとは考え難い。

原告 8 9 契約 4につき、同原告は、実際に受領した商品が契約書に記載された商品とは異なるものであったことをもって、記号Cの不備を主張するものと解されるが、被告 A は、本件訴訟に至るまで上記原告からその旨の申告を受けたことはない。加えて、上記原告は、平成27年11月に被告 A からの照会に対し、商品の納品は受けた旨を回答した。これらの事実に鑑みると、上記主張は信用し難い。

原告 10 2; 契約 4; 原告 10 5 契約 5, 原告 10 6 契約 4など切り替えの類型のものについては、第1事件原告らは、被告 A に対し、エフォートとの取引実態に反したクレジット契約申込みをすることを認識、認容していたのであるから、記号Cの不備は存しない。

## エ 記号Eについて

以下の点に鑑みると、商品引渡時期の記載誤りという記号Eの不備は存しない。

契約書の商品受渡日欄に記載された日付とは異なる日に商品の引渡しがあったとしても、上記欄には「頃」との記載があることから、引渡しが大幅に遅延しない限

り、上記記載は不備とまではいえず、仮に不備に当たるとしてもクーリング・オフの行使可能期間を進行させないほどのものではない。

原告 4 契約 8 につき、仮に商品の引渡時期の記載に不備があったとしても、上記原告は、クレジット契約書記載の商品は切り替え前の売買契約に基づき受領した旨主張していること、平成 27 年 11 月 12 日に被告 A に対して契約 8 に係る売買契約に基づき商品を受領した旨述べたことに鑑みれば、上記不備は、クーリング・オフの行使可能期間を進行させないほどのものではない。

原告 31 契約 12 につき、同原告は、F から、平成 27 年 11 月 4 日にメールで納品予定を告げられたのに対し、礼を述べ、クレジット契約申込書記載の商品引渡時期から大幅に遅れたことについて異議を述べなかつた。そして、上記原告は、実際に商品を受領している。また、従前の経緯に鑑みると、上記原告は、エフォートが納品時期を度々遅滞することにつき、ある程度許容していたものとみることができる。これらの事実に鑑みると、記号 E の不備は存しない。

#### オ 記号 F について

原告 70 契約 14 につき、同原告は、その主張に係るクレジット代金支払回数の記載の相違を認識した上で契約 14 に係るクレジット契約の申込みをしたのであるから、クレジット代金支払回数の記載誤りという記号 F の不備は存しない。

#### カ 記号 G について

以下の点に鑑みると、クレジット契約申込日記載不正確という記号 G の不備はなく、たとえ不備があったとしても、クーリング・オフの行使可能期間を進行させないほどのものではない。

原告 41 契約 6 については、①同原告がクレジット契約申込書（甲 4 1 (6)-1）に署名捺印しており、同署名は被告 A が提出したクレジット契約書（乙 A 4 1 (6)-1）の署名と筆跡が同じであることから、これらの書面は同一のものといえること、②エフォートは、上記契約書を平成 27 年 10 月 19 日にファク

シミリで被告Aに送信したこと、③上記原告がエフォートから受領したという覚書（甲41(6)-2）が同月17日付けであることに鑑みると、上記原告が上記クレジット契約申込書に署名捺印してクレジット契約の申込みをしたのは、同日であったと考えるのが自然である。

原告54 契約8については、①同原告がクレジット契約申込書（甲54(8)-1）に署名捺印しており、同署名は被告Aが提出したクレジット契約書（乙A54(8)-1）の署名と筆跡が同じであることから、これらの書面は同一のものといえること、②エフォートは、上記契約書を平成27年9月29日にファクシミリで被告Aに送信したことなどに鑑みると、上記原告が上記クレジット契約申込書に署名捺印してクレジット契約の申込みをしたのは、クレジット契約申込書記載のとおり同月28日であったと考えられる。

原告67 契約8については、①同原告がクレジット契約申込書（甲67(8)-1）に署名捺印しており、同署名は被告Aが提出したクレジット契約書（乙A67(8)-1）の署名と筆跡が同じであることから、これらの書面は同一のものといえること、②エフォートは、上記契約書を平成27年5月24日にファクシミリで被告Aに送信したことに鑑みると、上記原告が上記クレジット契約申込書に署名捺印してクレジット契約の申込みをしたのは、クレジット契約申込書記載のとおり同月23日であったと考えられる。

原告67 契約9については、①同原告がクレジット契約申込書（甲67(9)-1）に署名捺印しており、同署名は被告Aが提出したクレジット契約書（乙A67(9)-1）の署名と筆跡が同じであることから、これらの書面は同一のものといえること、②エフォートは、上記契約書を平成27年10月4日にファクシミリで被告Aに送信したことに鑑みると、上記原告が上記クレジット契約申込書に署名捺印してクレジット契約の申込みをしたのは、クレジット契約申込書記載のとおり同月3日であったと考えられる。

原告86 契約3については、①同原告がクレジット契約申込書（甲86

(3)-1) に署名捺印しており、同署名は被告A が提出したクレジット契約書(乙A 8 6(3)-1) の署名と筆跡が同じであることから、これらの書面は同一のものといえること、②エフォートは、上記契約書を平成27年3月19日にファクシミリで被告A に送信したことに鑑みると、上記原告が上記クレジット契約申込書に署名捺印してクレジット契約の申込みをしたのは、同書面記載のとおり同日であったと考えられる。

仮に、クレジット契約申込書作成日すなわちクレジット契約の申込日がクレジット契約申込書記載のとおりではなかったとしても、第1事件原告らは、エフォートと電話やメールで連絡を取り合っていたことに鑑みると、クレジット契約申込書作成の前に電話やメールでクレジット契約の申込みをし、その日が申込日としてクレジット契約申込書に記載された可能性があり、そうすると、第1事件原告ら主張に係る不備はない。

さらに、たとえクレジット契約申込みの年月日がクレジット契約申込書記載の年月日ではなかったとしても、本件においては、クーリング・オフの行使可能期間を進行させないほどの不備があるということはできない。すなわち、法定書面においてクレジット契約申込み年月日が必要的記載事項とされている趣旨は、クーリング・オフの行使可能期間の起算日特定の手掛かりとすることである。第1事件原告らは、エフォートから、各契約のクレジット契約申込書と同時に代金の負担はないなどと記載された覚書を受領しており、クレジット契約申込書記載の日が上記起算日となることを理解していたものということができる。特に、原告14 契約5(無償交換)につき、同原告は、エフォートから、無償交換の期間を過ぎたのでクレジット契約書の申込日付けを実際の申込日とは異なる日にしておく旨の説明を受けてこれを了承した。

(3) 争点(1)(主位的主張) ウ(割販法35条の3の13第1項6号等に基づく不実の告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否)について  
〔第1事件原告らの主張〕

①エフォートによる訪問販売に係る契約及び電話勧誘販売に係る契約（主張・抗弁一覧表中「販売類型」欄に「訪販」、「電話」の記載があるもの）については、割販法35条の3の13第1項6号所定の事項の不実告知（原告12 契約1について、加えて同項4号所定の事項の不実告知）を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しを、②エフォートによる特定継続的役務提供契約（主張・抗弁一覧表中「販売類型」欄に「特役」の記載があるもの）については、同法35条の3の15第1項7号所定の事項の不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しを主張する。

### ア モニター

#### (ア) 不実の告知

エフォートは、第1事件原告らに第1事件被告らとのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、第1事件原告らに対し、特定の教材や授業につき人数及び対象を限定したモニターを設けており、モニターになれば上記教材や授業を無償で使用、受講することができる旨を述べて、第1事件原告らの子らをモニターにすることを勧めた。その上で、同社は、第1事件原告らに対し、子らをモニターにするに当たり売買契約及びクレジット契約の締結をするが、クレジット代金は同社が負担するので第1事件原告らに負担は生じない旨を告知して勧誘した。

実際には、第1事件原告らのみでも71名、61家族がエフォートとモニターの契約を締結しており、契約総数は136個に上る。通常の契約期間は3年であり、かなり長期にわたる。したがって、モニターの人数及び対象が限定されているという告知の内容は不実なものであった。

また、単なるモニターとしての教材使用、授業受講であれば、売買契約及びクレジット契約のいずれも締結する必要はなく、これらの契約の締結を要するという告知の内容は不実なものであった。

さらに、エフォートは、クレジット代金全額を負担する意思はあっても、現実に

は同負担に必要な支払能力を備えていなかったのであり、クレジット代金は同社が負担するので第1事件原告らに負担は生じないという告知の内容も不実なものであった。

しかし、第1事件原告らは、上記各告知の内容を真実と誤認して、エフオートと売買契約を締結するとともに第1事件被告らに対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記各告知の内容は、最高裁平成27年(受)第659号平成29年2月21日第三小法廷判決・民集71巻2号99頁が掲げる契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である第1事件原告らが実質的に負うこととなるリスクの有無、  
10 あっせん業者である第1事件被告らに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法35条の3の13第1項6号及び同法35条の3の15第1項7号各所定(以下「割販法35条の3の13第1項6号等所定」という。)の「重要なもの」に該当する。

#### (イ) 誤認について

本件のような個別信用購入あっせんは、クレジットカードを使用する包括信用購入あっせんと異なり、一般人になじみが薄いものであり、あっせん業者、販売業者等及び購入者等の三者間の仕組みを理解している者は少ない。第1事件原告らも、個別信用購入あっせんにおける上記仕組みを十分に理解しているわけではなく、被告Aの主張のようにクレジット契約締結の要否やクレジット代金の負担の有無について正しく認識していたとは必ずしもいえない。第1事件原告らは、クレジット契約の手続に精通したエフオートからの指示を受けて同指示内容は手続上必要なものと信じ、そのとおりに電話意思確認に対応していたにすぎず、自身の対応が虚偽回答や自らクレジット代金を負担して契約書記載の商品を購入する意思の仮装などの不正行為に当たるとの意識はなかった。したがって、第1事件原告らにおいて、不正行為に及んでまでクレジット契約を締結する必要があると認識していたことはあり得ない。

また、営業戦略の1つとして、モニターを募集し、応募者に経済的負担を課すことなく商品やサービスを提供することは、実際に行われている。この点に鑑みると、経済的負担を全く伴わずに商品やサービスの提供を受けることが経験則に反するまではいえない。

5 (イ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無について

仮に被告A 主張に係るエフォートによるクレジット代金の負担の肩代わりといふ誤認以外の事情が介在するとしても、エフォートから適正な説明が行われるなどして誤認状態が消滅し、その後に消費者である第1事件原告らの自由意思により契約申込みの意思表示がなされるなどの事情がない限り、誤認とクレジット契約申込みの意思表示との事実的因果関係は断絶しない。本件においては、事実的因果関係を断絶させる事情の存在は認められない。

イ お試し

(ア) 不実の告知

エフォートは、第1事件原告らに第1事件被告らとのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、第1事件原告らに対し、一定の期間無償で教材使用や授業受講が可能なお試し制度を紹介し、同制度の利用を勧めた。その上で、同社は、第1事件原告らに対し、お試し制度の利用に当たり売買契約及びクレジット契約の締結を要するが、クレジット代金の初回支払日前に設定するお試し期間終了までは、第1事件原告らに負担が生じることはない、お試し期間中又は一定の条件を満たせば負担なしで解約することができる旨を告知した。

実際には、無償のお試しであれば、売買契約及びクレジット契約のいずれも締結する必要はなく、これらの契約の締結を要するという告知の内容は不実なものであった。

25 また、いったんクレジット契約が成立すれば、クレジット代金支払義務が発生し、法定解除事由がない限り負担なしで解約することはできない。この点に関し、

エフオートは、解約後のクレジット代金全額を負担することにより第1事件原告らに負担を生じさせない意思があったとしても、現実には同負担に必要な支払能力を備えていなかった。したがって、お試し期間中又は一定の条件を満たせば負担なしで解約することができるという告知の内容も不実なものであった。

5 しかし、第1事件原告らは、上記各告知の内容を真実と誤認して、エフオートと売買契約を締結するとともに第1事件被告らに対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である第1事件原告らが実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である第1事件被告らに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。

#### (イ) 誤認について

上記ア(イ)と同様。特にお試し制度において、顧客は、一定期間経過後に契約を継続することもでき、その場合は継続分の対価を支払うこととなる。お試し期間中は、顧客が購入の可否を判断する期間であり、購入する可能性も残されている。したがって、信販会社による電話意思確認に対し、購入意思があることを前提とした回答をしても、同回答は虚偽とはいえない。

#### (ウ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無について

20 上記ア(ウ)と同様。

### ウ 無償交換、無償提供

#### (ア) 不実の告知

エフオートは、第1事件原告らに第1事件被告らとのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、第1事件原告らに対し、以前に提供した商品を更新したので、サービスとして無償で旧商品を新商品に交換する、従前の取引に関するおわび又はお礼等の趣旨として教材等を無償で提供する

旨を述べた。その上で、同社は、第1事件原告らに対し、上記無償交換、無償提供を受けるには、売買契約及びクレジット契約の締結を要するが、第1事件原告らに負担は生じない旨を告知した。

実際には、無償交換、無償提供であれば、売買契約及びクレジット契約のいずれも締結する必要はなく、これらの契約の締結を要するという告知の内容は不実なものであった。

また、クレジット契約を締結すれば第1事件原告らにクレジット代金支払義務が発生する。この点に関し、エフォートは、クレジット代金全額を負担することにより第1事件原告らに負担を生じさせない意思があったとしても、現実には同負担に必要な支払能力を備えていなかった。したがって、第1事件原告らに負担は生じないという告知の内容も不実のものであった。

しかし、第1事件原告らは、上記各告知の内容を真実と誤認して、エフォートと売買契約を締結するとともに第1事件被告らに対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である第1事件原告らが実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である第1事件被告らに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。

#### 20 (イ) 誤認について

上記ア(イ)と同様。なお、原告14は、生命保険契約締結業務の経験を有するが、生命保険契約において個別信用購入あっせんが利用されることはない。したがって、上記原告も、他の第1事件原告らと同様に、個別信用購入あっせん契約の仕組みを十分に理解していたとはいえない。

#### 25 (ウ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無について

上記ア(ウ)と同様。

## エ 切り替え

### (イ) 不実の告知

エフオートは、第1事件原告らに第1事件被告らとのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、第1事件原告らに対し、  
通信制高校の学習センター開設に当たり財政の審査が厳しくなった、クレジット会  
社が変わった、従前のクレジット契約を解約して整理したいなどエフオート側の事  
情を挙げて、従前のクレジット契約のクレジット代金支払方法や支払時期の変更、  
クレジット会社自体の変更、上記整理に当たり、新たなクレジット契約の締結が必  
要になる旨を述べた。その上で、エフオートは、第1事件原告らに対し、従前の契  
約の切り替えにすぎないので第1事件原告らに新たな負担が生じることはない、従  
前のクレジット契約においてエフオートがクレジット代金を負担することになって  
いたものについては切り替え後も引き続き負担する、従前のクレジット契約はエフ  
オートが解約する旨を告知した。

実際には、新たなクレジット契約締結が必要になったのは、エフオートの資金繰  
りのためであった。同社は、上記締結の必要性につき、資金繰りの事情を秘して上  
記のとおり審査が厳しくなったなどという理由を挙げており、これは不実の告知に  
当たる。

切り替え後のクレジット代金の負担についても、エフオートは、全額負担する意  
思はあったものの、同負担に必要な支払能力は備えていなかった。さらに、切り替  
えの対象とされた従前のクレジット契約はそのまま存続し、切り替え前後のクレジ  
ット契約が併存する状態になった。したがって、第1事件原告らに新たな負担が生  
じることはない、従前のクレジット契約は同社が解約する旨の告知の内容も不実な  
ものであった。

しかし、第1事件原告らは、上記各告知の内容を真実と誤認して、エフオートと  
売買契約を締結するとともに第1事件被告らに対してクレジット契約申込みの意思  
表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である第1事件原告らが実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である第1事件被告らに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。

5 (イ) 誤認について

上記ア(イ)と同様。

(ウ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無について

上記ア(ウ)と同様。

10 オ 無料指導付き教材販売

【原告12 契約1】

エフォートは、原告12 に被告8 とのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、平成26年2月初旬頃、上記原告に対し、当時中学1年生であった長女に関して、教材を購入すれば無料で週2回のスカイプによる授業を受講することができる、長女の高校進学後も面倒を見ると告知し、教材購入を勧めた。

上記原告は、教材購入に付帯する無料の授業が長女の高校進学後も続き、少なくともクレジット代金の支払が終了する平成30年7月までの4年間は受講可能なものと認識した。

しかし、エフォートは、平成27年6月下旬頃、上記原告の妻である原告13 に対し、上記授業は長女の中学校卒業までであり、高校進学後も受講を継続するためには新たな契約締結が必要になる旨を告げた。したがって、エフォートは、実際には長女の高校進学後まで上記授業を提供する意思はなかったものといえるから、長女の高校進学後も面倒を見るとの上記告知の内容は不実なものであつた。

上記原告は、上記告知の内容を真実と誤信して上記のとおり無料の授業の受講可

能期間を少なくとも平成30年7月までと認識し、エフォートとの教材の売買契約及びその代金の立替払に係る被告Bとのクレジット契約を締結した。上記原告は、無料の授業受講が長女の中学校卒業すなわち平成28年3月までの約2年間のみということを認識していれば、分割払手数料込みで総額100万円を超える高額のクレジット代金の支払を要する上記教材を購入することはなく、上記各契約を締結しなかつた。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である上記原告が実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である被告Bに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法3・5条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。また、上記告知の内容は、同項4号所定の「役務の提供時期」にも該当する。

### 力 授業

#### 【原告13 契約5】

##### 15 (ア) 不実の告知

エフォートは、原告13に被告Aとのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、平成27年6月下旬頃、上記原告に対し、上記才の原告12名義の契約1(無料指導付き教材販売)に基づき無料で提供していたスカイプの授業は、上記原告らの長女が中学校を卒業する平成28年3月までなので間もなく終了する、長女の高校進学後も受講を継続するためには新たな契約締結を要するが、現在、継続キャンペーンを実施しており、同キャンペーンを利用すればスカイプの授業の頻度を週2回から週3回に増やすことができると説明した上、原告13名義のクレジット契約締結を求め、平成28年1月末までであれば無条件で上記クレジット契約を解約することができ、解約すればクレジット代金の負担は生じない旨を告知した。

実際には、法定解除事由がない限り負担なしでクレジット契約を解約することは

できない。この点に関し、エフォートは、解約後のクレジット代金全額を負担することにより上記原告に実質的にクレジット代金の負担をさせないようにする意思を有していたとしても、同社は、同負担に要する支払能力を備えていなかった。したがって、クレジット契約の解約及びクレジット代金の負担に関する上記告知の内容は、不実なものであった。

原告 13 は、個別信用購入あっせんの仕組みを通じておらず、エフォートの説明に疑いを抱かなかつた。また、契約 1 自体、スカイプの授業を無料で提供するというものであったことから、上記原告は、契約 5において無料で授業等の提供を受けることを当然のこととして捉え、クレジット代金を負担することは想定していなかつた。

そのために、上記原告は、上記告知の内容を真実と誤認して、エフォートと売買契約を締結するとともに被告 A に対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である同原告が実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である被告 A に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号等所定の「重要なもの」に該当する。

(イ) 誤認及び誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係

上記ア(イ)、(ウ)と同じ。

【原告 56 契約 4】

(ア) 不実の告知

エフォートは、原告 56 に被告 A とのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、上記原告に対し、平成 26 年 8 月頃、当時中学 3 年生であった同原告の二女に関して、高校入学後の授業の先取り契約を勧め、平成 27 年 3 月 15 日までであれば負担を伴わずに上記先取り

契約を解約することができ、解約すればクレジット代金の負担は生じない旨を告知した。

実際には、法定解除事由がない限り負担なしでクレジット契約を解約することはできない。この点に関し、エフオートには、解約後のクレジット代金全額を負担することにより上記原告に実質的にクレジット代金の負担をさせないようにする意思を有していたとしても、同社は、同負担に要する支払能力を備えていなかった。したがって、クレジット契約の解約及びクレジット代金の負担に関する上記告知の内容は、不実なものであった。

しかし、上記原告は、上記告知の内容を真実と誤認して、エフオートと売買契約を締結するとともに被告Aに対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である同原告が実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である被告Aに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。

(イ) 誤認及び誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係について  
上記ア(イ)、(ウ)と同じ。

#### 【原告66 契約5】

##### (ア) 不実の告知

エフオートは、原告66に被告Bとのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、平成26年9月頃、同意図を秘したまま、上記原告に対し、当時、エフオートのインターネット授業を受講していた中学3年生の同原告の長男に関して、高校入学後の受講継続についての意思を確認するとともに、継続の仮申込みをすれば翌年4月から2年間専属チューターを無料で付ける、その特典を受けるためには仮申込手続としてクレジット契約の締結を要する旨を説明した。その上で、エフオートは、平成27年3月末日までであれば負担を伴わず

に解約することができ、解約すればクレジット代金の負担は生じない旨を告知した。

実際には、法定解除事由がない限り負担なしでクレジット契約を解約することはできない。この点に関し、エフオートは、解約後のクレジット代金全額を負担することにより上記原告に実質的にクレジット代金の負担をさせないようにする意思を有していたとしても、同社は、同負担に要する支払能力を備えていなかった。したがって、クレジット契約の解約及びクレジット代金の負担に関する上記告知の内容は、不実なものであった。

しかし、上記原告は、上記告知の内容を真実と誤認して、エフオートと売買契約を締結するとともに被告 A に対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である同原告が実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である被告 A に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法3・5条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。

(イ) 誤認及び誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係について  
上記ア(イ)、(ウ)と同じ。

#### キ 解約処理（原告53

#### 契約8）

##### (ア) 不実の告知

エフオートは、原告53 に被告A とのクレジット契約を締結させて立替金を不正取得しようと企て、同意図を秘したまま、平成27年6月、上記原告に対し、通信制高校の開設に当たり財務整理を要するので現存の契約を全てきれいにする旨を述べた。さらに、エフオートは、同年10月6日、上記原告に電話をかけ、5分後に被告A から電話がかかってくるが、それは従前の契約を全て終わらせるための手続である旨を告知した上、とにかく「はい」と答えるよう求めた。

実際には、被告A からの電話は、新たなクレジット契約締結に向けて上記原

告の契約の意思を確認するものであったから、上記告知の内容は不実なものであった。

しかし、上記原告は、上記告知の内容を真実と誤認して、エフォートと売買契約を締結するとともに被告Aに対してクレジット契約申込みの意思表示をした。

上記告知の内容は、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者である同原告が実質的に負うこととなるリスクの有無、あっせん業者である被告Aに実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものであるから、契約締結の動機に関する重要な事項といえ、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当する。

10 (イ) 誤認及び誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係について  
上記(イ)、(ウ)と同じ。

#### 〔被告Aの主張〕

第1事件原告らは、いずれも購入者として保護に値せず、第1事件原告ら主張に係る不実の告知を理由とする本件クレジット契約申込みの意思表示の取消しあは認められない。

#### ア モニター

(ア) 告知の割販法35条3の13第1項6号等所定の「重要なもの」該当性  
告知の内容は不知。仮に第1事件原告ら主張に係る告知があったとすると、同告知の内容は、①第1事件原告らにおいて、エフォートとの間で架空の教材売買契約を、被告Aとの間で上記契約に対応したクレジット契約を締結する、②エフォートがクレジット代金を負担し、それによって第1事件原告らの子らはモニターとして実質無償で教材の使用、授業の受講をすることができる、③第1事件原告らは、被告Aによる電話意思確認の際、モニターのことやクレジット代金をエフォートが負担することは伏せておくというものである。これらの点に鑑みれば、上記告知は、被告Aのクレジット契約締結に関する自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたものといえる。

したがって、第1事件原告らにおいて上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項は、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当しない。

5 (イ) 告知の不実性

①第1事件原告らを含むエフォートの顧客全員が同時期にモニターとして勧誘されたわけではなかったこと、②上記告知当時、エフォートは、クレジット代金の負担を肩代わりする意思を有しており、その結果、第1事件原告らの子がモニターとして実質無償で教材の使用や授業の受講をすることが予定されていたことから、第10 1事件原告ら主張に係る告知の内容は、不実に当たらない。特に、原告12

契約2に関しては、同原告の主張によれば、エフォートからクレジット代金相当額をモニター料として同原告に支払う旨の説明を受けたというのであるから、同社がクレジット代金を負担するという告知の内容が不実ではないのは明らかである。

(ウ) 誤認の有無

15 ①第1事件原告らは、従前のエフォートとの取引経緯から、本件においても同社がクレジット代金の負担を肩代わりする予定であったことを認識していた。第1事件原告らは、いずれも相当程度の取引経験を有しているのであるから、上記肩代わりという不自然なことをしてまでクレジット契約を締結する必要がないのは、当然に理解できたはずである。②また、第1事件原告らは、実際には、売買契約書及びクレジット契約書記載の商品を購入する意思はなく、エフォートとの間においてクレジット代金の負担の肩代わりや授業の無償受講等記載外の約束があったのに、被告Aによる電話意思確認に対しては、自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思があり、エフォートとの間に契約書記載外の約束は存在しないかのように装うなどしているが、そのように明らかな不正行為に及んでまでクレジット契約を締結する必要がないことも、自明である。これらの点に鑑みれば、第1事件原告らは、モニターについてクレジット契約締結の必要がないことを理解してお

り、同締結の要否について誤認があったとはいえない。

第1事件原告らは、売買契約書及びクレジット契約書に署名捺印し、被告Aの電話意思確認にも対応しており、クレジット代金支払債務を負担する効果意思を有していたということができる。加えて、第1事件原告らは、エフォートとの従前の契約及び本件契約に基づき、実際に商品やサービスの提供を受けていたのであるから、経験則上、同社がクレジット代金の負担を肩代わりしない場合には、自身の経済的負担においてクレジット代金支払義務を履行しなければならないことは理解していたはずである。したがって、クレジット代金の負担の有無についても、誤認があったとはいえない。

#### 10 (エ) 誤認とクレジット契約の申込みの意思表示との因果関係の有無

第1事件原告らは、エフォートにおいてクレジット代金の負担の肩代わりをするものと認識しており、したがって、実質的に無償でモニターとして教材の使用や授業の受講ができるものと考えていたといえるから、上記(ウ)のとおり誤認がなかったとしても、クレジット契約申込みの意思表示をしたはずである。

15 よって、第1事件原告ら主張に係る誤認とクレジット契約申込みの意思表示との間に因果関係は存しない。

#### イ お試し

##### (ア) 告知の割販法35条3の13第1項6号等所定の「重要なもの」該当性

告知の内容は不知。第1事件原告ら主張に係るエフォートの告知は、概要、「お試しではあるが、形式的に売買契約及びクレジット契約を締結してほしい。売買の対象については、「授業」とするとクレジット契約の審査を通りにくくなるので、「教材」にしてほしい。お試し期間終了前であればクレジット契約を解約することができる。信販会社による電話意思確認の際、付帯サービスや約束事項の有無を問われるが、いずれもない旨を回答し、また、お試しのことは伏せてほしい。」というものである。

①上記告知の内容は、架空の教材売買契約及び同契約に対応したクレジット契約

の締結並びに信販会社による電話意思確認に対する虚偽的回答を依頼するものであること、②同様の「お試し」を経験した者は、上記告知中の「解約」につき、エフオートが解約後のクレジット代金相当額を顧客の口座に振り込むなどして負担を肩代わりする方法によることを知っており、実質的に、お試し期間終了後はエフオートがクレジット代金を負担する旨の告知をされたといえることに鑑みれば、上記告知は、被告A のクレジット契約締結に関する自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたものといえる。

したがって、第1事件原告らにおいて上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項は、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当しない。

#### (イ) 告知の不実性

①エフオートのお試し制度は、契約の予約と解する余地があり、その場合、同社が予約契約の趣旨で契約締結を求めることがあり得ること、②解約に関する告知の実質的内容は、売買契約については合意解約をし、クレジット契約については同社がクレジット代金の負担を肩代わりするというものであるところ、同社は、上記告知の時点において明らかに上記肩代わりの意思を有していたといえるから、上記告知の内容は不実に当たらない。

#### (ウ) 誤認の有無

①第1事件原告らは、従前のエフオートとの契約においても同社がクレジット代金の負担を肩代わりしたことを認識している。第1事件原告らは、いずれも相当程度の取引経験を有しているのであるから、上記肩代わりという不自然なことをしてまでクレジット契約を締結する必要がないのは、当然に理解できたはずである。②また、第1事件原告らは、実際には、売買契約書及びクレジット契約書記載の商品を購入する意思ではなく、エフオートとの間においてクレジット代金の負担の肩代わりや授業の無償受講等契約書記載外の約束があったのに、被告A による電話意

思確認に対しては、自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思があり、エフオートとの間に契約書記載外の約束は存在しないかのように装うなどしているが、そのように明らかな不正行為に及んでまでクレジット契約を締結する必要がないことは、自明である。これらの点に鑑みれば、第1事件原告らは、お試しについてクレジット契約締結の必要がないことを理解しており、上記締結の要否について誤認があったとはいえない。

売買契約書及びクレジット契約書のいずれにもクーリング・オフについての説明が目立つ形で明記されており、電話意思確認の際にもクーリング・オフに関する注意喚起がされていた。第1事件原告らは、従前のエフオートとの取引においても、同様の記載がある契約書を交付され、上記注意喚起も受けていた。加えて、第1事件原告らは、従前の同社との取引経緯から、解約によってクレジット代金支払債務が消滅するわけではなく、同社がクレジット代金の負担を肩代わりすることになるものと認識していたのであるから、クレジット契約を消滅させるという意味での解約は、全く考えていなかったものということができる。これらの点に鑑みれば、第1事件原告らにおいて解約に関する誤認があったということはできない。

第1事件原告らは、エフオートとの従前の契約及び本件契約に基づいて実際に商品やサービスの提供を受けていたのであるから、経験則上、同社がクレジット代金の負担を肩代わりしない場合には、自身の経済的負担においてクレジット代金支払義務を履行しなければならないことは理解していたはずである。したがって、クレジット代金の負担の有無についても、誤認があったとはいえない。

## (エ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無

第1事件原告らは、エフオートにおいてクレジット代金の負担を肩代わりするものと認識しており、したがって、実質的に無償で解約ができるものと考えていたといえるから、上記(ウ)のとおり誤認がなかったとしても、クレジット契約申込みの意思表示をしたはずである。

よって、第1事件原告ら主張に係る誤認とクレジット契約申込みの意思表示との

間に因果関係は存しない。

#### ウ 無償交換、無償提供

(ア) 告知の割販法35条3の13第1項6号等所定の「重要なもの」該当性

告知の内容は不知。第1事件原告らは、被告Aとのクレジット契約締結以前に、エフォートとの契約に関して被告B等の信販会社と複数回にわたりクレジット契約を締結しており、エフォートがクレジット代金相当額の金員を第1事件原告ら名義の口座に送金し、同口座から信販会社によりクレジット代金が引き落とされることを認識していた。そうすると、仮に第1事件原告ら主張に係る告知があったとしても、同告知の内容は、①第1事件原告らが商品を購入したことにしてクレジット契約を申し込み、エフォートがクレジット代金を負担することによって、第1事件原告らにおいて実質無償で教材や授業の提供を受けることができる、②信販会社による電話意思確認の際、無償交換、無償提供のことやクレジット代金をエフォートが負担することは伏せておくというものである。

これらの点に鑑みれば、上記告知は、被告Aのクレジット契約締結に関する自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたものといえる。

したがって、第1事件原告らにおいて上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項は、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当しない。

##### (イ) 告知の不実性

上記告知当時、エフォートは、クレジット代金の負担を肩代わりする意思を有しており、その結果、第1事件原告らにおいて実質無償で教材や授業の提供を受けることが予定されていたことから、第1事件原告ら主張に係る告知の内容は、不実に当たらない。

##### (ウ) 誤認の有無

①第1事件原告らは、いずれも相当程度の取引経験を有しているのであるから、

無償で商品やサービスの交換、提供を受けるために売買契約もクレジット契約も締結する必要がないことは、理解できたはずである。②また、第1事件原告らは、従前のエフオートとの契約においても同社がクレジット代金の負担を肩代わりしたこと認識しており、上記肩代わりという不自然なことをしてまでクレジット契約を締結する必要がないことも、当然に理解できたはずである。③加えて、第1事件原告らは、実際には、売買契約書及びクレジット契約書記載の商品を購入する意思はなく、エフオートとの間においてクレジット代金の負担の肩代わりや授業の無償受講等契約書記載外の約束があったのに、被告Aによる電話意思確認に対しては、自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思があり、エフオートとの間に契約書記載外の約束は存在しないかのように装うなどしているが、そのように明らかな不正行為に及んでまでクレジット契約を締結する必要がないことも、自明である。これらの点に鑑みれば、第1事件原告らは、無償交換、無償提供についてクレジット契約締結の必要がないことを理解しており、上記締結の要否について誤認があったとはいえない。

また、第1事件原告らは、④従前のエフオートとの契約に関し、信販会社による電話意思確認に対して、契約書の控えを受領した旨回答したこと、⑤上記のエフオートによるクレジット代金の負担の肩代わりを認識していたことによれば、クレジット代金支払義務を負担する効果意思を有していたものといえる。さらに、第1事件原告らは、エフオートとの従前の契約及び今回の契約に基づき、実際に商品やサービスの提供を受けていたのであるから、経験則上、同社がクレジット代金の負担を肩代わりしない場合には、自身の経済的負担においてクレジット代金支払義務を履行しなければならないことは理解していたはずである。したがって、クレジット代金の負担の有無についても、誤認があったとはいえない。

特に、原告14は、生命保険会社の営業部に勤務していたのであるから、第1事件原告ら主張に係る誤認をしたとは考えられない。

#### (エ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無

第1事件原告らは、エフオートがクレジット代金の負担を肩代わりするものと認識しており、したがって、実質的に無償で教材や授業の使用、受講ができるものと考えていたといえるから、上記(ウ)のとおり誤認がなかったとしても、クレジット契約申込みの意思表示をしたはずである。

よって、第1事件原告ら主張に係る誤認とクレジット契約申込みの意思表示との間に因果関係は存しない。

## エ 切り替え

### (ア) 告知の割販法35条3の13第1項6号等所定の「重要なもの」該当性

告知の内容は不知。仮に第1事件原告ら主張に係る告知があったとすると、同告知の内容は、①第1事件原告らが経済的負担なしに商品又はサービスを得られるように切り替え後のクレジット代金もエフオートが負担する、②第1事件原告らは、信販会社による電話意思確認の際、切り替えのことやクレジット代金をエフオートが負担することは伏せておくというものである。なお、①に関し、切り替え後のクレジット契約の大半は、切り替え前のクレジット契約の対象商品とは別の商品の売買を前提とするものであるが、同前提に係る商品売買は架空のものである。

これらの点に鑑みれば、上記告知は、被告Aのクレジット契約締結に関する自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたものといえる。

したがって、第1事件原告らは、上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項は、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当しない。

### (イ) 告知の不実性

切り替え後の契約についても、従前同様、エフオートによるクレジット代金の負担の肩代わりが予定されていたところ、同社が資金繰りの状況等からクレジット契約の支払方法等につき変更の必要性があると判断することは、十分にあり得る。そうすると、改めてクレジット契約締結の必要がある旨の上記告知の内容は、不実には当たらない。

エフオートは、上記告知の時点においてクレジット代金の負担を肩代わりする意思を有していたといえるから、上記負担に関する上記告知の内容も、不実には当たらない。

(ウ) 誤認の有無

①第1事件原告らは、従前もエフオートとの契約において同社がクレジット代金の負担を肩代わりしたことを認識しており、この点に鑑みれば、上記告知をもって従前の契約の切り替えにすぎないものと誤認していたわけではなく、同社が切り替えの前後いずれのクレジット代金についても支払を肩代わりする旨理解していたといえる。第1事件原告らは、いずれも相当程度の取引経験を有しているのであるから、上記肩代わりという不自然なことをしてまでクレジット契約を締結する必要がないのは、当然に理解できたはずである。②また、第1事件原告らは、従前のエフオートとの契約及び今回の契約に関し、実際には、売買契約書及びクレジット契約書記載の商品を購入する意思はなく、エフオートとの間においてクレジット代金の負担の肩代わりや契約切り替え等契約書記載外の約束があったのに、被告Aを含む信販会社による電話意思確認に対しては、自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思があり、エフオートとの間に契約書記載外の約束は存在しないかのように装う、FやGなど契約名義人以外の者に対応させるなどしているが、そのように明らかな不正行為に及んでまでクレジット契約を締結する必要がないことは、自明である。これらの点に鑑みれば、第1事件原告らは、切り替えに当たりクレジット契約締結の必要がないことを理解しており、同締結の要否について誤認があったとはいえない。

第1事件原告らは、エフオートとの従前の契約及び今回の契約に基づいて実際に商品やサービスの提供を受けていたのであるから、経験則上、同社がクレジット代金の負担を肩代わりしない場合には、自身の経済的負担においてクレジット代金支払義務を履行しなければならないことは、理解していたはずである。したがって、クレジット代金の負担の有無についても、誤認があったとはいえない。



原告 5 契約 10, 原告 6 契約 5, 原告 8 契約 6 について  
は、上記に加え、単なる切り替えであればその前後で対象商品が変わることはない  
ところ、売買契約書及びクレジット契約書記載の商品名は、切り替えの前後で異な  
っている。したがって、同原告らにおいて、当該契約がそれ以前の契約の切り替え  
5 であると誤認したとはいえない。

原告 27 は、平成 27 年 11 月、契約 6 に関する被告 A からの照会  
に対し、クレジット代金はいったんエフオートが立て替えて支払い、後日同社に返  
金する予定である旨を回答した。上記原告において同社がクレジット代金の負担を  
肩代わりすると誤認していたのであれば、上記回答をするはずがない。

10 (二) 誤認とクレジット契約の申込みの意思表示との因果関係の有無

第 1 事件原告らは、エフオートにおいてクレジット代金の負担を肩代わりするも  
のと認識しており、したがって、実質的に経済的負担を伴わずにクレジット契約を  
切り替えることができるものと考えていたといえるから、上記(ウ)のとおり誤認がな  
かったとしても、クレジット契約申込みの意思表示をしたはずである。

15 よって、第 1 事件原告ら主張に係る誤認とクレジット契約の申込みの意思表示と  
の間に因果関係は存しない。

才 授業 (原告 13 契約 5, 原告 5・6 契約 4)

【原告 13. 契約 5】

(ア) 告知の割販法 35 条 3 の 13 第 1 項 6 号等所定の「重要なもの」該当性  
20 告知の内容は不知。原告 13. 主張に係る告知の内容は、①同原告におい  
て、エフオートとの間で購入の実質を伴わない架空の教材売買契約を、被告 A  
との間で上記契約に対応したクレジット契約を締結する、②同原告は、被告 A  
による電話意思確認の際、授業のことやクレジット代金をエフオートが負担するこ  
とは伏せておくというものである。これらの点に鑑みれば、上記告知は、被告 A  
25 のクレジット契約締結に関する自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたもの  
といえる。

したがって、上記原告において上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項は、割販法35条の3の13第1項6号等所定の「重要なもの」に該当しない。

(イ) 告知の不実性

エフオートは、上記告知当時、従前の契約と同様にクレジット代金の負担を肩代わりする意思を有していたのであるから、平成28年1月末日までであれば負担を伴わずにクレジット契約を解約できる旨の告知が不実とはいえない。

原告12 契約1は、同原告と原告13 が当時中学1年生であつた長女に使用させる目的でエフオートから購入した「要点指導書中1～中3 9教科s」という名称の教材の売買契約に関するものである。同名称に鑑みると、上記契約に基づく役務提供期間の終期は、長女の中学3年終了時である平成28年3月末とみるのが自然であり、原告13 主張に係る平成30年7月27日であったとは考え難い。そうであれば、エフオートにおいて、平成27年7月頃、そろそろ上記役務提供期間が終わる旨を告げて新たな契約の締結を勧めることは、不実とはいえない。

(ウ) 誤認の有無

上記契約の売買契約書及びクレジット契約書のいずれにもクーリング・オフについての説明が目立つ形で明記されており、電話意思確認の際にもクーリング・オフに関する注意喚起がされていた。原告13 は、従前のエフオートとの取引においても、同様の記載がある契約書を交付され、上記注意喚起も受けている。加えて、上記原告は、従前の同社との取引経緯から、解約によってクレジット代金支払債務が消滅するわけではなく、同社がクレジット代金の負担を肩代わりすることになるものと認識していたのであるから、クレジット契約を消滅させるという意味での解約は、全く考えていないかったものということができる。これらの点に鑑みれば、上記原告において解約に関する誤認があったということはできない。

上記原告は、エフオートとの従前の契約及び今回の契約に基づいて実際に商品や

サービスの提供を受けていたのであるから、経験則上、同社がクレジット代金の負担を肩代わりしない場合には、自身の経済的負担においてクレジット代金支払義務を履行しなければならないことは理解していたはずである。したがって、クレジット代金の負担の有無についても、誤認があったとはいえない。

5. (エ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無

原告 13 は、エフオートにおいてクレジット代金の負担を肩代わりするものと認識しており、したがって、実質的に経済的負担を伴うことなく契約 5 を解約することができるものと考えていたといえるから、上記(ウ)のとおり誤認がなかつたとしても、クレジット契約の申込みの意思表示をしたものといえる。

10 したがって、上記原告主張に係る誤認とクレジット契約申込みの意思表示との間に因果関係はない。

【原告 5 6 契約 4】

(ア) 告知の割販法 35 条 3 の 13 第 1 項 6 号等所定の「重要なもの」該当性

告知の内容は不知。原告 5 6 主張に係る告知の内容は、①同原告において、エフオートとの間で購入の実質を伴わない架空の教材売買契約を、被告 A との間で上記契約に対応したクレジット契約を締結する、②上記原告は、被告 A による電話意思確認の際、授業のことやクレジット代金をエフオートが負担することは伏せておくというものである。これらの点に鑑みれば、上記告知は、被告 A のクレジット契約締結に関する自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたものといえる。

20 したがって、上記原告において上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項は、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号等所定の「重要なもの」に該当しない

(イ) 告知の不実性

25 原告 5 6 主張に係る告知の内容中、「解約」は、以後のクレジット代金については、エフオートが上記原告の口座にクレジット代金相当額を振り込むなど

の方法により負担を肩代わりすることを意味するものと解される。同社は、上記告知当時、クレジット代金の負担を肩代わりする意思を有していたのであるから、解約に関する告知は、不実に当たらない。

(ウ) 誤認の有無

5 【原告 1 3 契約 5】(ウ)と同様

(エ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無

【原告 1 3 契約 5】(エ)と同様

カ 解約処理

【原告 5 3 契約 8】

10 (ア) 告知の割販法 35 条 3 の 13 第 1 項 6 号等所定の「重要なもの」該当性  
告知の内容は不知。原告 5 3 主張に係る告知の内容は、①商品の引渡し  
やクレジット代金支払さえ伴わない架空の売買契約を締結し、その代金の立替払を  
被告 A に申し込むこと、②被告 A による電話意思確認の際、解約処理のこ  
とやクレジット代金をエフォートが負担することは伏せておくというものである。

15 これらに鑑みれば、上記告知は、被告 A のクレジット契約締結に関する  
自己決定権侵害及び財産権侵害に向けられたものといえる。

したがって、上記原告において上記告知の内容を真実と誤認してクレジット契約  
の申込みをしたとしても、購入者として保護に値しない。よって、上記告知事項  
は、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号等所定の「重要なもの」に該当しない。

20 (イ) 告知の不実性

エフォートは、上記告知の時点において従前のクレジット契約及び契約 8 のクレ  
ジット代金の負担を肩代わりする意思を有しており、同肩代わりにより従前のクレ  
ジット契約に係る債務を完済する意思を有していたといえるから、上記告知の内容  
は、不実には当たらない。

25 (ウ) 誤認の有無

原告 5 3 は、①従前、エフォートとの売買契約に関して複数回にわたり

クレジット契約を締結しており、その都度クレジット契約書、売買契約書及び「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面を受領し、信販会社による電話意思確認を受けていたこと、②エフォートが従前のクレジット契約の代金についても負担を肩代わりしてきたことを認識していたこと、③相当程度の社会経験、取引経験を有していたことに鑑みれば、契約 8 につき、従前の契約を終わらせるための手続にすぎず、新たなクレジット契約の締結ではないと誤認したとは考えられない。

(エ) 誤認とクレジット契約申込みの意思表示との因果関係の有無

原告 5 3 は、エフォートがクレジット代金の負担を肩代わりするものと認識しており、それによりクレジット代金債務から解放されるものと考えていたといえるから、上記(ウ)のとおり誤認がなかつたとしても、クレジット契約申込みの意思表示をしたはずである。

よって、上記原告主張に係る誤認とクレジット契約申込みの意思表示との間に因果関係は存しない。

**〔被告 B の主張〕**

**ア 第 1 事件原告らの購入者該当性**

割販法は、商品の購入者を割賦販売（個別信用購入あっせん）による商品の購入の際に被る可能性がある被害から救済することを目的としており、同法の保護を受けるためには、商品の購入者であることを要するが、以下のとおり第 1 事件原告らはいずれも商品の購入者に該当しない。

すなわち、モニターには商品購入の要素が全くない。お試しについては、お試し期間経過後における本来の契約に基づく対価としての代金支払の要否が顧客である第 1 事件原告らの意思のみにかかっており、お試し期間が経過して解約権が失効し、契約が履行を要することになるまでの間は、商品売買の実体を備えていない。無償交換、無償提供、切り替えには、商品購入の要素が全くない。授業は、役務提供契約であり、商品売買ではない。この点に関し、被告 B は、役務提供取引に係るクレジット契約の申込みには応じていない。

## イ 割販法35条の3の13の適用の可否

民法上、他者の行為による損害について責任を負うのは、当該他者につき選任、監督の過失がある場合に限られるという過失責任の原則に鑑みれば、割販法35条の3の13の適用に当たっては、あっせん業者が販売業者等を監督し得ること（以下「監督可能性」という。）を要件とすべきである。

第1事件原告らは、エフォートと意思を通じて、被告Bに対し、架空の商品売買契約を仮装して同売買契約代金支払のためにクレジット契約を申し込むとの虚偽の事実を述べたものであるが、被告Bにおいては、上記売買契約は存在せず、その代金支払のためのクレジット契約の必要性はないという事実を知るすべはなく、第1事件原告らとエフォートとの契約に関し、同社を監督することはできなかつた。

したがって、本件においては監督可能性を欠き、割販法35条の3の13を適用することはできない。

(4) 争点(1)（主位的主張）エ（消費者契約法5条1項、4条1項1号に基づくクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否）について

### 〔第1事件原告らの主張〕

エフォートは、第1事件被告らからクレジット契約締結について媒介をすることの委託を受けていた者であり、上記(3)〔第1事件原告らの主張〕のとおり、第1事件原告らに対し、クレジット代金支払の負担やクレジット契約書作成の必要性等、クレジット契約を締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべき重要事項について不実告知をした。

したがって、第1事件原告らは、消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づき、クレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

### 〔被告Aの主張〕

上記(3)〔被告Aの主張〕と同様の理由により、消費者契約法4条1項1号適用の要件を欠く。

### 〔被告 β の主張〕

消費者契約法4条1項1号所定の重要事項は、クレジット契約の対象となるものの質、用途、その他の内容、取引条件を指す。エフォートの第1事件原告らに対する告知の内容は、同社がクレジット代金の支払を肩代わりする、既存のクレジット契約は解約するなどという約束であり、当事者間すなわち第1事件原告らとエフォートとの間でのみ意味を有するものであり、上記重要事項に該当しない。

また、第1事件原告らは、エフォートと意思を通じて、被告 β に対し、クレジット代金を詐取する目的で、架空の商品売買契約を仮装して同売買契約代金支払のためにクレジット契約を申し込むとの虚偽の事実を述べたのであるから、エフォートとの意思疎通について誤認が生じる余地はない。エフォートがクレジット代金の支払を肩代わりするという約束は、実行されなかつたものの、同約束は、上記のクレジット契約の申込みが不正なものであることが発覚するのを防ぐために、クレジット代金の支払をエフォートが負担するという役割分担の合意にすぎない。したがって、第1事件原告らにおいて上記約束が実行されるものと誤認していたとしても、そのような誤認は法的保護に値せず、同誤認を根拠に消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づく取消しを認めるべきではない。

### (5) 争点(1)（主位的主張）オ（第1事件原告らの主張につき、信義則違反の当否）について

#### 〔被告 A の主張〕

##### ア 信義則違反

(ア) 割販法35条の3の10第1項本文等所定のクーリング・オフに基づくクレジット契約の解除について

仮に第1事件原告ら主張に係るAないしC、EないしGの不備が存在し、それがクーリング・オフの行使可能期間を進行させないほどのものであつたとしても、第1事件原告らは、①契約書記載の商品を自らクレジット代金を負担して購入する意思はなく、エフォートから授業の提供を受けるために同社と通謀して架空の教材売

買契約を仮装し、被告 A による電話意思確認に対して虚偽の回答をしたこと、  
②從前から上記①同様の行為を繰り返してエフォートにクレジット代金の負担を肩  
代わりさせ、同社から実質無償で商品やサービスの提供を受けるという利益を得て  
きたこと、③同社がクレジット代金の支払を肩代わりするものと認識していたので  
あるから、契約をクリーリング・オフする意図を有していないかったといえることに鑑  
みると、クリーリング・オフの主張は、信義則に反し、許されない。

記号 C に関しては、上記に加え、原告 5 契約 10、原告 17 契  
約 9、原告 19 契約 8、原告 28 契約 9、原告 30 契  
約 13、原告 62 契約 4、5、原告 63 契約 4、原告 77

10 契約 2、3 等につき、同原告らは商品名が異なることを知っていたのであるか  
ら（さらに、原告 30 は、商品名の具体的決定を全面的にエフォートに  
委ねていた。）、商品名記載不正確の不備を理由とするクリーリング・オフの主張は、  
信義則に反し、許されない。

また、原告 36 契約 8 につき、同原告の主張を前提とすると、同原告  
15 は、エフォートからタブレット版の「プロテク先生」の納品を受けることを予定し  
ていたにもかかわらず、被告 A に対しては、立替払の対象とする商品名につき  
「ハイパーテュートリアル高校 3 教科」としてクレジット契約の申込みをすること  
を認識、認容しており、さらに、被告 A による電話意思確認に対しても肯定的  
な回答をした。これらの事実に鑑みると、商品名記載不正確の不備を理由とするク  
リーリング・オフの主張は、信義則に反し、許されない。

原告 102 契約 4、原告 105 契約 5、原告 106 契  
約 4 など切り替えの類型のものについては、第 1 事件原告らは、被告 A に対し、  
エフォートとの取引実態に反したクレジット契約申込みをすることを認識、認容し  
ていたのであるから、商品名記載不正確の不備を理由とするクリーリング・オフの主  
張は、信義則に反し、許されない。

記号 E に関しては、上記に加え、原告 31 契約 12 は、現に商品を受

領している以上、商品引渡時期の誤りを理由とするクーリング・オフの主張は、信義則に反し、許されない。

(イ) 割販法35条の3の13第1項6号等に基づく不実の告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しについて

第1事件原告らの主張によれば、①第1事件原告らは、エフォートと意を通じて内容虚偽の売買契約書及びクレジット契約書を作成した上、実際には、自らクレジット代金を負担して契約書記載の商品を購入する意思はなく、エフォートとの間で同社がクレジット代金の負担を肩代わりする旨の約束があったのに、被告Aによる電話意思確認に対し、上記意思があるかのように装い、契約書記載の内容は真意に基づくものであり、エフォートとの間で契約書記載外の約束はないなどと虚偽の回答をしたこと、②上記電話意思確認は、クレジット契約申込者の真意確認のための手続であるから、申込者本人が対応すべきものであるにもかかわらず、第1事件原告らの中には、FやG等をして第1事件原告らになりすまして対応させた者もあったこと、③第1事件原告らは、エフォートの資金繰りに協力して同社にクレジット代金負担の肩代わりをしてもらい、実質無償で同社から商品やサービスの提供を受けたいなどという動機から、上記①及び②の不正行為に及び、これまで同様の方法により、同社から種々の商品やサービスの提供を受けてきたことなどに鑑みれば、第1事件原告らにおいて、エフォートによる不実告知を理由とする取消しの主張は、信義則に反し、許されない。仮に許されるとしてもその効力は制限されるべきである。

イ 被告Aの加盟店調査義務について

以下のとおり、被告Aにおいて、第1事件原告ら主張の加盟店調査義務違反は認められない。

(ア) 財務状況の調査について

以下の点に鑑みると、第1事件原告ら主張に係る財務分析の指標に係る計算や配点、格付けの誤りをもって、被告Aに加盟店調査義務違反があったということ

はできない。

すなわち、①ギアリング比率等の古典的な財務分析の指標は、購入者等又は販売業者等が不正行為に及んだなどの例外的な局面において、被告Aが販売業者等に対して立替金等の返還請求をする際の販売業者等の支払能力ないし回収リスクを調査するための指標にすぎず、割販法上の加盟店調査の目的である販売業者等による不正行為のリスクの有無を判断するに当たって有用な指標ではない。

②そもそも、個別信用購入あっせんという制度の存在意義は、零細な中小企業の資金繰りを支援して商品ないしサービスの流通促進を図ることにあるところ、上記財務分析の指標に基づく財務状況が良好でなければ、加盟店契約を締結又は継続すべきではないとの見解は、上記存在意義を失わせる。

③販売業者等による不正行為のリスクの有無を決算報告書記載の数値のみで判断し得る有用な基準は現時点で考案されておらず、被告Aは、上記財務分析の指標に基づく調査の結果のみならず、エフォート代表者との面談、同社の過去の取引実績等を踏まえて同社との加盟店契約締結及び継続を判断した。

#### (イ) コンプライアンス体制及び苦情処理体制の調査について

コンプライアンス体制及び苦情処理体制の調査においては、当該販売業者等の規模や資金繰りの状況等の個別事情を踏まえて総合的な判断がされるべきであるところ、従業員の人数が10名程度のエフォートに対し、第1事件原告ら主張に係る体制の整備を求めるることは現実的ではない。

### 〔第1事件原告らの主張〕

#### ア 信義則違反について

第1事件原告らは、本件のような個別信用購入あっせんの仕組みに通じておらず、また、子らのことを真摯に考えててくれる存在としてエフォートを信頼していたので、同社の指示、説明に従っていた。すなわち、クレジット契約書や売買契約書について、第1事件原告らは、エフォートからモニターやお試し等のために必要な手続として作成を求められて応じたにすぎず、内容虚偽の契約書を作成していると

いう認識はなかった。上記(1)【第1事件原告らの主張】のとおり、エフォートが第1事件原告らに無断でその名義を冒用して契約書を作成した事案も相当数存在する。電話意思確認についても、第1事件原告らは、エフォートから指示されるままに回答していたにすぎず、殊更に虚偽の回答をしていたという認識はなかった。

5 第1事件原告らは、上記のとおりエフォートを信頼していた上、同社が被告Aや被告Bなど各信販会社の書式のクレジット契約書を持参して第1事件原告らに記入させた後にこれを当該信販会社に送付したこと、FやGの来宅時に信販会社から電話がかかってきて同人らが応対したことなどにより、エフォートと信販会社とが協力関係にあるものと思っていた。そのために、第1事件原告らにとって、エフォートが第1事件原告らをだまして第1事件被告らから立替金を不正取得しようとしていることは、およそ想定し得ないことであった。

以上の点に鑑みれば、第1事件原告らが第1事件被告らとのクレジット契約につき、クーリング・オフに基づく解除や不実告知を理由とする申込みの意思表示の取消しを主張することは、信義則に反しない。

#### 15 イ 被告A の加盟店調査義務違反

被告Aは、以下のとおり、エフォートに関し、割販法上の適正与信調査義務（同法35条の3の5）に基づく加盟店調査義務（同法施行規則75条1号、2号、77条）を怠っており、同社が第1事件原告らに対する違法な勧誘によりクレジット契約の不正利用を繰り返してクレジット被害を拡大させるという結果を招いた。したがって、上記結果に係る損失は、当然に被告Aが負うべきであり、顧客である第1事件原告らに負担させるべきではなく、この点からも、被告Aにおいて第1事件原告らの主張につき信義則違反と主張することは許されない。

##### (ア) エフォートとの加盟店契約締結時

a 被告Aがエフォートと加盟店契約を締結した平成25年10月当時、同社は、従前から取引関係があったCとの取引を停止し、被告Aに切り替えようとしていた。

エフオートは、当時 C に合計約 3000 万円の歩積保証金を担保として積んでおり、上記保証金は同社に対する立替金の完済まで返還されないことから、新たな立替金を発生させずに既存の立替金の完済時に上記返還を受けるために、同社との取引を停止した。

5 通常、大手の信販会社である C との取引停止は、販売業者の信用力を低下させる。エフオートが信用力低下を甘受して上記保証金の返還を受けるために C との取引を停止したことからは、エフオートの資金繰りの苦しさがうかがわれる。

したがって、被告 A は、上記加盟店契約締結当時、エフオートの業績悪化を認識していたものということができる。

10 b 現に、エフオートが被告 A に提出した確定申告書、決算報告書、勘定科目内訳明細書（以下「決算書等」という。）によれば、平成 25 年 10 月当時、エフオートは、債務超過の状態にあるとともに赤字決算であった。

しかし、エフオートの第 10 期（平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日）及び第 11 期（平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日）の決算書等に関する被告 A の審査には、①第 10 期及び第 11 期につき、ギアリング比率（返済義務のある借入金等の他人資本が返済義務のない純資産でカバーされる割合）の計算を誤り、最低点の評価をすべきであったにもかかわらず、最高点を付けた、②第 10 期につき、固定長期適合比率（固定資産合計額を、固定負債及び純資産の合計額で除したもの）の計算を誤り、最低点の評価をすべきであったにもかかわらず、最高点を付けた、③第 10 期につき、債務償還年数（有利子負債をキャッシュフローで完済するのに必要な年数）及び売上高計上利益率の計算を誤り、その結果、過大評価をした、④第 11 期の経常利益増加率につき、第 10 期、第 11 期ともに経常損失が出ており、第 11 期の額は第 10 期の額の 13 倍であったにもかかわらず、経常利益増加率を 1285% と算出したという誤りがあり、その結果、エフオートを本来の水準よりも高く格付けした。

25 (イ) エフオートとの加盟店契約締結後

a エフオートの決算書等の審査

被告 A は、第12期（平成25年6月1日から平成26年5月31日）の決算書等についても、ギアリング比率、債務償還年数、経常利益増加率について計算及び評価を誤ったほか、流動比率（流動資産の合計額を流動負債の合計額で除したもの）の評価を誤った。

エフオートは債務超過の状態にあり、その場合、ギアリング比率や固定長期適合比率など安全性に関する項目は、当然に最低評価の0点になるにもかかわらず、被告 A は、形式的に算出した値を基にスコアリングした。また、格付け数式入力の際、短期借入金や長期借入金、固定負債等の合計を0にするなど、実際の数値を 10 入力せずに算出したこともあった。

b エフオートの決算書等における不自然な点

エフオートの決算書等には、①授業料や教材代金ではない、顧客からの「仮受金」という費目が存在し、その金額が大幅に増加していた、②販売費及び一般管理費中、販売促進費の額が異常に高く、年々増加傾向にあったという不自然な点があったにもかかわらず、被告 A においてその原因の追及、分析等をした形跡はない。

c エフオートの取引額の増加

被告 A の従業員は、平成26年2月にエフオートを訪問して調査した際、同社から、オーダー（取引）は月額700万前後の予定との説明を受けたが、実際には、同年3月の取引額は2000万円を超え、翌月以降の取引額もおおむね2000万円近くの状況が続いた。

同社のシェアは地域に限定されており、新規顧客の増加や新教材の取扱開始という事情もなく、例年以上に顧客が多く教材を購入するというのは不自然である。上記のとおり取引予定額を大幅に超える取引額の増加が続いている状況は、顧客に対して不当な勧誘が行われている可能性を示唆するものといえる。この点に関し、名義貸しが行われている場合、販売会社が顧客に代わって支払う立替金の原資を得るために売上げを増やすざるを得ないので、異常に売上げが伸びることがある。

したがって、上記のエフォートの取引額の状況は、名義貸しを疑わせる調査の端緒であったといえ、被告 A は、顧客からの事情聴取等の調査をすべきであったにもかかわらず、これを怠った。

d エフォートのコンプライアンス体制及び苦情処理体制

被告 A は、①営業部門とは独立したコンプライアンス担当部署（担当者）が設置されていること、②苦情処理体制についての社内規則等の整備（苦情に係る担当部署、その責任・権限、苦情の処理手続の策定）を、加盟店調査の一基準として設け、同基準が満たされない場合には提携不可としていた。

エフォートが提出した資料によれば、① G が責任者を務める総務部が販売員の勧誘行為を点検する部署であり、点検・チェックの作業は代表者である F が直接行う、②苦情処理については、総務部が中心となって、販売員から事情を聴取し、会議で対応等を決定の上、責任者が顧客に連絡するとの手順を定めているとのことであった。

しかし、実際には、F と G が営業の大半を担っており、営業に携わる者と独立したコンプライアンス担当者は存在せず、また、エフォートから提出された資料記載の上記苦情処理体制も機能しない状態となっていた。

そして、エフォートが被告 A に送付したクレジット契約書の大半において販売担当者欄に G 又は F の名が記載されており、特に平成26年1月及び同年2月申込日付けに係るクレジット契約書の全てにおいて、販売担当者欄に G の名が記載されていた。したがって、被告 A は、遅くとも平成26年1月末ないし同年2月上旬には、販売員の勧誘行為を点検する総務部の責任者を務める G が営業に携わっていることを把握していた。また、同年4月4日、被告 A の担当者は、エフォートを訪問した際に F 及び G が営業のために外出中であったことを報告書に記載しており、このことからも、被告 A は、F と G が営業に携わっていることを認識していたといえる。

以上のとおり、エフォートは、コンプライアンス体制及び苦情処理体制について

被告 A が定めた上記基準に抵触しており、被告 A は、同抵触の事実を把握していたのであるから、被告 A の加盟店提携に関するマニュアルに従って、エフオートとの取引を一時停止した上で一定期間を設けて改善を求め、同期間内に改善が見られない場合は加盟店契約を解除すべきであった。それにもかかわらず、被告 A は、漫然とエフオートとの取引を継続していた。

e 顧客からの苦情発生時の調査

被告 A は、平成26年8月8日、契約のキャンセルをめぐる消費生活センターの介入案件調査のためにエフオートを訪問したが、同社の釈明を聴取したのみで、更なる追及や契約者に対する聴取等の調査を行った形跡はなく、十分な調査を行ったとはいえない。

f エフオートの運用

被告 A は、平成26年1月16日にエフオートを訪問した際、①エフオートが被告 A にオーダーを流す際、書き直し等を踏まえ、エフオートの販売担当者が現場で待機すること、② F が入金サイトにこだわり、審査と並行してクレジット用紙の原紙を本人確認より前に被告 A に送付することを把握していた。

上記①は、顧客が契約を断れない状況に追い込まれる危険性、被告 A からの電話意思確認の際にエフオートの販売担当者が顧客に対応を指示する危険性をはらむものであり、エフオートと顧客間において名義貸しなど契約書の内容とは異なる約束等の不正行為の温床となりやすい。上記②は、エフオートが資金繰りに窮しており、同社が無理な販売を行う危険性があることを容易に推測させるものであった。

しかし、被告 A は、上記①、②のエフオートの運用を容認し、その結果、同社による不当な勧誘を助長してクレジットの不正利用に寄与したこととなった。

(6) 争点(2)（予備的主張）ア（売買契約等の成否）について

〔第1事件原告らの主張〕

ア 無断契約

上記(1)〔第1事件原告らの主張〕アと同様の理由により、売買契約等は不成立で

ある。

#### イ その他の類型

上記(1)【第1事件原告らの主張】イと同様の理由により、売買契約等は不成立である。

5 加えて、第1事件原告らにおいて信販会社による電話意思確認に対応し、売買契約の存在を認めるかのような回答をしたことがあったとしても、第1事件原告らはいずれも、上記電話意思確認に先行してエフォートから複数回にわたり商品やサービスの提供を受けており、そのために上記電話意思確認の対象を特定することができず、以前の取引においてエフォートから受けた指示のとおり回答をしたものと考えられる。したがって、同回答をもって、売買契約の存在を推認させる事実ということはできない。

10 また、第1事件原告らの中には、勧誘方法確認調査結果報告を読むなどしてエフォートの指示に疑問を抱いた者もいるが、同人は、信販会社ではなくエフォートに問い合わせ、その結果、同社から、手続上の誤りにすぎない、第1事件原告らに負担は生じないなどの説明を受け、それ以上は追及しなかった。

15 被告A 指摘に係る印鑑相違への対応は、上記(3)【第1事件原告ら主張】のエフォートの不実の告知による誤認が続いていた状態においてなされたものや、同社の指示に従ってなされたものなどであり、第1事件原告らの売買契約締結の意思の存在を推認させるものとはいえない。

20 また、被告A 指摘に係る平成27年11月頃の照会に対する第1事件原告らの回答は、エフォートの指示に基づくものであった。同社は、第1事件原告らに対し、同社の指示のとおり回答しなければ第1事件原告らに重大な事態が生じかねない旨述べ、第1事件原告らとしては上記指示に従うほかはなかった。したがって、第1事件原告らの上記回答も、第1事件原告らの売買契約締結の意思の存在を推認させるものとはいえない。

#### 〔被告A の主張〕

### ア 第1事件原告ら本人による売買契約締結

上記(1)〔被告Aの主張〕アに掲げた事実等に鑑みれば、第1事件原告ら本人とエフォートとの間で売買契約が成立したことは明らかである。加えて、第1事件原告らの中には、①被告Aから印鑑相違があった旨の書面を郵送され、速やかに正しい支払代金口座届出印を押捺した書面を返送した者（原告1 契約5、原告5 契約10、原告17 契約9、原告69 契約1）  
5  
5、原告83 契約9、原告91 契約9）、②被告Aからの平成27年11月頃の照会に対し、契約書記載の商品は全て納品を受けているなどとエフォートとの売買契約締結を前提とする回答をした者（原告4 契約8、  
10  
原告14 契約5、原告27 契約6、原告52 契約4、原  
告57 契約4、原告77 契約2、原告80 契約3及び  
4、原告82 契約8及び9、原告98 契約6及び7）があり、この点も第1事件原告らとエフォートとの売買契約の存在を推認させる事実である。

### イ F又はGを代理人ないし使者とする売買契約締結（予備的主張）

第1事件原告らは、F又はGを代理人ないし使者として、主張・抗弁一覧表の「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の年月日に、各第1事件原告のためにすることを示して（顕名）、各第1事件原告の代理人としてエフォートとの間で売買契約を締結した。仮に上記顕名が認められなかったとしても、エフォートは、F又はGが各第1事件原告のために上記売買契約を締結することを知り、又は知り得た。

### ウ 無権代理行為の追認等（予備的主張）

#### 【原告3 契約7】

仮に上記イのF又はGによる売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告3は、①Fに、自身になりすまして被告Aによる電話意思確認に対応させたこと、②上記売買契約における商品代金の立替払を申し込む内容が記載された契約7に係るクレジット契約書の存在を確認し、さらに、上記電話意思

確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領し、加えて、平成27年9月に2回にわたり被告Aから支払催促の書面を自宅に郵送されるなどしても異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

5 また、原告3は、妻の原告2に対して被告Aとのクレジット契約締結に関する代理権を授与していたところ、同原告がF又はGから交付された契約7に係るクレジット契約申込書の原本に代書、代印した上、Fをして被告Aによる電話意思確認に対応させたことは、原告3のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

10 【原告4 契約8】

仮に上記イのF又はGによる売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告4は、①F又はGの要請に応じて契約8に係るクレジット契約申込書に署名捺印したこと、②F又はGの要請に応じ、被告Aによる電話意思確認において、上記クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと、④平成27年8月から同年10月にかけて複数回にわたり被告Aからの支払催促の書面を受領して、エフォートにクレジット代金の肩代わりを求め、また、同年8月から同年11月にかけて複数回にわたり被告Aから電話でクレジット代金支払の催促を求められた際には、自ら支払う旨回答したこと、⑤同月12日、被告Aに対し、商品は納入されている旨回答したことによると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

25 【原告5 契約10】

仮に上記イのF又はGによる売買契約締結が無権代理行為であったとして

も、原告 5 は、①妻である原告 4 において、平成 27 年 6 月 20 日、F 又は G から契約 10 に係るクレジット契約申込書を受領し、原告 5 の代理人として被告 A に対するクレジット契約申込みを承諾した上、F 又は G からの要請に従い、原告 5 に対し、被告 A による電話意思確認の際に上記クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答するよう指示して同日頃に上記クレジット契約申込書を見せたこと、②原告 5 は、同月 22 日、被告 A による電話意思確認の際に上記指示のとおり回答した上、後日、同回答を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと、③上記原告は、同年 8 月 26 日、被告 A から印鑑相違の連絡を受け、同年 9 月 14 日頃、正しい口座届出印を押捺した書面を返送したことなどに鑑みると、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 6 契約 5】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 6 は、① F 又は G の要請に応じて契約 5 のクレジット契約申込書に署名捺印したこと、② F 又は G の要請に応じ、被告 A による電話意思確認において、上記クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③ G から契約 5 の売買契約の概要が記載された覚書を受領したこと、④上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフオートに対し、上記各売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 8 契約 6、原告 11 契約 7、原告 13 契約 6、原告

14 契約 5, 原告 22 契約 5, 原告 28 契約 9, 原告 3  
0 契約 13, 原告 37 契約 7, 原告 36 契約 8, 原告  
52 契約 4, 原告 54 契約 8, 原告 57 契約 4, 原告  
58 契約 6, 7, 原告 71 契約 12, 原告 73 契約  
5, 原告 76 契約 7, 原告 77 契約 3, 原告 79 契  
約 9, 原告 80 契約 3, 4, 原告 86 契約 2, 3, 原告 93  
契約 3, 原告 97 契約 4】

仮に上記イの  $F$  又は  $G$  による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記各第1事件原告は、①  $F$  又は  $G$  の要請に応じて各契約のクレジット契約申込書に署名捺印したこと、②  $F$  又は  $G$  の要請に応じ、被告  $A$  による電話意思確認において、上記各クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示したものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記各第1事件原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 16 契約 10, 原告 35 契約 10, 原告 42 契約  
4, 原告 50 契約 9, 原告 56 契約 6, 原告 68 契  
約 9, 原告 73 契約 6, 原告 108 契約 11】

仮に上記イの  $F$  又は  $G$  による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記各第1事件原告は、①  $F$  又は  $G$  からエフォートが代筆した各契約のクレジット契約書を撮影した画像を送信され、 $F$  又は  $G$  の要請に応じて、被告  $A$  による電話意思確認において、上記各クレジット契約書の内容を前提にクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、②後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記各売買契約締結を追認する旨

の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①の事実は、上記各第1事件原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告17 契約9】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告17 は、① F からエフォートが代筆した契約9に係るクレジット契約書をファクシミリで送信された上、F の要請に応じて、被告 A による電話意思確認において、上記クレジット契約書の内容を前提にクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、②後日、F から上記クレジット契約書の原本を受領し、さらに、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたこと、③平成27年7月30日頃、被告 A から印鑑相違の連絡を受け、同年8月18日、正しい口座届出印を押捺した書面を返送したことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告19 契約8】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告19 は、① F 又は G からエフォートが代筆した契約9のクレジット契約書原本を受領した上、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に上記原告の口座届出印を押捺したこと、②その上で、F 又は G の要請に応じ、被告 A による電話意思確認において、上記クレジット契約書の内容を前提にクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 20 契約 8】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 20 は、①原告 21 において、原告 20 名義の契約 8 に係るクレジット契約書に代理署名したこと、②原告 21 は、被告 *A* から意思確認の電話がかかってきた際、*F* に受話器を渡し、同人は原告 20 になりすまして上記クレジット契約書の記載内容に間違いはない旨を回答したこと、③原告 20 は、後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 22 契約 6】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 22 は、①エフオートにおいて必要事項を全て記入した契約 6 に係るクレジット契約申込書を受領し、同契約書記載のとおりのクレジット契約を申し込むことについて承諾したこと、② *F* 又は *G* の要請に応じ、被告 *A* による電話意思確認において、上記クレジット契約申込書を前提にクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 25 契約 8】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記(1)【被告 A の主張】ウ【原告 25 契約 8】と同様の理由により、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示、エフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示が認められる。

【原告 29 契約 8】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 29 は、① F 又は G の要請に応じて契約 8 に係るクレジット契約申込書に記入したこと、② F 又は G の要請に応じ、被告 A による電話意思確認において、クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③クレジット契約申込書記載の商品を受領したこと、④上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 31 契約 12】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 31 は、①妻の原告 30 において、F 又は G の要請に応じ、契約 12 に係るクレジット契約申込書に代理署名したこと、②原告 30 は、被告 A から意思確認の電話がかかってきた際、F に受話器を渡し、原告 31 になりすまして対応させたこと、③原告 31 は、原告 30 から上記①及び②の事実の報告を受け、上記クレジット契約申込書の存在を確認した上で、上記原告に対して追認の意思表示をし、F 又は G、エフォート及び被告 A に対して異議を述べることもなかつたこと、④原告 31 は、後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調

査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 32 契約 10】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記(1)〔被告 A の主張〕ウ【原告 32 契約 10】と同様の理由により、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示、エフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示が認められる。

【原告 35 契約 11, 原告 53 契約 8】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記各第1事件原告は、① F 又は G の要請に応じ、被告 A による電話意思確認において、各契約のクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、②上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、エフォートに対し、上記各売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①の事実は、上記各第1事件原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 41 契約 4】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 41 は、①平成 27 年 2 月 25 日、F 又は G から、前回と同じ信販会社なので商品名のみ中学版とした旨のメール及びこれに添付された契約 4 に係るクレジット契約書を撮影した画像データを受領し、その後に同契約書に押印したこと、② F 又は G の要請に従い、被告 A による電話意思確認の際にクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③後日、同

回答を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告43 契約12】

仮に上記イの  $F$  又は  $G$  による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告43 は、 $F$  又は  $G$  の要請に従い、同人らが同原告名義でクレジット契約の申込みをすることを許諾した上、被告  $A$  による電話意思確認の際にクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したことなどに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告45 契約9】

仮に上記イの  $F$  又は  $G$  による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告45 は、①妻の原告46 において、原告45 の代理人として  $F$  又は  $G$  から契約9に係るクレジット契約申込書を受領し、上記原告名義で同申込書に基づくクレジット契約の申込みを承諾したこと、②原告46 は、 $F$  又は  $G$  の要請に応じ、被告  $A$  から意思確認の電話がかかつてきた際、 $F$  に原告45 になりすまして対応させたこと、③原告45 は、原告46 から上記①及び②の事実の報告を受け、上記クレジット契約申込書の存在を確認した上で、上記原告に対して追認の意思表示をし、 $F$  又は  $G$  、エフォート及び被告  $A$  に対して異議を述べることもなかつたこと、④原告45 は、後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフォ

ートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

5 【原告 51 契約 10】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 51 は、①妻の原告 50 において、原告 51 の代理人として F 又は G から契約 10 に係るクレジット契約申込書を受領し、上記原告名義で同申込書に基づくクレジット契約の申込みを承諾したこと、②原告 50 は、F 又は G の要請に応じ、被告 A から意思確認の電話がかかってきた際、F に原告 51 になりすまして対応させたこと、③原告 51 は、原告 50 から上記①及び②の事実の報告を受け、上記クレジット契約申込書の存在を確認した上で、上記原告に対して追認の意思表示をし、F 又は G 、エフオート及び被告 A に対して異議を述べることもなかったこと、④原告 51 は、後日、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら、異議を述べなかつたことなどに鑑みると、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、原告 51 のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

20 【原告 60 契約 4】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 60 は、① F らの要請に応じ、同人らが契約 4 に係るクレジット契約書を代筆することについて了承したこと、② F らの要請に応じ、被告 A による電話意思確認に対して回答する際に、クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を述べたこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方

法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、エフォートに對し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

さらに、上記原告は、仮に契約4に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、従前のエフォートとの取引経緯に鑑みると、Fらに對し、契約4に係る売買契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものといえる。

10 【原告61 契約6】

仮に上記イのF又はGによる売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記(1)【被告Aの主張】ウ【原告61 契約6】と同様の理由により、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示、エフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示が認められる。

15 【原告63 契約4, 5】

仮に上記イのF又はGによる売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告63は、①Fによるクレジット契約書代筆を了承したこと、②契約4についてはクレジット契約書に捺印したこと、③Fの要請に応じ、被告Aによる電話意思確認において、各契約のクレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、④上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、エフォートに對し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①ないし③の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告64 契約4】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、①原告 65 において、F らの要請に応じ、原告 64 の代理人として同原告名義のクレジット契約申込書に署名捺印したこと、②原告 64 は、原告 65 から①について報告を受けた後、被告 A による電話意思確認において、クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、③原告 64 は、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、原告 64 は、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 65 契約 5】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 65 は、① F らによるクレジット契約申込書の代筆を了承したこと、②クレジット契約書に捺印したこと、③ F らの要請に応じて、被告 A による電話意思確認において、クレジット契約申込書の記載内容のとおり間違いない旨を回答したこと、④上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①ないし③の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 67 契約 9】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、①原告 66 は、F らの要請に応じ、原告 67 の代理人として同原告名義のクレジット契約申込書に署名捺印したこと、②原告 66 は、福嶋をして、原告 67 になりすまして被告 A による電話意思確

認に対応させたこと、③原告 67 は、同電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、原告 67 は、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

5 また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 70 契約 14】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、①原告 69 は、F らの要請に応じ、原告 70 の代理人として同原告名義でクレジット契約の申込みをすることを承諾したこと、②原告 69 は、F らの要請に応じ、F をして、原告 70 になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させたこと、③原告 70 は、原告 69 から①及び②の報告を受け、クレジット契約書の存在を確認したが、F ら、エフォート及び被告 A のいずれに対しても異議を述べなかつたこと、④原告 70 は、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと鑑みると、上記原告は、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、原告 70 のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 69 契約 15】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 69 は、① F らの要請に応じ、F らが同原告名義でクレジット契約の申込みをすることを承諾したこと、② F らの要請に応じ、被告 A による電話意思確認に肯定的な対応をしたこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと、④被告 A から平成 27 年 8 月 12 日頃に印鑑相違の連絡を受け、正しい銀行印を押捺した書面

を被告 A に返送したことに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

さらに、上記原告は、仮に契約 15 に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、従前のエフォートとの取引経緯に鑑みると、F らに対し、契約 15 に係る売買契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものといえる。

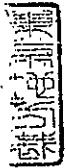
#### 【原告 71 契約 13】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 71 は、① F らの要請に応じ、クレジット契約書に署名捺印したこと、② F らの要請に応じ、被告 A による電話意思確認に肯定的な対応をしたこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと、④被告 A から平成 27 年 11 月 8 日頃に印鑑相違の連絡を受け、正しい銀行印を押捺した書面を被告 A に返送したことに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 77 契約 2】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 77 は、① F らの要請に応じ、クレジット契約書に署名捺印したこと、② F らの要請に応じ、被告 A による電話意思確認に肯定的な対応をしたこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと、④被告 A から平成 27 年 6 月 19 日及び同年 8 月 3 日に印鑑相違の連絡を受け、正しい銀行印を押捺した書面を被告 A に返



送したことに鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

5 【原告 8 2 契約 8, 9】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、上記(1)【被告 A の主張】ウ【原告 8 2 契約 8, 9】と同様の理由により、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示、エフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示が認められる。

10 【原告 8 3 契約 9】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 8 3 は、① F らの要請に応じ、アラによるクレジット契約書代筆を了承したこと、② F らの要請に応じ、被告 A による電話意思確認に肯定的な対応をしたこと、③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと、④被告 A から印鑑相違の連絡を受け、平成 27 年 4 月 27 日頃に正しい銀行印を押捺した書面を被告 A に返送したことにより鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。さらに、上記原告は、仮に契約 9 に係るクレジット契約及び売買契約の詳細な内容を知らなかつたとしても、従前のエフォートとの取引経緯に鑑みると、F らに対し、契約 9 に係る売買契約締結について包括的に追認の意思表示をしたものということができる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告 8 8 契約 2】

仮に上記イの F 又は G による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告 8 8 は、① F らの要請に応じ、クレジット契約書に捺印したことにより鑑みると、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

と; ② *F* らの要請に応じ, 被告 *A* による電話意思確認に肯定的な対応をしたこと, ③上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると, エフオートに対し, 上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

5 また, 上記①及び②の事実は, 上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 90 契約 7】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても, ①原告 89 は, *F* らの要請に応じ, 原告 90 の代理人として, クレジット契約書に捺印したこと, ②原告 89 は, *F* らの要請に応じ, *F* をして, 原告 90 になりすまして被告 *A* による電話意思確認に対応させたこと, ③原告 90 は, 原告 89 から, ①及び②について報告を受け, クレジット契約書も見た上で, ①及び②を明示又は默示に追認したこと, ④原告 90 は, 上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたこと, ⑤原告 90 は, 被告 *A* からの複数回にわたる支払催促を認識しながら, エフオートによるクレジット代金肩代わりの事実等を被告 *A* に申告しなかつたことに鑑みると, 上記原告は, エフオートに対し, 上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

20 また, 上記①及び②の事実は, 上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

#### 【原告 91 契約 9】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても, 上記(1)〔被告 *A* の主張〕ウ【原告 91 契約 9】と同様の理由により, 上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示, エフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示が認められる。

【原告101 契約3】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、原告101 は、① *F* らの要請に応じてクレジット契約申込書に署名したこと、② *F* らの要請に応じ、被告 *A* による電話意思確認に対して肯定的な回答をしたこと、③売買契約に基づき商品を受領したこと、④上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①から③の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告104 契約5】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、① 104の妻（第3事件被告）は、*F* らの要請に応じ、原告104 の代理人として同原告名義でクレジット契約の申込みをすることを承諾したこと、② 104の妻 は、*F* らの要請に応じ、*F* をして、上記原告になりすまして被告 *A* による電話意思確認に対応させたこと、③上記原告は、104の妻 から①及び②の報告を受け、クレジット契約書の存在を確認したが、*F* ら、エフオート及び被告 *A* のいずれに対しても異議を述べなかつたこと、④上記原告は、上記電話意思確認の結果を踏まえた勧誘方法確認調査結果を受領しながら異議を述べなかつたことに鑑みると、上記原告は、エフオートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフオートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

【原告106 契約4】

仮に上記イの *F* 又は *G* による売買契約締結が無権代理行為であったとしても、①原告105 は、*F* らの要請に応じ、原告106 の代理人

として同原告名義でクレジット契約申込書に署名捺印したこと、②原告105  
は、Fからの要請に応じ、Fをして、原告106になりすまして被  
告Aによる電話意思確認に対応させたこと、③原告106は、原告1  
05から①及び②の報告を受け、クレジット契約書の存在を確認したが、  
Fら、エフォート及び被告Aのいずれに対しても異議を述べなかつたことに  
鑑みると、原告106は、エフォートに対し、上記売買契約締結を追認する旨の明示又は默示の意思表示をしたものといえる。

また、上記①及び②の事実は、上記原告のエフォートに対する再度の売買契約申込みの意思表示と評価することもできる。

10 (7) 争点(2) (予備的主張) イ (特商法9条1項本文等所定のクーリング・オフに基づく売買契約等の解除の可否) について

[第1事件原告らの主張]

主張・抗弁一覧表中「共通」「書面不備の内容」欄に記号AからGの記載のあるものには、別紙8(書面不備の記号一覧)のとおり法定書面の交付につき不備があり、いまだクーリング・オフの行使可能期間は進行しておらず、①訪問販売に係る売買契約については特商法9条1項本文に基づき、②電話勧誘販売に係る売買契約については同法24条1項本文に基づき、③特定継続的役務提供に係る売買契約については同法48条1項に基づき、エフォートと第1事件原告らとの契約を解除することができる。

記号AからC、EからGについては上記(2) [第1事件原告らの主張] のとおり。

記号Dについて、契約の申込み又は締結を担当した者の氏名は、法的責任の所在を明らかにするために重要な情報といえ、特段の事情がない限り偽名の使用は認められない。契約書上、販売担当者氏名としてGの本名である「Gかほり」ではなく、「Gかおり」が記載されていることにつき、上記特段の事情は見受けられず、また、クーリング・オフの行使可能期間を進行させないほどの軽微な不備ではない。

### 〔被告 A の主張〕

記号AからC, EからGについては上記(2)〔被告 A の主張〕のとおり。

記号Dについては、確かに、契約書の中には、販売担当者氏名として G の本名「G かほり」ではなく「G かおり」が記載されているものがあるところ、① G の本名「G かほり」を「G かおり」と読むことは十分にあり得ること、② 「G かおり」は G の通名である可能性が高いことに鑑みると、上記記載をもつて不備とはいえない。

仮に不備であったとしても、エフオートとの売買契約書や被告 A とのクレジット契約書には「G かおり」と記載されていることから、第1事件原告らは、G が「G かおり」と名乗っていることを熟知しており、上記不備は、クーリング・オフの行使可能期間を当該書面受領時から進行させないほどまでのものとはいえない。

### (8) 争点(2) (予備的主張) ウ (特商法9条の3第1項1号等に基づく売買契約等の申込みの意思表示の取消しの可否) について

#### 〔第1事件原告らの主張〕

上記(3)〔第1事件原告らの主張〕におけるエフオートの第1事件原告らに対する不実告知の内容は、エフオートと第1事件原告らとの間の売買契約等につき、①訪問販売については特商法6条1項7号所定の重要事項に、②電話勧誘販売については同法21条1項7号所定の重要事項に、③特定継続的役務提供については同法44条1項8号所定の重要事項に該当することから、それぞれ、同法9条の3第1項1号、24条の3第1項1号、49条の2第1項1号に基づき、申込みの意思表示を取り消すことができる。

#### 〔被告 A の主張〕

上記(3)〔被告 A の主張〕と同様の理由により、第1事件原告ら主張に係る特商法に基づく取消しは認められない。

### (9) 争点(2) (予備的主張) エ (消費者契約法5条1項・4条1項1号に基づく売

## 貿契約等の申込みの意思表示の取消しの可否)について

### 〔第1事件原告らの主張〕

上記(3)〔第1事件原告らの主張〕におけるエフォートの第1事件原告らに対する不実告知の内容は、エフォートと第1事件原告らとの間の売買契約等につき、消費者契約法4条1項1号所定の重要事項にも該当することから、同法5条1項・4条1項1号に基づき、申込みの意思表示を取り消すことができる。

### 〔被告A の主張〕

上記(3)〔被告A の主張〕と同様の理由により、第1事件原告ら主張に係る消費者契約法に基づく取消しは認められない。

### 〔⑩ 争点(2) (予備的主張) オ (売買契約等の詐欺取消しの可否)について〕

#### 〔第1事件原告らの主張〕

エフォートは、第1事件原告らに新たなクレジット契約を締結させて第1事件原告らから立替金を不正取得しようと企て；その意図を第1事件原告らに秘したまま、上記(3)〔第1事件原告らの主張〕のとおり；不実告知すなわち虚偽の事実を述べるという欺罔行為に及び、第1事件原告らをして上記事実が真実であるものと誤認させ、エフォートとの売買契約を締結させた。

したがって、上記売買契約は、エフォートの詐欺による瑕疵ある意思表示に基づくものであるから、改正前民法96条1項に基づき、取り消すことができる。

#### 〔被告A の主張〕

上記(3)〔被告A の主張〕と同様の理由により、エフォートの告知は不実なものとはいえないことから、欺罔行為の存在は認められず、第1事件原告らが誤認した事実すなわち錯誤もなく、仮に第1事件原告ら主張に係る錯誤があったとしても、売買契約申込みの意思表示との因果関係は認められない。

#### 〔被告B の主張〕

エフォートは、被告B の代理権を有するものではないから、仮にエフォートの第1事件原告らに対する欺罔行為が存在したとしても、いわゆる第三者の詐欺に

当たる。第1事件原告らとエフォートが意思を通じて被告 B からクレジット代金を詐取した本件においては、被告 B がエフォートによる欺罔行為を知り得る立場にない。よって、第1事件原告らの詐欺取消しの主張は、それ自体、失当である。

5 (11) 爭点(2)（予備的主張）カ（売買契約等の錯誤に基づく無効の当否）について  
〔第1事件原告らの主張〕

ア 錯誤無効

第1事件原告らは、上記(3)〔第1事件原告らの主張〕のとおりのエフォートの不実告知により、クレジット代金の負担は生じないなどの誤認をして錯誤に陥った。

10 第1事件原告らは、上記錯誤に陥らなければ同社との売買契約を締結しなかったのであり、その動機は同社に表示されていたことから、上記売買契約は、改正前民法95条により無効である。

イ 第1事件原告らの重過失について

重過失の評価根拠事実として被告 A 主張に係る後記①につき、個別信用購入あっせんは、一般人になじみが薄く、その仕組みを理解している者は少ない。この点に鑑みれば、第1事件原告らは、それぞれに相当程度の社会程度、取引経験を有していても、個別信用購入あっせんの仕組みに通じているわけではない。

被告 A 主張に係る後記②及び⑤につき、クレジット契約書及び売買契約書には、それぞれ上記(2)及び(7)の各〔第1事件原告ら主張〕のとおり記載の不備があり、そのような書面の記載を根拠に第1事件原告らの重過失の評価根拠事実とすることはできない。

被告 A 主張に係る後記③及び④につき、重過失の有無は意思表示時を基準に判断すべきところ、電話意思確認時の確認事項及び勧誘方法確認結果報告は、いずれも売買契約申込みの意思表示後の事情であるから、重過失の評価根拠事実とすべきではない。

〔被告 A の主張〕

## ア 錯誤無効について

上記(3)〔被告Aの主張〕と同様の理由により、エフォートの告知は不実なものとはいえず、第1事件原告らが誤認した事実すなわち錯誤もなく、第1事件原告ら主張に係る錯誤があったとしても、売買契約申込みの意思表示との因果関係は認められない。

### イ 第1事件原告らの重過失

①第1事件原告らは、その年齢や経歴等に照らし、相当程度の社会経験、取引経験を有していたといえること、②クレジット契約書の右側には、「契約上のご注意」として「記載内容以外の取引や約束はないことを確認してください。」などと赤字で記載され、クレジット契約書に添付された「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面にも「申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。」「仮にお客さまが単に名義を貸しただけでも、お客さまに支払の責任があります。」などと赤字で記載されていること、③第1事件原告らは、被告Aによる電話意思確認の際、クレジット契約書記載外の商品、サービス提供の有無等を確認されたこと、④第1事件原告らは、申し込む商品・サービス等は申込書に全て記載されており、記載外の付帯サービスや約束事項はないなどと記載された勧誘方法確認結果報告を受領したことなどに鑑みると、第1事件原告らは、仮にその主張に係る錯誤に陥ったとしても、重過失がある。

お試し及び授業の勧誘類型の契約については、上記①から④に加え、⑤売買契約書、クレジット契約書及び「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面のいずれにもクーリング・オフについての説明が目立つ形で明記されており、信販会社による電話意思確認の際にもクーリング・オフに関する注意喚起がされていたことに鑑みると、第1事件原告らは、仮のその主張に係る錯誤に陥ったとしても、重過失がある。

### 【被告Bの主張】

仮に第1事件原告ら主張に係る動機の錯誤が存在したとしても、その動機は、被

告 B に対して表示されておらず、第1事件原告らの錯誤無効の主張は、それ自体失当である。

#### (12) 争点(2) (予備的主張) キ (売買契約等の中途解約の可否) について

##### 【第1事件原告らの主張】

第1事件原告らは、エフオートから、お試し期間終了など一定の期限までであれば同社との契約を無条件ですなわち費用負担なく解約することができる旨の説明を受けていたことから、同説明に従い、解約可能期間内に同社に対して解約の意思表示をした。なお、原告 52 契約 4 については、解約の意思表示をしたのは解約可能期間後であったが、同社は解約を承諾した。

##### 【被告 A の主張】

売買契約書及びクレジット契約書の記載内容、被告 A による電話意思確認に対する第1事件原告らの回答、第1事件原告らが同回答を踏まえた勧誘方法確認調査結果報告を受領しても異議を述べなかつたことに鑑みれば、第1事件原告らとエフオートとの契約は、教材という商品の売買契約であり、特定継続的役務提供契約ではないから、中途解約の主張は誤りである。

仮に上記契約が特定継続的役務提供契約であったとしても、第1事件原告らは、従前から、被告 A を含む信販会社による電話意思確認においてエフオートとの間でクレジット契約書記載外のサービス提供の約束はないなどと虚偽の回答することにより、同社から実質無償で商品やサービスの提供を受けてきたことに鑑みれば、エフオートとの契約の中途解約を被告 A に対抗することは、信義則に反し、許されない。

原告 62 契約 4 については、同原告が受領した商品の代金もクレジット代金に含まれていることから、契約 4 に係る売買契約の中途解約の抗弁対抗をもつてクレジット代金全額の支払を拒絶することはできない。

原告 68 契約 7 については、同原告の主張によれば、平成 27 年 3 月で授業は全て終わったというのであるから、エフオートによる授業の提供は既に履

行済みであり、原告 78

契約 4 については、同原告主張に係る授業の提供期間が不明であり、中途解約の主張は失当である。

原告 105

契約 2 については、同原告は、平成 27 年 6 月以降も無償で授業を受講していたのであるから、遅くとも同月頃に中途契約の意思表示は撤回されたと解すべきである。

(13) 争点(2)（予備的主張） ク（売買契約等につき、切り替え合意の有無及びその効果）について

〔第 1 事件原告らの主張〕

ア 切り替え合意により解約の効果が生じるもの（原告 1

契約 5, 原告

10 5 契約 9, 原告 8 契約 4, 原告 12 契約 4, 原告 19

契約 5, 原告 18 契約 7, 原告 21 契約 7, 原告 22

契約 5, 原告 23 契約 4, 原告 30 契約 9, 原告 41

契約 4, 原告 40 契約 5, 原告 4-2 契約 3, 原告 52

契約 1, 原告 58 契約 6, 原告 63 契約 4, 原告 64

15 契約 4, 原告 66 契約 1, 5, 原告 70 契約 14, 原告 69

契約 15, 原告 71 契約 12, 原告 72 契約 4, 原告

73 契約 5, 原告 74 契約 1, 4, 原告 75 契約 1, 5,

原告 80 契約 3, 原告 81 契約 3, 原告 88 契約 1, 原

告 89 契約 4, 原告 100 契約 5, 原告 102 契約 4,

20 原告 106 契約 4)

原告 19 は、契約 5 に関して、エフォートから、同契約を破棄し、既に被告 A により同原告名義の口座から引き落とされたクレジット代金については同額を返金するとの説明を受けていた。同原告とエフォートとの間で平成 27 年 6 月に切り替え合意が成立した後もクレジット代金の口座引き落としは続いているが、同原告は、上記説明を受けていたので、上記口座引き落としの継続は手続上の問題にすぎず、引き落とされたクレジット代金はエフォートから返金されるものと

考えていたことから、上記口座引き落としの継続を気にかけていなかった。

#### イ 切り替え合意により弁済の効果が生じるもの

(ア) 原告 4 7 契約 1

上記原告は、お試し期間中、エフォートに対して上記契約を解約せずに継続する旨を告げたところ、同社から勧められて代金 42 万円を現金で支払って弁済した。

(イ) 原告 4 8 契約 5

上記原告は、お試し期間中、エフォートに対して上記契約を解約せずに継続する旨を告げたところ、同社からクレジット契約による分割払と現金による一括払のいずれかを選択できる旨を説明され、現金による一括払を選択して同社に代金 68 万円を現金で支払って弁済した。

(ウ) 原告 5 4 契約 1

上記原告は、お試し期間中、エフォートに対して上記契約を解約せずに継続する旨を告げて一括払を求めたところ、同社により一括払の契約に切り替えられた。同原告は、上記契約代金 50 万円を現金で一括払して弁済した。

#### 〔被告 A の主張〕

##### ア 切り替え合意により解約の効果が生じるものについて

第 1 事件原告ら主張に係る切り替え合意には、切り替えの前後で契約対象の商品名や契約の名義人を異にするものがあり、これらは別個の契約とみるべきといえ、切り替え合意の存在を認め難い。特に、原告 19 契約 5 については、同原告自らクレジット代金を負担するつもりでいたところ、同原告の口座からの上記契約に係るクレジット代金の引き落としは平成 27 年 3 月 27 日から始まり、同原告主張に係る切り替え合意があったという同年 6 月以降も途切れることなく、同年 1 月 27 日まで続いたこと、同原告が上記口座引き落としに異議を述べなかつたことが認められ、これは、切り替え合意の存在を否定する方向に推認させる事実である。

たとえ第 1 事件原告ら主張に係る切り替え合意が存在したとしても、同合意の法

的性質は合意解約と解されるところ、同合意解約は、被告 A に秘してクレジット代金の支払をエフォートに肩代わりさせて同社から種々の利益を得るという不当な目的を、被告 A による電話意思確認の際に虚偽的回答をして第 1 事件原告ら自らがクレジット代金を支払う意思があるかのように装うなどという不当な方法によって実現しようとするものである。このような合意解約をした者は購入者等として保護に値せず、同合意解約の存在を内容とする切り替え合意を被告 A に対抗することは、信義則に反し、許されない。

#### イ 切り替え合意により弁済の効果が生じるものについて

原告 48 契約 5 につき、同原告主張に係る現金 68 万円が弁済に充てられたものか不明である上、クレジット契約が締結されているにもかかわらず、上記原告が被告 A ではなく、エフォートに弁済したことなぜ被告 A に対抗し得るのかも不明である。

そもそも被告 A がエフォートに立替金を支払った時点において上記原告のエフォートに対する売買代金債務は消滅したのであるから、上記原告が同社に現金 68 万円を支払った時点において、既に上記債務は消滅していた。

よって、上記原告による弁済の抗弁対抗の主張は、失当である。

#### (14) 争点(2)（予備的主張）ケ（売買契約等につき、同時履行の抗弁の当否）について

##### 【第 1 事件原告らの主張】

###### ア 授業等の未受講

###### 【原告 1 契約 4】

上記原告は、平成 26 年 6 月 5 日、エフォートとの間で平成 26 年 6 月から平成 28 年 3 月までの授業受講の契約を締結したが、同社が平成 27 年 11 月に経営破綻したために、同年 12 月以降の授業を受講することができなかった。

###### 【原告 7 契約 5】

上記原告は、エフォートから、週 2 回のインターネット家庭教師を平成 27 年 7

月から平成28年1月まで無料で受講することができるとの説明を受けていたが、いまだ上記授業を提供されていない。

【原告12 契約1】

上記原告は、Gから、教材を購入すれば無料でスカイプの授業を受けられる旨の説明を受け、4年間48回払としたクレジットの最終の支払日まで上記授業が続くものと認識していたが、実際の受講は約1年半であった。

【原告13 契約5】

上記原告は、エフオートから継続キャンペーン期間中であれば週3回のスカイプの授業を受講することができるとの説明を受けていたが、平成27年11月にエフオートが破綻したため、上記受講ができたのは同年6月から同年11月までの5か月のみであった。

【原告23 契約1】

上記原告は、平成28年3月までの授業受講につきエフオートと合意していたが、同社が平成27年11月に経営破綻したので、それ以降の授業を受講できなかつた。

【原告26 契約5】

上記原告は、平成26年9月にエフオートにスカイプの授業の受講を申し込んだ。同社から受講期間は申し込んだ月から2年間との説明を受けており、したがつて、上記原告は、平成28年8月頃まで受講できるものと認識していた。しかし、同社が平成27年11月に経営破綻したので、それ以降の授業を受講できなかつた。被告A主張に係る平成25年2月8日に申し込んだ授業は、週2コマの授業に加えパソコンの外部付属機器を提供するというもので、授業の受講のみの契約5とは内容が異なり、価格の比較をすることはできない。

【原告35 契約7, 9ないし11】

上記原告は、無償の授業受講についてエフオートと合意していたが、いまだ授業の提供を受けていない。

【原告 48 契約 5】

上記原告は、エフオートとの間の契約により、長女（平成11年8月生まれ）が高校を卒業する平成30年3月まで授業を受講することができることになっていたが、同社が平成27年11月に経営破綻したので、それ以降の授業を受講することができなくなった。  
5

【原告 56 契約 4】

上記原告は、エフオートとの間で当時中学3年生であった二女を対象とする高校の授業の先取り契約を締結したが、いまだ授業の提供を受けていない。

【原告 59 契約 1, 3】

上記原告は、エフオートから授業の提供を受ける契約につき、契約1については平成28年3月まで、契約3については同年9月までを受講期間と認識していたが、同社が平成27年11月に破綻したので、それ以降の授業を受講することができなかつた。  
10

【原告 62 契約 5】

クレジット契約書の記載によれば、上記原告は、インターネット授業（英語・数学）を平成27年末まで提供されることになっていたが、エフオートが同年11月に破綻したために、それ以降の授業を受講することができなかつた。  
15

【原告 65 契約 5】

上記原告は、エフオートとの間で、従前週2回提供されていたインターネット授業を週3回無償で提供を受ける旨の合意をしたが、授業を受講していない。  
20

【原告 85 契約 5】

上記原告は、エフオートから、モニターの契約をすれば、無料のチューター指導及び月2回のスカイプ授業を受けることができる旨の説明を受けたが、これらのサービスを受けていない。  
25

【原告 86 契約 1】

上記原告は、エフオートから購入した学習教材に付随して無料で受けられること

とされていたスカイプ授業を、平成27年11月の同社経営の破綻により受講できなくなつた。

#### イ 契約書記載の商品の未受領

原告5 契約9, 原告12 契約4, 原告23 契約4, 原告  
24 契約6, 原告35 契約7, 9, 原告43 契約9, 原  
告46 契約8 (契約書記載の商品「プロテク先生 高校版5教科」のう  
ち2教科分未受領), 原告47 契約7 (契約書記載の商品及びFから渡  
された覚書記載の「ハイパーテュートリアル」のいずれも受領していない。), 原告  
55 契約7, 原告73 契約5, 原告86 契約2, 3, 原  
告87 契約4 原告107 契約2

原告73 契約5につき、同原告は、被告Aに対してクレジット代金  
を支払う旨の約束をしたことはない。同原告は、平成27年10月及び同年11月  
に被告アーチから電話連絡を受けた際、Gに問い合わせたところ、同人から、被  
告Aの間違いなのでエフォートにおいて処理する旨の回答を受けた。

原告86 は、契約2に関し、「eサポート」という教材は受領したが、同  
契約の契約書に記載された教材は「スタディナビ 中学5教科」であるから、上記  
受領をもって、同契約に基づくエフォートの教材引渡債務が履行済みとはいえない。

原告86 は、契約3に関し、スタディナビのタブレットは受領したが、  
同契約の契約書に記載された「おもしろ大博士 中学5教科」は受領していない。  
なお、上記原告は、印鑑相違の書面を受領した記憶も、銀行印を押捺した書面を被  
告Aに送付した記憶もない。

原告87 は、契約4に関し、印鑑相違の書面を受領した記憶も、銀行印  
を押捺した書面を被告Aに送付した記憶もない。

#### ウ 授業等の未受講及び契約書記載の商品の未受領

【原告19 契約5】

無料指導付き教材販売であるが、上記原告としては、教材及び指導（スカイプの

授業) の対価として代金を支払うという認識であった。上記原告は、契約書記載の商品及びスカイプの授業のいずれも提供されていない。

なお、エフオートとの間で切り替え合意が成立したもの、以降も上記原告の口座からクレジット代金の引き落としは続いていることから、上記切り替え合意の存在は、同時履行の抗弁の成否に影響を及ぼすものではない。

#### 【原告 90 契約 6】

上記原告は、エフオートとの間で平成27年6月から平成28年1月まで授業の提供を受ける旨合意していたが、平成27年11月に同社が経営破綻したので、それ以降の授業を受講することができなくなった。また、契約書記載の商品も納品されていない。

#### 【原告 104 契約 5】

上記原告は、エフオートから、従前受講していた授業の講師が変更になり、継続受講のために改めて教材の売買契約を締結する必要がある旨の説明を受け、上記契約を締結した。

上記原告は、エフオートの経営破綻により、上記授業を受講しておらず、契約書記載の教材も受領していない。

#### 【被告 A の主張】

##### ア 授業等の未受講について

第1事件原告らが作成した売買契約書及びクレジット契約書のいずれにも商品である教材の名称及び商品引渡時期が明記されている。また、第1事件原告らは、被告Aによる電話意思確認に対し、エフオートとの間の契約書記載外のサービス授受の約束はない旨を回答した。これらの事実に鑑みると、第1事件原告らとエフオートとの間の契約は、商品である教材の売買契約であり、特定継続的役務提供契約ではない。よって、サービスである授業等の提供を受けていないことを理由とする同時履行の抗弁は、失当である。

仮に、第1事件原告らとエフォートとの契約が、授業というサービスの授受を内容とする特定継続的役務提供契約であったとしても、その場合、第1事件原告らは、被告Aによる電話意思確認に対して虚偽的回答をしたことになる。そして、第1事件原告らは、従前からエフォートとの契約に関し、信販会社による電話意思確認に対して同様の虚偽的回答を繰り返し、それによってエフォートから商品やサービスの提供を受けて利益を得ていた。これらの事実に鑑みると、第1事件原告らにおいてエフォートに対する同時履行の抗弁を被告Aに対抗することは、信義則に反し、許されない。

原告26 契約5について、同原告は、平成25年2月8日にもエフォートにスカイプの授業の受講を申し込んでおり、その受講期間は半年程度であったところ、上記申込みに係る契約と契約5の代金の差はわずか1万2000円である。この点に鑑みると、契約5についてもスカイプの授業の提供期間は、半年程度であったと考えるのが自然であり、そうであれば、同提供期間は平成26年9月18日から平成27年3月18日までということになり、同原告は、この間の授業の提供は受けている。この点からも、同時履行の抗弁の主張は、失当である。

原告35 契約10については、通塾の内容が不明であり、同時履行の抗弁の主張は、失当である。

原告48 契約5、原告65 契約5及び原告85 契約5  
については、その主張に係る授業の提供期間が不明であり、同時履行の抗弁の主張は、失当である。

原告59 契約3に係る売買契約が授業の提供を内容とするものであったとしても、その提供期間は平成26年2月7日頃から平成27年7月6日頃であったと考えるのが合理的といえ、上記提供期間は既に終了しているのであるから、同時履行の抗弁は認められない。

原告62 契約5については、同原告の主張を前提としても、未受講の講義は1か月分にとどまり、同未受講をもってクレジット代金全額の支払を拒絶する

ことはできない。

#### イ 契約書記載の商品の未受領について

##### (ア) 商品の受領

被告 A は、第1事件原告らから契約書記載の商品の全部又は一部を受領していない旨の申告を受けたことはなく、未受領との主張は信用できない。

特に、原告 23 契約 4 について、同原告は、平成 27 年 11 月に被告 A から電話連絡を受けた際、経済的な理由でキャンセルして商品も全て返品した旨の回答をしており、同回答に鑑みれば、同原告が契約書記載の商品を受領したことは明らかである。

原告 73 契約 5 について、同原告は、同年 10 月及び同年 11 月の 2 回にわたり被告 A から電話連絡を受けた際、いずれにおいてもクレジット代金を支払う旨の約束を述べており、契約書記載の商品の未受領は考え難い。

原告 86 契約 3 について、契約書上、商品引渡時期は平成 27 年 3 月 25 日頃とされているところ、上記原告は、同年 7 月下旬頃に被告 A から印鑑相違の連絡を受けたのに対し、同年 8 月 18 日頃に正しい銀行印を押捺した書面を被告 A に返送した。上記原告が上記商品引渡時期までに契約書記載の商品を受領していないのであれば、印鑑相違の連絡に対して上記のように対応するはずがない。原告 87 契約 4 についても、契約書上、商品引渡時期は同年 6 月 22 日頃とされているところ、妻の原告 86 は、その後に受けた契約 4 の契約書に関する印鑑相違の連絡に対応している。原告 87 が上記商品引渡時期までに契約書記載の商品を受領していないのであれば、同原告の妻の原告 86 が上記の対応をするはずがない。

##### (イ) 信義則違反

第1事件原告らは、仮に契約書記載の商品を受領していなかったとしても、①そもそも当該商品を購入する意思はなかったこと、②被告 A による電話意思確認に対し、エフオートとの間で契約書記載外のサービス授受の約束はないなどと虚偽

の回答をしたこと、③従前も上記②同様の行為に及び、エフォートから実質無償で商品やサービスの提供を受けるという利益を得てきたことに鑑みれば、第1事件原告らにおいてエフォートに対する契約書記載の商品の未受領を理由とする同時履行の抗弁を被告Aに対抗することは、信義則に反し、許されない。

原告47 契約7につき、同契約の契約書に記載された商品名は、同原告主張の「ハイパーチュートリアル3教科」ではなく、「プロテク先生中学版 5教科」であるから、上記原告主張に係る同時履行の抗弁権は、前提を欠く。

また、上記原告及び妻の原告48. は、エフォートと通謀し、「ハイパーチュートリアル3教科」のモニターとして無償で同教材の提供を受ける約束をしていながら、同約束を被告Aには秘して、契約書に「プロテク先生中学版 5教科」との商品名を記載した上で、同記載を前提として被告Aによる電話意思確認に対して虚偽の回答をした。この点に鑑みれば、エフォートに対する商品未受領を理由とする同時履行の抗弁を被告Aに対抗することは、信義則に反し、許されない。

#### 15 ウ 授業等の未受講及び契約書記載の商品の未受領について

授業等の未受講については、上記アと同様に、エフォートとの契約は、商品である教材の売買契約であり、特定継続的役務供給契約ではないから、授業等の未受講を理由とする同時履行の抗弁は、失当である。仮に特定継続的役務供給契約であつたとしても、エフォートに対する授業等の未受講を理由とする同時履行の抗弁を被告Aに対抗することは、信義則に反し、許されない。

契約書記載の商品の未受領については、上記イ(ア)、(イ)と同様に、未受領との主張は信じ難い。仮に上記商品未受領であったとしても、エフォートに対する同時履行の抗弁を被告Aに対抗することは、信義則に反し、許されない。

#### 25 (15) 争点(2) (予備的主張) コ (第1事件原告らの主張につき、信義則違反の当否)について

##### 【被告A の主張】

上記(5)【被告 A の主張】と同じ理由により、第1事件原告らが売買契約等に係る事由を抗弁として対抗することは、信義則上、許されない。

#### 【第1事件原告らの主張】

上記(5)【第1事件原告らの主張】と同じ理由により、被告 A 主張に係る信義則違反は認められない。

### 2 第2事件ないし第4事件、第6事件

#### (1) 争点(1)（エフオートと第2事件ないし第4事件、第6事件被告らとの共同不法行為責任の成否）について

##### 【被告 A の主張】

第2事件、第4事件及び第6事件の被告である第1事件原告ら及び第3事件被告（以下「第1事件原告ら等」ともいう。）は、エフオートからの勧誘が被告 A に対する不正なクレジット契約申込みを促すものであることを知りながら、エフオートの教材や授業の無償提供等の利益を享受したいとの動機から、以下のとおりエフオートと共同で不法行為に及び、被告 A の財産権及び契約締結に関する自己決定権を侵害したことから、エフオートとの共同不法行為責任を負い、民法719条1項前段及び2項、709条に基づき、損害賠償責任を負う。ただし、①原告5契約10については、同原告の妻原告4 が、②原告39 契約7については、同原告の妻原告38 が、③原告102 契約4については、同原告の妻原告101 が、それぞれエフオートと電子メール等でやり取りをしており、名義人である各第1事件原告に対し、被告 A による電話意思確認の際に自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを指示したといえるので、契約の名義人である各第1事件原告とその配偶者である各第1事件原告及びエフオートの三者が共同で不法行為に及んだものといえ、上記三者において共同不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

#### ア 共同不法行為

第1事件原告ら等は、エフォートの要請により、以下の不法行為に及んだ。

(ア) 内容虚偽の契約書の作成

a 主張・抗弁一覧表の「契約者」欄記載の第1事件原告らのうち「クレジット会社」欄に「A」の記載がある第1事件原告ら（以下、被告Aからの請求においては単に「第1事件原告ら」ともいう。ただし、上記のとおり三者の共同不法行為が成立する①原告5 契約10については、同原告又は原告4  
②原告39 契約7については、同原告又は原告38  
③原告102 契約4については、同原告又は原告101）は、同記載がある「契約番号」の契約につき、「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の年月日頃、  
10 真実は、「クレジット契約書記載の商品名」欄記載の学習教材を購入する意思がないにもかかわらず、同学習教材を購入するという内容虚偽の売買契約書及びクレジット契約書を作成し、これらの契約書をエフォートを通じて被告Aに提出した。

b 以下の各原告による行為を、それぞれの契約について上記aの行為と逐一的に主張する。

15 原告2 は契約7につき、原告8 は契約5につき、原告10  
は契約13につき、原告14 は契約8につき、原告19 は  
契約7につき、原告21 は契約8につき、原告23 は契約6につ  
き、原告30 は契約11及び12につき、原告41 は契約5に  
20 つき、原告46 は契約9につき、原告48 は契約7につき、原  
告50 は契約10につき、原告54 は契約7につき、原告61  
は契約5につき、原告66 は契約8及び9につき、原告69  
は契約14につき、原告77 は契約4及び5につき、原告84  
は契約5につき、原告86 は契約4につき、原告89 は  
25 契約6及び7につき、原告95 は契約6につき、第3事件被告（  
）は契約5につき、原告105 は契約4につき、上記aと同様に内容虚

偽の売買契約書及びクレジット契約書を作成し、これらの契約書をエフォートを通じて被告 A に提出した。

(イ) 被告 A による電話意思確認に対する虚偽回答

a 第1事件原告らは、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、被告 A による「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面に即した電話意思確認に対し、クレジット契約書記載の商品（学習教材）を購入する意思がない事実を告げず、さらに、①エフォートとの間で、同社が第1事件原告ら名義の口座にクレジット代金相当額の金員を振り込むなどしてクレジット代金の負担を肩代わりする約束、無償で授業を提供する約束など契約書記載外の商品やサービスの授受の約束があるにもかかわらず、そのような約束はない旨を述べる、②自ら作成していないクレジット契約書について自署したものである旨述べる、③受領していないクレジット契約書の控えについて既に受領した旨述べる、④受領していない「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面につき、手元にある旨を述べるなど虚偽的回答をし、自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装った。

原告 1 1 契約 7 について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、G をして被告 A による電話意思確認に対応させ、G が上記原告になりすまして上記と同様に虚偽的回答をするなどし、上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを容認した上、その後も、自身が上記電話意思確認に対応しなかったこと及び自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がないことなど重要な情報を被告 A に知らせなかつた。

原告 3 2 契約 10 について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、エフォートの関係者をして被告 A による電話意思確認に対応させ、同人が上記原告になり

すまして上記と同様に虚偽の回答をするなどし、上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを容認した上、その後も、自身が上記電話意思確認に対応しなかったこと及び自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がないことを被告Aに知らせなかつた。

原告61 契約6、原告68 契約7及び9、原告80

契約3、原告105 契約2、原告107 契約3について原告32

契約10と同様の内容の予備的主張をする。

原告82 契約8及び9について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記各契約につき、各「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、G又はFをして被告Aによる電話意思確認に対応させ、G又はFが上記原告になりすまして上記と同様に虚偽の回答をするなどし、上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを容認した上、その後も、自身が上記電話意思確認に対応しなかったこと及び自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がないことなど重要な情報を被告Aに知らせなかつた。

原告91 契約9について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、当時自宅にいた長女、G又は他の第三者をして被告Aによる電話意思確認に対応させ、自身になりますことを容認した上、その後も、自身が上記電話意思確認に対応しなかったこと及び自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がないことなど重要な情報を被告Aに知らせなかつた。

b 以下の各原告による行為を、それぞれの契約について上記aの行為と逐一的に主張する。

a) 原告2 は、夫の原告3名義の契約7につき、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、Fをして被告Aによる電話意思確認

に対応させ、同人が原告 3 になりすまして上記 a と同様に虚偽の回答をするなどし、上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを容認した上、その後も、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかったこと及び上記原告自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がないことなどの重要な情報を被告 A に知らせなかつた。

原告 10 は夫の原告 9 名義の契約 13 につき、原告 19  
は夫の原告 18 名義の契約 7 につき、原告 21 は夫の原告  
20 名義の契約 8 につき、原告 23 は夫の原告 24 名義の  
契約 6 につき、原告 30 は夫の原告 31 名義の契約 11 につ  
き、原告 41 は夫の原告 40 名義の契約 5 につき、原告 46  
は夫の原告 45 名義の契約 9 につき、原告 48 は夫の原告 4  
7 名義の契約 7 につき、原告 50 は夫の原告 51 名義  
の契約 10 につき、原告 54 は夫の原告 55 名義の契約 7 につ  
き、原告 61 は夫の原告 62 名義の契約 5 につき、原告 66  
15 は夫の原告 67 名義の契約 8 及び 9 につき、原告 69 は夫  
の原告 70 名義の契約 14 につき、原告 77 は夫の原告 78  
名義の契約 4 及び 5 につき、原告 84 は夫の原告 85 名義  
の契約 5 につき、原告 89 は夫の原告 90 名義の契約 7 につ  
き、原告 95 は夫の原告 96 名義の契約 6 につき、第 3 事件被告  
20 ( ) は夫の原告 104 名義の契約 5 につき、原告 105  
は夫の原告 106 名義の契約 4 につき、上記の原告 2 と同様  
の行為に及んだ。

b) 原告 8 は、夫の原告 7 名義の契約 5 につき、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、自ら上記原告になりすまして被告 A による電話意思確認に対応し、上記 a と同様に虚偽の回答をするなどして上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのよ

うに装った。

原告 14 は夫の原告 15 名義の契約 8 につき、原告 8 9

は夫の原告 9 0 名義の契約 6 につき、上記の原告 8 と同様の行為に及んだ。

c) 原告 3 0 は、夫の原告 3 1 名義の契約 1 2 につき、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、①自ら上記原告になりますして被告 A による電話意思確認に対応し、上記 a と同様に虚偽的回答をするなどして上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装い、又は、② F をして上記電話意思確認に対応させ、同人が上記原告になりますして上記 a と同様に虚偽的回答をするなどし、上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを容認し、その上で、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかつたこと及び上記原告自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がないことなどの重要な情報を被告 A に知らせなかつた。

d) 原告 8 6 は、夫の原告 8 7 名義の契約 4 につき、上記 c ) の原告 3 0 と同様の行為に及んだ。

#### イ 被告 A の権利侵害

##### (ア) 契約締結に関する自己決定権侵害

第 1 事件原告ら等は、信義則上、①被告 A からの電話意思確認における「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面記載事項に係る情報（以下「重要情報」という。）提供要請に対し、最低限同書面を一読するなどして誠実に対応し、重要情報を提供する義務、②上記電話意思確認の際、不誠実な態様で重要情報を秘匿しない義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に重要情報を被告 A に提供する義務を負っていた。

第 1 事件原告ら等は、被告 A と契約関係に入ろうとしていたのであるから、申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。そして、電話意思確

認の際、上記書面を手元に置いているかどうかの確認を受けているのであるから、信義則上、上記①の義務を負っていた。

重要情報は、クレジット代金を支払う意思の有無、クレジット契約書記載外のサービス提供の約束の有無など基本的かつ単純な事項に係るものであり、その提供の要否につき消費者に難しい判断を迫るものではない。加えて、本件において、第1事件原告ら等は、以前にも複数回にわたり信販会社との間で被告Aとのクレジット契約と同様の契約を締結しており、電話意思確認を受けた経験もあることから、信販会社がクレジット契約申込みに対する承諾の可否を判断するに当たり重要な情報を重視することは、容易に知り得たはずである。また、第1事件原告ら等は、エフオートとの間で同社がクレジット代金の支払を肩代わりする約束をしており、自らクレジット代金を支払う意思はなかったにもかかわらず、信販会社による電話意思確認に対しては上記意思があるかのように装う、クレジット契約申込書を受領していないのに受領しているかのように装うなど、不誠実、不合理な方法によるクレジット契約の申込みをしており、そのような申込み方法に関する事実は、重要な情報として、提供要請の有無にかかわらず信販会社に伝えるべきものである。したがって、第1事件原告ら等は、被告Aからの情報提供の要請の有無にかかわらず、信義則上、上記②の義務を負っていたといえる。

さらに、第1事件原告ら等は、相当程度の取引経験、社会経験を有する者であり、クレジット契約書にはAの連絡先も明示されていたことを併せ考えると、電話意思確認に誠実に対応できなかった場合も、信義則上、上記③の義務を負っていたというべきである。

被告Aは、電話意思確認の際にエフオートの勧誘方法が上記書面の記載事項に抵触していることを認識していれば、クレジット契約の申込みを承諾しなかつた。よって、第1事件原告ら等が上記①ないし③の信義則上の義務に反して被告Aに上記承諾をさせることは、被告Aの契約締結に関する自己決定権を侵害するものといえる。

#### (イ) 財産権侵害

被告 A は、第 1 事件原告ら等にエフオートとの売買契約書及びこれに対応する被告 A とのクレジット契約書記載の商品を購入する意思がないこと、第 1 事件原告ら等とエフオートとの間に上記契約書記載外の商品ないしサービス授受の約束があること、第 1 事件原告ら等ではなく、エフオートの負担においてクレジット代金が支払われること、契約書の名義人以外の者が電話意思確認に対応したことを知つていれば、立替金をエフオートに交付しなかつた。しかし、被告 A は、上記アの各契約書及び虚偽回答の内容をいずれも真実と誤信し、すなわち第 1 事件原告ら等において上記各契約書記載の商品を購入してそのクレジット代金を自らの負担で支払う意思があり、第 1 事件原告ら等とエフオートとの間に上記記載外の商品やサービスの授受の約束はないものと誤信したことにより、エフオートに立替金を交付しており、よって、同交付相当額の財産権を侵害された。

#### ウ 第 1 事件原告ら等の故意

以下の事実に鑑みれば、第 1 事件原告ら等は、①上記アのエフオートの要請が不正なクレジット契約締結に関するものであること、②被告 A が、第 1 事件原告ら等の上記アの行為により、第 1 事件原告ら等には自らクレジット代金を負担して各契約書記載の商品を購入する意思があり、エフオートとの間に契約書記載外の約束はないものと誤信し、同誤信によって立替金をエフオートに交付する可能性があることを認識、認容していたといえる。したがつて、第 1 事件原告ら等に上記イの権利侵害の故意があったことは、明らかである。

#### (ア) 故意の存在を裏付ける事実（第 1 事件原告ら等共通）

上記アに加え、第 1 事件原告ら等は、過去に複数回にわたり信販会社とのクレジット契約において上記アと同様の行為に及んでいた上、上記ア(イ)の電話意思確認後、上記アの各契約書の記載及び電話意思確認に対する第 1 事件原告ら等の回答が事実であることを確認した旨の勧誘方法確認調査結果報告を信販会社から受領していた。このことから、第 1 事件原告ら等は、被告 A が上記各契約書の記載及び

電話意思確認に対する回答を真実と誤信していることを認識していたはずであるが、上記記載及び回答が事実に反することを被告 A に申告しなかった。

(イ) 各第 1 事件原告ら等につき、故意の存在を裏付ける事実

第 1 事件原告ら (原告 4 契約 7, 8, 10, 原告 14 契約 5,

5 原告 23 契約 3, 4, 原告 27 契約 6, 原告 34 契約 4,

原告 38 契約 4, 原告 50 契約 9, 原告 52 契約 4,

原告 57 契約 4, 6, 原告 62 契約 4, 5, 原告 61 契

約 6, 原告 64 及び原告 65 契約 4 ないし 6, 原告 77

契約 2, 原告 80 契約 3, 4, 原告 82 契約 8, 9, 原告 89

10 契約 4, 原告 91 契約 9, 原告 98 契約 6, 7)

は、平成 27 年 11 月、被告 A からの照会に対し、契約書記載の商品は既に納品を受けている、エフオートから覚書を交付された事実はなく、同社がクレジット代金の支払を肩代わりする約束はないなどと虚偽の回答をした。

原告 36 は、平成 28 年 3 月、被告 A に対し、エフオートにいわゆる名義貸しをしたこと自認した。これは、契約 8 に関する上記原告の故意及び同原告の夫原告 37 の契約 7 に関する故意を裏付ける事実の 1 つといえる。

原告 86 は、平成 27 年 11 月 6 日、被告 A から電話で契約 2 に係るクレジット代金の支払を催促され、前日に夫の原告 87 が振込送金した旨の虚偽の回答をした。

20 エ 第 1 事件原告ら等の過失

たとえ第 1 事件原告ら等に上記ウの権利侵害の故意が認められなくても、以下の事実によれば過失があったものといえる。

(ア) 結果予見可能性

第 1 事件原告ら等については、その年齢や経歴に鑑み、合理性を備えた平均人の能力を基準として結果予見可能性の有無を判断すべきである。

そして、①上記アの行為自体、不誠実、不合理なものであること、②クレジット

契約申込者が自らクレジット代金を支払う意思がなければ、信販会社は当該申込みを承諾しないことは、合理性を備えた平均人の能力があれば容易に分かることである。さらに、③第1事件原告ら等は、過去に複数回にわたるクレジット契約の取引経験を有していることから、上記能力を備えていれば、エフオートの勧誘方法が  
5 「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面の記載事項に抵触する場合には被告Aにおいてクレジット契約の申込みを承諾しないことを知っていたか、少なくとも容易に知り得たはずである。④加えて、契約申込者以外の者が電話意思確認に対応した場合、被告Aがその事実を知つていればクレジット契約の申込みを承諾しないことについても、第1事件原告ら等は、知っていたか、少なくとも容易に知り得たというべきである。  
10

以上によれば、第1事件原告ら等において、上記アの行為が上記イの権利侵害の結果をもたらすことにつき、予見可能性があったものということができる。

#### (イ) 結果回避義務違反

a 第1事件原告ら等は、上記イ(ア)の信義則上の義務を負っており、その義務を遵守して上記イの権利侵害の結果を回避する義務を負っていたが、上記アの行為に及んで、①契約書記載の商品等の購入意思を有しないこと、②エフオートとの間で契約書記載外の商品やサービスの授受の約束があること、③自らクレジット代金を支払う意思がないこと、④契約書を自ら記載していないこと、⑤クレジット契約書を受領していないこと、⑥「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面を受領しておらず、電話調査確認を受けたときも手元にないことなどの重要情報を被告Aに伝えず、上記義務に違反した。  
20

原告11： 契約7について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、被告Aに対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、被告Aは、電話意思確認に対して上記原告宅居住者以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフオートと上記原告との間で被告Aに秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該  
25

約束の存在を容易に知り得なかつた。上記原告は、上記(ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、① G に対し、上記原告自身になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させるために自宅の電話機の受話器を渡さない義務、②仮に①の義務に反して G に受話器を渡しても、G による電話意思確認の対応を途中でも制止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかつたこと；上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商品を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、上記原告は、これらの義務を果たさなかつた。

原告 3・2 契約 10について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、被告 A は、電話意思確認に対して上記原告宅居住者以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフォートと上記原告との間で被告 A に秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該約束の存在を容易に知り得なかつた。上記原告は、上記(ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、①エフォートの関係者に対し、上記原告自身になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させるために自宅の電話機の受話器を渡さない義務、②仮に①の義務に反してエフォートの関係者に受話器を渡しても、同人による電話意思確認の対応を途中でも制止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかつたこと、上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商品を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、上記原告は、これらの義務を果たさなかつた。

原告 6・8 契約 7 及び 9、原告 8・0 契約 3、原告 10・5  
25 契約 2、原告 10・7 契約 3について、原告 3・2 契約 10 と同様の主張をする。



原告 6.1 契約 6 について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、被告 A は、電話意思確認に対して上記原告宅居住者以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフォートと上記原告との間で被告 A に秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該約束の存在を容易に知り得なかつた。上記原告は、上記(ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、①エフォート関係者に対し、上記原告自身になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させるために携帯電話機を渡してはならない義務、②仮に①の義務に反してエフォート関係者に携帯電話機を渡しても、同人による電話意思確認の対応を途中でも制止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかつたこと、上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商品を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、上記原告は、これらの義務を果たさなかつた。

原告 8.2 契約 8 及び 9 について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記各契約につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、被告 A は、電話意思確認に対して上記原告宅居住者以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフォートと上記原告との間で被告 A に秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該約束の存在を容易に知り得なかつた。上記原告は、上記(ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、① G 又は F に対し、上記原告自身になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させるために自宅の電話機の受話器を渡さない義務、②仮に①の義務に反して G 又は F に受話器を渡しても、G 又は F による電話意思確認の対応を途中でも制止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかつたこと、上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商

品を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、上記原告は、これらの義務を果たさなかった。

原告 9 1 契約 9 について、以下のとおり予備的主張をする。同原告は、上記契約につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、被告 A は、電話意思確認に対して上記原告以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフォートと上記原告との間で被告 A に秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該約束の存在を容易に知り得なかつた。上記原告は、上記ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、①自宅において G、長女又は第三者に上記原告のなりすまして電話意思確認に対応させない義務、②電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記原告が上記電話意思確認に対応しなかつたこと、上記原告自らクレジット代金を負担して契約書記載の商品を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、上記原告は、これらの義務を果たさなかつた。

15 b. 以下の各原告による行為を、それぞれの契約について上記 a の行為と逐一的に主張する。

a) 原告 2 は、夫の原告 3 名義の契約 7 につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、被告 A は、電話意思確認に対して上記原告ら宅居住者以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフォートと原告 2 の間で被告 A に秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該約束の存在を容易に知り得なかつた。上記原告は、上記ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、① F に対し、原告 3 になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させるために自宅の電話機の受話器を渡さない義務、②仮に①の義務に反して F に受話器を渡しても、同人による電話意思確認の対応を途中でも制止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記

原告が上記電話意思確認に対応しなかったこと、上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商品を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、原告 2 は、これらの義務を果たさなかった。

5 原告 10 は夫の原告 9 名義の契約 13 につき、原告 19  
は夫の原告 18 名義の契約 7 につき、原告 21 は夫の原告  
20 名義の契約 8 につき、原告 23 は夫の原告 24 名義の  
契約 6 につき、原告 30 は夫の原告 31 名義の契約 11 につ  
き、原告 41 は夫の原告 40 名義の契約 5 につき、原告 46  
10 は夫の原告 45 名義の契約 9 につき、原告 48 は夫の原告 4  
7 名義の契約 7 につき、原告 50 は夫の原告 51 名義  
の契約 10 につき、原告 54 は夫の原告 55 名義の契約 7 につ  
き、原告 61 は夫の原告 62 名義の契約 5 につき、原告 66  
は夫の原告 67 名義の契約 8 及び 9 につき、原告 69 は夫  
15 の原告 70 名義の契約 14 につき、原告 77 は夫の原告 78  
名義の契約 4 及び 5 につき、原告 84 は夫の原告 85 名義  
人の契約 5 につき、原告 89 は夫の原告 90 名義の契約 7 につ  
き、原告 95 は夫の原告 96 名義の契約 6 につき、第 3 事件被告  
() は夫の原告 104 名義の契約 5 につき、原告 105  
20 は夫の原告 106 名義の契約 4 につき、上記の原告 2 契約 7  
と同様の信義則上の義務を負っていたが、同義務を果たさなかった。

b) 原告 8 は、夫の原告 7 名義の契約 5 につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、信義則上、①契約 5 についての被告 A による電話意思確認に同原告になりすまして対応しない義務、仮に対応したとしても、上記イ(ア)の信義則上の義務を負っていたが、これを果たさなかった。

原告 14 は夫の原告 15 名義の契約 8 につき、原告 8 9

は夫の原告 9 0 名義の契約 6 につき、上記の原告 8 契約 5 と同様の信義則上の義務を負っていたが、これを果たさなかった。

c) 原告 3 0 は、夫の原告 3 1 名義の契約 1 2 につき、被告 A に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていたのにこれを果たさなかった。すなわち、原告 3 0 が上記契約の電話意思確認に対応した場合においては、原告 3 1 になりすまして対応しない義務、仮に対応したとしても、上記イ(ア)の信義則上の義務を負っていたが、これらを果たさなかった。

原告 3 0 が F をして上記契約の電話意思確認に対応させた場合においては、被告 A は、電話意思確認に対して上記各原告宅居住者以外の者が対応することは容易に予測し得ず、また、エフォートと原告 3 0 又は原告 3 1 の間で被告 A に秘してクレジット契約書記載外の約束をした場合においては当該約束の存在を容易に知り得なかった。原告 3 0 は、上記イ(ア)の結果予見可能性を備えていたことも併せ考えると、信義則上、① F に対し、原告 3 1 になりすまして被告 A による電話意思確認に対応させるために自宅の電話機の受話器を渡さない義務、②仮に①の義務に反して F に受話器を渡しても、F による電話意思確認の対応を途中でも制止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、原告 3 1 が上記電話意思確認に対応しなかったこと、同原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の学習教材を購入する意思はないことなどの重要情報を被告 A に提供する義務を負っていたものといえる。しかし、原告 3 0 は、これらの義務を果たさなかった。

原告 8 6 は、夫の原告 8 7 名義の契約 4 につき、上記の原告 3 0 と同様の信義則上の義務を負っていたが、同義務を果たさなかった。

c) さらに、第 1 事件原告らは、エフォートによるクレジット代金負担の肩代わ

りの入金管理の煩わしさ、信販会社からの支払催促に対応することの煩わしさから解放されたい、エフオートの資金繰りに協力して、同社に将来分のクレジット代金負担の肩代わりを全うしてもらいたいという動機から上記アの共同不法行為に及んでおり、上記動機は保護に値しない。この点も、結果回避義務違反の判断に当たり考慮されるべきである。

原告 23 原告 24 契約 6 に関しては、原告 23 において、上記契約以前の契約につき、平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月にかけて 4 回にわたり被告 A からクレジット代金の支払催促を受けた際も、エフオートがクレジット代金の負担を肩代わりするという約束の存在を故意に告げなかつた。このような不誠実な行動は、購入者等として保護に値しない。この点も、結果回避義務違反の判断に当たり考慮されるべきである。

#### オ 三者の共同不法行為について

原告 4 原告 38 及び原告 101 による以下の各行為は、各契約につき、その名義人である上記各原告の各配偶者すなわち原告 5 15 原告 39 及び原告 102 がエフオートの要請を受けて被告 A による電話意思確認に虚偽回答をした各行為（上記ア(イ)a、エ(イ)a）との共同不法行為を構成し、エフオートを含む三者による共同不法行為が成立する。

##### ア) 原告 5 名義の契約 10 について

原告 4 は、契約 10 につき、被告 に対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、信義則上、①原告 5 に 20 対し、被告 による電話意思確認の際、クレジット契約書記載の商品を購入する意思があるように装うよう指示しない義務、②上記原告が上記電話意思確認において虚偽的回答をすることを阻止する義務、③電話意思確認後も被告 A による立替金支払実行前に、上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商品を購入する意思はないこと、エフオートにおいてクレジット代金を肩代わりする約束があることなどの重要情報を被告 A に自ら提供する、又は、上記原告に提

供させる義務を負っていた。

しかし、原告4は、上記義務を果たさず、エフオートからの要請を受け、「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日において、原告5に対し、被告Aによる電話意思確認の際に自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを指示した。そして、原告4は、同日、原告5が電話意思確認において虚偽的回答をするなどして同原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを容易に制止し得たにもかかわらず制止しなかった。さらに、原告4は、電話意思確認後、被告Aに対し、原告5が自らクレジット代金を負担して上記商品を購入する意思がない旨を容易に連絡し得たにもかかわらず、連絡しなかった。

(イ) 原告39名義の契約7について

原告38は、契約7につき、被告Aに対する申込みにおいて信義則上誠実に対応すべき義務を負っていた。すなわち、信義則上、①原告39に対し、自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うために被告Aによる電話意思確認に対応するよう指示しない義務、②上記原告が電話意思確認に対応したとしてもこれを制止すべき義務、③電話意思確認後も被告Aによる立替金支払実行前に、上記原告自らクレジット代金を負担して上記契約書記載の商品を購入する意思はないこと、エフオートにおいてクレジット代金を肩代わりする約束があることなどの重要情報を被告Aに提供する義務を負っていた。

しかし、原告38は、これらの義務を果たさなかった。すなわち、同原告は、エフオートと共同して、原告39に対し、被告Aによる電話意思確認の際に自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うことを指示した。上記原告は、実際にはクレジット契約書記載の商品を購入する意思はなかったが、上記指示に従い、上記電話意思確認に

において虚偽の回答をした。

原告 38 は、上記電話意思確認の場に居合わせており、原告 39 が虚偽の回答をするのを容易に制止し得るにもかかわらず、制止することはなかつた。さらに、原告 38 は、上記電話意思確認の後も、原告 39 が商品購入意思を有しないことを被告 A に連絡しなかつた。

(ウ) 原告 102 名義の契約 4について

原告 101 は、契約 4につき、上記(ア)と同様の信義則上の義務を負つていたにもかかわらず、同義務を果たさず、エフオートからの要請を受け、遅くとも「クレジット契約の成立日」欄記載の年月日の午後 6 時頃までに夫の原告 102 に対し、被告 A による電話意思確認において、上記原告自らクレジット代金を負担してクレジット契約書記載の商品を購入する意思があるかのように装うこと、エフオートがクレジット代金の負担を肩代わりすることは伏せておくことを指示した。

**力 第1事件原告らの利得**

第1事件原告らは、上記アの行為に加え、それ以前も複数回にわたり同様の不正な方法により信販会社とのクレジット契約を締結してエフオートから実質無償で商品やサービスの提供を受けるという利得を得てきたのであるから、一切の責任を問わないとするのは、不誠実な方法による多数の利得の獲得を認めることとなり、信義則に反する。

**[第1事件原告ら等の主張]**

以下のとおり被告 A 主張に係る共同不法行為責任は成立しない。

第1事件原告らは、上記 1(3) [第1事件原告らの主張] のとおり被告 A とのクレジット契約につき、エフオートによる不実告知を理由として割販法に基づく取消しを求めているところ、同取消しが認められた場合、他方において被告 A 主張に係る第1事件原告らとエフオートとの共同不法行為に基づく損害賠償責任を肯定するのは、法的価値判断の矛盾を招くものといえる。

上記1(3)【第1事件原告らの主張】のとおり第1事件原告らと被告Aとのクレジット契約は、取り消されるべきであるから、上記共同不法行為に基づく損害賠償責任は認められない。

仮に上記損害賠償責任が認められる場合であっても、被告Aは、上記1(5)【第1事件原告らの主張】のとおり、加盟店調査義務を怠っており、その懈怠がエフオートによるクレジット契約不正利用を招いた面もあるといえ、過失相殺されるべきである。

#### ア 共同不法行為について

##### 【無断契約】

主張・抗弁一覧表中「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の年月日付け申込みの被告Aを与信者とするクレジット契約書（乙A1(5)-1, 乙A32(10)-1, 乙A61(6)-1, 乙A82(8)-1, (9)-1, 乙A91(9)-1）及び同日付けのエフオートとの売買契約書（乙A1(5)-2, 乙A32(10)-2, 乙A61(6)-2, 乙A82(8)-2, (9)-2, 乙A91(9)-2）は、いずれもエフオートが第1事件原告ら等に無断で作成したものであり、同作成に第1事件原告ら等は関与していない。

また、第1事件原告ら等が上記各契約書に関して被告Aによる電話意思確認に対応したことはない。

##### 【無断契約以外の勧誘類型】

第1事件原告ら等は、エフオートからモニターやお試し等の制度の利用、教材の無償交換等を勧められて被告Aに対するクレジット契約申込みを促されていた当時、エフオートが被告Aから立替金を不正取得する目的で上記勧誘等に及んでいたことを全く認識していなかった。第1事件原告ら等は、エフオートのFやGが自身の子らの教育に熱心に取り組んでくれるものと認識して信頼していたので、同社の勧誘に応じ、その指示に従って同社との売買契約書及び被告Aに対して上記売買契約書記載の商品代金の立替払を申し込む内容のクレジット契約申込書を作成し、また、被告Aによる電話意思確認に対しても、エフオートから指

示されたとおり、クレジット契約申込書記載外の同社との約束事項はないなどと回答した。第1事件原告ら等は、エフォートから受けた上記の指示につき、モニター やお試しなど各勧誘内容の実現のために必要な手続を指示するものとして理解し、同手続を踏むという認識で上記各書面を作成し、電話意思確認に回答したのであり、殊更に内容虚偽の書面を作成する、虚偽回答をするとの認識はなかった。本件の実態及び割販法の趣旨に鑑みれば、結果として立替金を不正取得されたという被告 A の損害は、エフォートと加盟店契約を締結していた被告 A 自らが負担すべきである。

なお、第1事件原告ら等は、上記電話意思確認後、被告 A から、勧誘方法確認調査結果報告を受領した。しかし、同報告は、クレジット代金支払予定表の送付状裏面に印刷されたものであり、第1事件原告ら等はその記載内容までは把握していなかった。

#### 【原告3 契約7】

クレジット契約書（乙A 3(7)-1）及び売買契約書（乙A 3(7)-2）は、エフォートが原告3 及びその妻である原告2 のいずれにも無断で作成し、平成27年8月4日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

F と G は、同月6日、上記原告両名宅に来訪し、既に記入済みの原告3 名義のクレジット契約書を原告2 に見せた。その後間もなく、被告 A から上記原告両名宅の固定電話に連絡があり、F が自ら対応すると申し出て20 応答した。被告 A による電話意思確認に対応したのは F であり、その具体的な内容は知らない。

#### 【原告4 契約7】

クレジット契約書（乙A 4(7)-1）及び売買契約書（乙A 4(7)-2）は、エフォートが原告4 及びその夫である原告5 のいずれにも無断で作成し、平成26年8月4日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

F と G は、同月5日、上記原告両名宅に来訪してお試し制度につき勧誘し

た。原告4 は、上記勧誘に応じることとし、お試し制度利用のために必要な手続との説明を受けて被告A に対するクレジット契約申込書（甲4(7)-1）及びエフォートとの売買契約書（甲4(7)-2）を作成した。

上記原告は、平成27年11月12日頃、被告A からの電話で、エフォートとの契約に基づく商品の受領の有無について尋ねられた記憶はあるが、同社との複数にわたる契約のいずれに関する質問であったかは定かではない。

#### 【原告4 契約8】

クレジット契約書（乙A4(8)-1）及び売買契約書（乙A4(8)-2）は、エフォートが原告4 及びその夫である原告5 のいずれにも無断で作成し、平成26年12月4日、ファクシミリで被告A に送信したものである。

F と G は、同月6日、上記原告両名宅に来訪して、原告4 に対し、以前に無償交換のための手続としてクレジット代金一括払の条件で締結した上記原告と被告B とのクレジット契約の支払方法を分割払に変更したい旨を述べた。上記原告は、同変更に必要な手続との説明を受けて F らが持参した既に記入済みのクレジット契約申込書（甲4(8)-1）に署名捺印した。

#### 【原告5 契約10】

クレジット契約書（乙A5(10)-1）及び売買契約書（乙A5(10)-2）は、エフォートが原告5 及びその妻である原告4 のいずれにも無断で作成し、平成27年6月18日、ファクシミリで被告A に送信したものである。

F は、同月20日、上記原告両名宅に来訪して、原告4 に対し、以前に無償提供のための手続としてクレジット代金分割払の条件で締結した原告5 と被告B のクレジット契約につきクレジット代金支払方法を一括払に変更したい旨を述べた。原告4 は、上記変更に必要な手続との説明を受けて F が持参した既に記入済みの原告5 名義のクレジット契約申込書（甲5(10)-1）に押印した。

なお、原告4 は、同年11月25日、被告A からの電話に対し、エ

フォートから覚書を受領した事実はなく、今後の支払等に関しては追って連絡する旨述べた。覚書の受領を否定したのは、エフォートの指示によるものであり、支払等について後日の連絡を約したのは、クレジット代金の支払に関しては同社に尋ねないと分からなかつたからである。

5 【原告6 契約5】

クレジット契約書（乙A 6(5)-1）及び売買契約書（乙A 6(5)-2）は、エフォートが原告6に無断で作成し、平成27年9月3日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同月15日、上記原告宅に来訪して、上記原告に対し、以前にエフォートがキャンセルしたはずのクレジット契約が手違いで残っていることを確認した上、そのような契約を解約して整理する旨を述べた。上記原告は、同整理のために必要な手続との説明を受けてクレジット契約申込書（甲6(5)-1）に所定事項を記入した。

【原告7 契約5】

クレジット契約書（乙A 7(5)-1）及び売買契約書（乙A 7(5)-2）は、エフォートが原告7及びその妻である原告8のいずれにも無断で作成し、平成27年6月18日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同月22日、上記原告両名宅に来訪し、原告8に対し、授業のお試し制度の勧誘をした。上記原告は、同勧誘に応じることとし、お試し制度の利用に必要な書面上の手續との説明を受けて原告7名義のクレジット契約申込書（甲7(5)-1）を作成した。同日、被告Aから上記原告両名宅の固定電話に連絡があり、Gの指示により原告8が対応し、質問に全て「はい。」と答えた。

【原告8 契約6】

クレジット契約書（乙A 8(6)-1）及び売買契約書（乙A 8(6)-2）は、エフォートが原告8及びその夫である原告7のいずれにも無断で作成し、遅

くとも平成27年9月15日までにファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同月16日、上記原告両名宅に来訪し、原告8に対し、以前に無償交換のための手続としてクレジット代金分割払の条件で締結した上記原告と被告Bの契約4に係るクレジット契約につき支払方法を一括払に変更したい旨を述べた。原告8は、同変更に必要な手続との説明を受けて既に記入済みのクレジット契約申込書（甲8(6)-1）に捺印した。

#### 【原告10 契約10】

クレジット契約書（乙A10(10)-1）及び売買契約書（乙A10(10)-2）は、エフォートが原告10及びその夫である原告9のいずれにも無断で作成し、平成26年6月24日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同月26日、上記原告両名宅に来訪し、原告10に対し、モニター制度の勧誘をした。原告10は、同勧誘に応じることとし、モニター制度利用のために必要な手続との説明を受けてクレジット契約申込書（甲10(10)-1）を作成した。

#### 【原告9 契約13】

クレジット契約書（乙A9(13)-1）及び売買契約書（乙A9(13)-2）は、エフォートが原告9及びその妻である原告10のいずれにも無断で作成し、平成27年10月29日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同年11月2日、上記原告両名宅に来訪し、原告10に対し、エフォートの都合により以前にクレジット代金一括払の条件で締結したクレジット契約につき支払方法を分割払に変更したい旨を述べた。原告10は、同変更に必要な手続との説明を受けて既に記入済みの原告9名義のクレジット契約申込書（甲9(13)-1）に押印した。

被告 A による電話意思確認には F が対応した。上記原告両名は、契約 13 がエフォートの都合によりクレジット代金の支払方法を変更するものであるから、 F が適正に対応するものと考えていた。

【原告 1・1 契約 7】

クレジット契約書（乙A 1 1(7)-1）及び売買契約書（乙A 1 1(7)-2）は、エフォートが上記原告に無断で作成したものである。

F と G は、平成 27 年 7 月 1 日、上記原告宅に来訪して、上記原告に対し、無償交換の勧誘をした。上記原告は、同勧誘に応じることとし、無償交換のために必要な形式的手続との説明を受けて既に記入済みのクレジット契約申込書（甲 1 1 (7)-1）に押印した。上記原告は、被告 A による電話意思確認を受けた記憶がない。

【原告 1・2 契約 4】

クレジット契約書（乙A 1 2(4)-1）及び売買契約書（乙A 1 2(4)-2）は、エフォートが原告 1・2 及びその妻である原告 1・3 のいずれにも無断で作成し、平成 26 年 12 月 14 日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

G は、同月 16 日、原告 1・2 に電話をかけ、モニター制度の勧誘をした。上記原告が直ちに上記勧誘に応じる旨の回答をしたところ、G は、モニター制度申込み等の必要書類は代筆しておく旨を述べた。同日、G が代筆したクレジット契約書を撮影した画像データ添付のメールが上記原告に送信してきた。

【原告 1・3 契約 6】

クレジット契約書（乙A 1 3(6)-1）及び売買契約書（乙A 1 3(6)-2）は、エフォートが作成したものである。

G は、平成 27 年 9 月末頃、原告 1・3 に対し、クレジット代金を分割払とする契約 4 に係るクレジット契約につき、支払方法を一括払に切り替えたい旨を述べた。上記原告が上記切り替えに同意したところ、同年 10 月 1 日、エフオ

トが代筆した上記原告名義のクレジット契約書を撮影した画像データ添付のメールが上記原告に送信されてきた。

【原告 14 契約 5】

クレジット契約書（乙 A 14(5)-1）及び売買契約書（乙 A 14(5)-2）は、エフオートが原告 14 及びその夫である原告 15 のいずれにも無断で作成し、平成 26 年 7 月 24 日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

F は、同月 28 日、原告 14 の勤務先を訪ね、同原告に対して無償交換を勧めた。上記原告は、勧誘に応じることとし、無償交換のために必要な形式的手続との説明を受けて同月 23 日付けの被告 A に対するクレジット契約申込書（甲 14(5)-1）及びエフオートとの売買契約書（甲 14(5)-2）を作成した。

F は、無償交換の期間が同月 25 日までであったことを理由に、上記各書面を同月 23 日付けとするよう指示した。

【原告 15 契約 8】

クレジット契約書（乙 A 15(8)-1）及び売買契約書（乙 A 15(8)-2）は、エフオートが原告 15 及びその妻である原告 14 のいずれにも無断で作成し、平成 27 年 7 月 16 日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

F は、同月 27 日、原告 14 に電話をかけてお試し制度を勧め、同原告は、勧誘に応じることとした。同月 28 日、F は、上記原告に連絡し、お試し制度の利用に必要な手続として原告 15 名義のクレジット契約書をエフオートにおいて代筆する旨を述べた。同日、原告 14 に対し、エフオートが代筆した原告 15 名義のクレジット契約書を撮影した画像データ添付のメールが送信されてきた。

【原告 17 契約 9】

クレジット契約書（乙 A 17(9)-1）及び売買契約書（乙 A 17(9)-2）は、エ

フォートが作成したものである。

F は、平成27年4月、上記原告に電話をかけ、クレジット代金を同年7月及び同年8月の2回払とした被告Bとのクレジット契約につき、支払方法を同年9月からの12回払に切り替えたい、クレジット契約書はエフオートで作成する旨を述べた。上記原告が上記切り替えに同意したところ、同年6月1日、エフオートが代筆したクレジット契約書の控え（甲17(9)-1）が送られてきた。

#### 【原告16 契約10】

クレジット契約書（乙A16(10)-1）及び売買契約書（乙A16(10)-2）は、エフオートが作成したものである。

G は、平成27年9月、上記原告に電話をかけ、クレジット代金を分割払としたCとのクレジット契約につき、いったん解約した上で改めてクレジット契約を締結し、支払方法を一括払に切り替えることを勧めた。上記原告が同勧誘に応じたところ、同月16日、土田から、エフオートが代筆したクレジット契約書を撮影した画像データ添付のメールが送信されてきた。

被告Aによる電話意思確認において、ベリファイシート記載の事項のうち、クレジット契約申込書の世帯欄の記載が直筆によるものか否か、前回の取引をキャンセルした理由、クレジット代金の支払期間変更についてのやり取りはなかった。

#### 【原告19 契約5】

クレジット契約書（乙A19(5)-1）及び売買契約書（乙A19(5)-2）は、エフオートが作成したものである。もっとも、上記原告は、平成26年8月、上記各契約書とほぼ同内容のクレジット契約申込書（甲19(5)-1）及び売買契約書（甲19(5)-2）を作成した。上記原告は、これらの書面に記載された「プロテク先生高校版 5教科」という教材を購入する意図はあった。

被告Aによる電話意思確認を受けたか否か、記憶にない。

#### 【原告18 契約7】

クレジット契約書（乙A18(7)-1）及び売買契約書（乙A18(7)-2）は、エ

フォートが作成したものである。

FとGは、平成27年6月、原告18宅に来訪し、妻の原告19に対し、契約5を破棄して新たな契約に切り替える旨を述べた。原告19は、上記切り替えに同意し、既にほぼ全ての必要事項が記入されたクレジット契約申込書の署名欄に原告18の氏名を書いた。被告A提出に係る上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書（甲18(7)-1）の記入内容が転写されたものではない。

被告Aによる電話意思確認にはFが対応したが、原告18及び原告19は、Fが適正に対応するものと考えていた。

【原告19 契約8】

クレジット契約書（乙A19(8)-1）及び売買契約書（乙A19(8)-2）は、エフオートが作成したものである。

FとGは、平成27年9月、上記原告宅に来訪し、同原告に対し、原告18名義の契約7を破棄した上で改めて原告19名義でクレジット契約を締結して切り替えることを提案した。原告19は、同提案に応じ、既に記入済みのクレジット契約書を渡された。

被告Aによる電話意思確認を受けたか否か、記憶がない。

【原告21 契約7】

クレジット契約書（乙A21(7)-1）及び売買契約書（乙A21(7)-2）は、エフオートが作成したものである。

Fは、平成26年8月頃、原告21宅に来訪して、同人に対し、プロテク先生高校版の契約を締結すれば、授業の受講数が無料で増える旨を説明した。同人は、上記契約締結の意向を示し、クレジット契約申込書及び売買契約書を作成した。しかし、被告A提出に係る上記クレジット契約書は、原告21が作成したクレジット契約申込書（甲21(7)-1）の記入内容が転写されたものではなく、また、被告A提出に係る上記売買契約書も、原告21

が作成した売買契約書とは異なるものである。

【原告 20 契約 8】

クレジット契約書（乙A 2.0(8)-1）及び売買契約書（乙A 2.0(8)-2）は、エフオートが作成したものである。

F は、平成27年8月頃、原告20 宅に来訪して、同原告の妻の原告21 対し、契約7のクレジット契約に係るクレジット代金支払方法につき、同年10月以降はエフオートが一括で支払う旨を述べた。原告21 は、上記支払方法の変更を了承し、同変更のために必要な手続との説明を受けて原告20 名義で被告 A に対するクレジット契約申込書（甲2.0(8)-1）を作成した。被告 A 提出に係る上記クレジット契約書は、原告21 が作成した上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

F は、同年9月頃、上記原告宅に来訪した。間もなく、被告 A から上記原告宅の固定電話に連絡があり、F は、原告21 対し、原告20 を装って応答するように指示した。原告21 が上記指示を拒否したところ、F が被告 A からの電話に応答し、原告20 を装って話していた。当時、原告21 は、上記電話は契約7の解約手続に関わるものと思つており、F が契約8の電話意思確認に対応しているとの認識は全くなかった。

【原告 22 契約 5】

クレジット契約書（乙A 2.2(5)-1）及び売買契約書（乙A 2.2(5)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年9月14日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

F と G は、同月16日、上記原告宅に来訪し、クレジット代金を分割払とした C とのクレジット契約につき、いったん解約した上で改めてクレジット契約を締結し、支払方法を一括払に切り替える必要がある旨を述べた。上記原告は、同切り替えを了承し、既に記入済みのクレジット契約申込書を受領した。

【原告 22

契約 6】

クレジット契約書（乙A 22(6)-1）及び売買契約書（乙A 22(6)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年11月4日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

5 FとGは、同月6日、上記原告宅に来訪し、契約5につき、支払期日までの期間が長いことから、いったん解約した上で契約を切り替えてクレジット代金の支払を早期に終わらせる必要がある旨を説明した。上記原告は、上記切り替えを了承し、既に記入済みのクレジット契約申込書を受領した。

【原告 24

契約 6】

10 クレジット契約書（乙A 24(6)-1）及び売買契約書（乙A 24(6)-2）は、エフオートが原告24及びその妻である原告23のいずれにも無断で作成し、平成27年6月18日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

15 FとGは、同月22日、上記原告両名宅に来訪して、原告23に対し、契約4の教材よりもよい教材があるので契約4を解約して新たな契約に切り替えることを提案した。原告23は、上記提案に応じ、必要な手続との説明を受けて原告24名義で被告Aに対するクレジット契約申込書を作成した。

20 同日、被告Aから上記原告両名宅の固定電話に連絡があった。Fは、原告23に対し、自分でよければ対応する旨を申し出た。原告23は、原告24が不在であったことに加え、自身より手続に詳しく、被告Aとも頻繁にやり取りをしているFからの申出であれば問題ないと考え、同人に被告Aによる電話意思確認の対応をさせた。同対応の具体的な内容は不知。

【原告 25

契約 8】

25 クレジット契約書（乙A 25(8)-1）及び売買契約書（乙A 25(8)-2）は、エフオートが作成したものである。

G は、平成27年5月、上記原告に電話をかけ、以前にモニターのための手続としてクレジット代金分割払を条件とする上記原告の夫 A 名義でした被告 B に対するクレジット契約申込みに関し、上記原告名義で改めてクレジット代金一括払を条件としてクレジット契約を申し込む旨を提案し、必要な手続はエフォートが行う旨を述べた。その後、G は、上記原告に対し、一括払の審査が通らなかつたので A 作成のクレジット契約申込書を利用する、一括払の方はエフォートが処理する旨を説明し、上記原告は、自身名義のクレジット契約は締結に至らなかつたものと認識していた。

被告 A による電話意思確認を受けたか否か、記憶にない。

【原告26 契約5】

クレジット契約書（乙A26(5)-1）及び売買契約書（乙A26(5)-2）は、エフォートが作成したものである。

平成26年9月18日、G は、上記原告宅に来訪し、上記原告は、インターネットの講義を申し込み、上記各契約書とおおむね同じ内容のクレジット契約申込書及び売買契約書を作成した。同月19日、G は、上記原告に対し、書類に不備があった旨を連絡し、その後、エフォートにおいて書き直したクレジット契約申込書及び売買契約書を上記原告宅に持参した。上記原告は、これらの書類を見たが、押印はしなかった。

被告 A による電話意思確認を受けたか否か、記憶にない。G からは、契約書を書き直したので電話意思確認は行われない旨の説明を受けていた。

【原告27 契約6】

クレジット契約書（乙A27(6)-1）及び売買契約書（乙A27(6)-2）は、エフォートが作成したものである。

平成27年9月、G は、上記原告に電話をかけ、以前に同原告が被告 B との間で締結したクレジット契約のクレジット代金支払条件変更のための手続として作成したクレジット契約申込書に関し、更に支払条件を変更する必要がある、契約

書はエフォートが作成するので、電話意思確認に対応してほしい旨を述べ、上記原告は、これを了承した。

【原告31 契約11】

クレジット契約書（乙A31(1)-1）及び売買契約書（乙A31(1)-2）の成立の真正は認めるが、原告31 及びその妻である原告30 のいずれも被告A による電話意思確認に対応していない。

【原告31 契約12】

クレジット契約書（乙A31(2)-1）及び売買契約書（乙A31(2)-2）は、エフォートが作成したものである。

原告30 は、エフォートから、以前に受領した教材の操作性が悪く、操作性の良い教材に無料で交換することができる、その際には再度クレジット契約を締結する必要がある旨の説明を受け、平成27年7月16日、原告31

名義でクレジット契約申込書及び売買契約書を作成したが、被告A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告A 提出の上記売買契約書も、原告30 が作成した上記売買契約書とは異なる。

上記原告は、被告A による電話意思確認に対応していない。

【原告30 契約13】

クレジット契約書（乙A30(3)-1）及び売買契約書（乙A30(3)-2）は、エフォートが作成したものである。

上記原告は、平成27年11月6日、エフォートから、従前の契約につき同社の残債務を清算するために新たな契約締結を要する、契約書は同社において作成しておくとの説明を受け、これを了承した。上記原告は、同社が内容虚偽の契約書を作成するとの認識はなかった。

【原告35 契約10, 11】

クレジット契約書（乙A35(10)-1, (11)-1）及び売買契約書（乙A35(10)-2,

(11)-2) は、いずれもエフォートが上記原告に無断で作成したものである。

G は、平成27年頃、上記原告に対し、エフォートの名義で教材を購入するとかなり高額になるので、同原告名義で教材を購入し、同教材をコピーしてプレスの通塾生の教材に使用したい、クレジット代金はエフォートが負担するので上記原告の負担は生じないと述べて上記原告の協力を求め、通塾の授業を無料で提供する旨を申し出た。上記原告は、G の同申出を了承した。

【原告37 契約7】

クレジット契約書（乙A37(7)-1）及び売買契約書（乙A37(7)-2）は、エフォートが作成したものである。

G は、平成27年2月中旬頃、原告37 の妻である原告36  
10 に連絡し、エフォートが契約先の信販会社を変更したので従前のクレジット契約を解約して被告A と改めてクレジット契約を締結してほしい旨を述べた。

原告37 は、エフォートの上記説明を信じ、必要な手続との認識でクレジット契約申込書を作成したが、上記の被告A 提出に係るクレジット契約書は、  
15 上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告36 契約8】

クレジット契約書（乙A36(8)-1）及び売買契約書（乙A36(8)-2）は、エフォートが作成したものである。

F と G は、平成27年9月頃、上記原告に対し、以前に購入したパソコン版の教材をタブレット版のものに無料で交換することを勧めた。上記原告は、この勧誘に応じ、必要な手続としてクレジット契約申込書を作成したが、被告A 提出に係る上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告41 契約4】

クレジット契約書（乙A41(4)-1）及び売買契約書（乙A41(4)-2）は、エフォートが作成したものである。

平成27年2月25日頃、Gは、上記原告に電話をかけ、同原告がモニター利用のために作成した同月7日付け申込みの被告Aを与信者とするクレジット契約申込書に誤りがあったので訂正の上、信販会社に提出しておく旨を述べた。上記原告はこれを了承し、Gは、同日頃、クレジット契約書を撮影した画像データを添付したメールを上記原告に送信した。

【原告40 契約5】

クレジット契約書（乙A40(5)-1）及び売買契約書（乙A40(5)-2）は、エフオートが原告40及びその妻である原告41のいずれにも無断で作成したものである。

FとGは、平成27年8月3日、事前の連絡なく上記原告両名宅に来訪し、以前に契約した高校生版の教材の中学生版を作ったので、その契約を破棄して、中学生版・高校生版を合わせた契約への切り替えを提案した。当時在宅していた原告41が上記提案に応じたところ、FとGは、原告40名義でクレジット契約を締結する旨を告げ、同原告の氏名も含め既に必要事項が記入されたクレジット契約申込書を原告41に渡した。

被告Aから上記原告両名宅や原告40の勤務先に電話がかかってきたことはなく、原告40は、被告Aによる電話意思確認に対応していない。

【原告41 契約6】

クレジット契約書（乙A41(6)-1）及び売買契約書（乙A41(6)-2）は、エフオートが原告41及びその夫である原告40のいずれにも無断で作成し、平成27年10月19日、ファクシミリで被告Aに送信したものである。

同月21日、FとGは上記原告両名宅に来訪し、原告41に対し、クレジット代金支払を一括払とした契約5につき、分割払に切り替えたい旨を述べた。上記原告は、上記切り替えを承諾し、Fらが持参した既に必要事項の大半が記入済みのクレジット契約申込書に署名捺印したが、被告A提出に係る上記ク

レジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告42 契約4】

クレジット契約書（乙A42(4)-1）及び売買契約書（乙A42(4)-2）は、エフオートが作成したものである。

Fは、平成27年10月、上記原告に電話をかけ、従前のクレジット契約を解約し、支払方法をこれまでの分割払ではなく一括払とした新たな契約書を作る、解約の手続と新たな書類の用意はエフオートにおいて行う旨を述べ、上記原告は、これを了承した。その後、Fは、同社が作成したクレジット契約書を撮影した画像データ添付のメールを上記原告に送信した。

【原告43 契約9】

クレジット契約書（乙A43(9)-1）及び売買契約書（乙A43(9)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成したものである。

Fは、平成26年9月18日頃、上記原告に対し、平成24年6月に購入したタブレット用教材の「プロテク先生（教材）高校版 5教科s」のうち未納の2教科分を追加する旨を述べ、上記原告の氏名も含め必要事項が全て記入された売買契約書（乙A43(9)-2）を持参した。

【原告43 契約12】

クレジット契約書（乙A43(12)-1）及び売買契約書（乙A43(12)-2）は、エフオートが作成したものである。

Fは、平成27年10月上旬頃、上記原告に電話をかけ、以前に無償交換の手続のために上記原告の夫がDと締結したクレジット契約につき、クレジット代金支払方法を分割払にしたい、上記クレジット契約は解約したので新たにクレジット契約を締結したいと申し入れた。上記原告は、同申入れを承諾し、Fは、必要な手続はエフオートにおいて行う旨を述べた。

【原告46 契約8】

クレジット契約書（乙A46(8)-1）及び売買契約書（乙A46(8)-2）は、エ  
フォートが原告46 及びその夫である原告45 のいずれにも無  
断で作成したものである。

FとGは、平成27年1月13日、上記原告両名宅に来訪し、平成24年に  
5 提供した中学生用の教材が改訂されたことを告げ、上記原告両名の長男が高校に進  
学していたことから、高校生用の教材を渡す、そのための手続として上記の中学生  
用の教材の提供に当たり締結したクレジット契約を解約した上で新たなクレジット  
契約を締結する必要がある旨を説明し、署名欄も含め全て必要事項が記入されたク  
レジット契約書を持参した。

10 【原告45 契約9】

クレジット契約書（乙A45(9)-1）及び売買契約書（乙A45(9)-2）は、エ  
フォートが原告45 及びその妻である原告46 のいずれにも無  
断で作成したものである。

平成27年9月7日、FとGは、上記原告両名宅に来訪し、在宅していた原  
15 告46 に対し、同原告が平成24年にクレジット代金分割払の条件で  
Cと締結したクレジット契約を一括で清算したいとの同原告の希望に沿うために  
は新たに原告45 名義で一括払のクレジット契約を締結する必要がある旨  
を述べ、原告45 名義の署名欄も含め全て記入済みのクレジット契約書を  
持参した。

20 同日、Fは、原告46 に対し、被告Aから電話がかかってきた  
ら自身に受話器を渡すように指示した。上記原告は、同指示に従い、Fが原告4  
5 になりすまして被告Aによる電話意思確認に対応した。

【原告48 契約5】

クレジット契約書（乙A48(5)-1）及び売買契約書（乙A48(5)-2）は、エ  
25 フォートが原告48 及びその夫である原告47 のいずれにも無  
断で作成したものである。

F と G は、平成26年8月6日、上記原告両名宅に来訪し、授業のお試し制度の利用を勧めた。原告48 は、上記お試し制度を利用することとし、F と G からそのために必要な手続との説明を受けて同年7月31日付け申込みの被告 A を与信者とするクレジット契約申込書（甲48(5)-1）及び同日付けのエフオートとの売買契約書（甲48(5)-2）を作成したが、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告 A 提出の上記売買契約書も、上記原告が作成した上記売買契約書とは異なる。

#### 【原告47 契約7】

10 クレジット契約書（乙A47(7)-1）及び売買契約書（乙A47(7)-2）は、エフオートが作成したものである。

F と G は、平成27年5月21日、原告47 及び原告48 の自宅に来訪した。当時、原告47 は不在であったが、原告48 は、上記来訪に先立って、エフオートから電話でモニター制度の利用を勧められ、同利用にはクレジット契約締結を要するが、契約書は同社において用意する旨を告げられていた。

F と G は、上記来訪時、原告47 名義の署名欄も含め全ての必要事項が記入済みのクレジット契約申込書を持参した。

上記原告両名のいずれも被告 A による電話意思確認に対応していない。F は、上記来訪直後、電話をかけてくる旨を述べていったん屋外に行った後、戻ってきて、原告48 に対し、信販会社から電話がかかってくるが、自身が原告47 に代わって対応する旨を述べた。その後、上記原告両名宅の固定電話に連絡があり、F が受話器を取って対応していた。同連絡は、被告 A による電話意思確認であったものと思われる。

#### 【原告49 契約5】

クレジット契約書（乙A49(5)-1）及び売買契約書（乙A49(5)-2）は、エ

フォートが上記原告に無断で作成したものである。

FとGは、平成27年5月16日、上記原告宅に来訪し、授業のお試し制度の利用を勧めた。上記原告は、上記お試し制度を利用することとし、FとGから必要な手続との説明を受けて被告Aに対するクレジット契約申込書（甲49(5)-1）を作成したが、被告A提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

#### 【原告50 契約7】

クレジット契約書（乙A50(7)-1）及び売買契約書（乙A50(7)-2）は、エフオートが原告50及びその夫である原告51のいずれにも無断で作成し、平成26年10月23日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同月25日、上記原告両名宅に来訪し、原告50に対し、授業のお試し制度の利用を勧めた。上記原告は同お試し制度を利用することとし、同利用に必要な手續との説明を受けて、被告Aに対するクレジット契約申込書（甲50(7)-1）及びエフオートとの売買契約書（甲50(7)-2）を作成したが、被告A提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告A提出の売買契約書も、上記原告が作成した上記売買契約書とは異なるものである。

#### 【原告50 契約9】

クレジット契約書（乙A50(9)-1）及び売買契約書（乙A50(9)-2）は、エフオートが原告50及びその夫である原告51のいずれにも無断で作成し、平成27年4月18日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

Gは、同月21日、原告50に電話をかけ、会計処理上の問題のために、以前に締結したクレジット代金一括払を条件としたクレジット契約につき、クレジット代金支払方法を分割払に変更せざるを得なくなった、今からエフオートで

作成したクレジット契約書を撮影した画像データをメールに添付して送信する、信販会社による電話意思確認に対しては、「はい。」と応答すればよい旨を伝えた。上記原告は、これを了承した。

【原告 51 契約 10】

5 クレジット契約書（乙A 51(10)-1）及び売買契約書（乙A 51(10)-2）は、エフォートが原告 51 及びその妻である原告 50 のいずれにも無断で作成し、平成27年10月19日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

10 F と G は、同月21日、上記原告両名宅に来訪して、原告 50 に対し、エフォートが監査を受ける関係で、従前のクレジット代金分割払を条件とするクレジット契約につき、クレジット代金支払条件を一括払にする必要がある旨を述べた。

15 被告 A による電話意思確認は、F が対応した。上記原告両名は、エフォートの都合により既存のクレジット契約のクレジット代金支払条件を変更するという話なので、F が適正に対応するものと認識していた。

【原告 52 契約 4】

クレジット契約書（乙A 52(4)-1）及び売買契約書（乙A 52(4)-2）は、エフォートが上記原告に無断で作成し、平成26年7月24日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

20 F と G は、同月下旬頃、上記原告宅に来訪して上記原告に対し、以前に提供したパソコンのハードディスク教材を無償でタブレット版の教材に交換する旨を申し出た。上記原告は、上記申出を受け、F と G から上記無償交換に必要な手続との説明を受けて同月24日付けの被告 A に対するクレジット契約申込書に記入したが、被告 A 提出に係る上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の内容が転写されたものではない。

【原告 53 契約 8】

クレジット契約書（乙A53(8)-1）及び売買契約書（乙A53(8)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年10月4日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

Gは、同月6日、上記原告に電話をかけて、全ての契約を終わらせる旨を告げ、  
5分後に被告Aから上記原告に電話がかかってくるので、尋ねられたことに対して「はい」と答えるように指示した。上記原告は、上記クレジット契約書及び売買契約書のいずれも見たことはない。

【原告54 契約5】

クレジット契約書（乙A54(5)-1）及び売買契約書（乙A54(5)-2）は、エフオートが原告54及びその夫である原告55のいずれにも無断で作成し、平成26年8月19日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

FとGは、同月20日、上記原告両名宅に来訪し、授業のお試し制度の利用を勧めた。原告54は、上記お試し制度を利用することとし、FとGから同利用のために必要な手続との説明を受けて被告Aに対するクレジット契約申込書（甲54(5)-1）及びエフオートとの売買契約書（甲54-2）を作成した。しかし、被告A提出に係る上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の内容が転写されたものではなく、被告A提出に係る上記売買契約書は、上記原告が作成した上記売買契約書とは異なるものである。

【原告55 契約7】

クレジット契約書（乙A55(7)-1）及び売買契約書（乙A55(7)-2）は、エフオートが原告55及びその妻である原告54のいずれにも無断で作成したものである。

FとGは、平成27年6月26日、上記原告両名宅に来訪し、原告54に対し、モニター制度の利用を勧め、同利用のために原告55名義でクレジット契約を締結してほしい旨を述べた。原告54は、上記モニ

ター制度を利用することとし、FとGの指示に従い、原告55名義でクレジット契約申込書（甲55(7)-1）を作成した。被告A提出に係る上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の内容が転写されたものではない。

5 FとGが来訪した15分から20分後、被告Aから上記原告両名宅の固定電話に連絡があり、Fが電話意思確認に対応した。原告54は、Fが適正に対応するものと思っていた。

【原告54 契約8】

10 クレジット契約書（乙A54(8)-1）及び売買契約書（乙A54(8)-2）は、エフオートが原告54及びその夫である原告55のいずれにも無断で作成し、平成27年9月29日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

15 FとGは、同年10月1日、上記原告両名宅に来訪し、原告54に対し、従前のクレジット代金分割払を条件としていたクレジット契約につき、クレジット代金の支払方法を一括払に変更したい旨を述べた。上記原告はこれに応じ、FとGから上記変更のために必要な手続との説明を受けて、両名が持参した上記原告の氏名を含む必要事項が全て記載されたクレジット契約申込書に捺印した（甲54(8)-1）。しかし、被告A提出の上記クレジット契約書は、上記契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告56 契約6】

20 クレジット契約書（乙A56(6)-1）及び売買契約書（乙A56(6)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年8月9日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

25 Gは、同日頃、上記原告に対し、上記原告が平成26年1月に被告Bと締結したクレジット代金分割払を条件とするクレジット契約につき、一括払にする旨を述べてクレジット契約書を作成し、それを撮影した画像データ添付のメールを上記原告に送信した。

【原告 57 契約 4】

クレジット契約書（乙A57(4)-1）及び売買契約書（乙A57(4)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年2月12日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

5 Gは、同月13日、上記原告に会い、同年1月に被告Aとの間でクレジット代金一括払の条件で締結したクレジット契約につき、同条件では信販会社の審査を通りにくいとして、クレジット代金の支払方法を分割払に切り替える必要がある旨を述べた。上記原告は、上記切り替えを承諾し、Gから手続のために必要との説明を受けてクレジット契約書申込書（甲57(4)-1）及びエフオートとの売買契約書（甲57(4)-2）を作成したが、被告A提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告A提出の上記売買契約書も、上記原告が作成した売買契約書とは異なるものである。

【原告 57 契約 6】

15 クレジット契約書（乙A57(6)-1）及び売買契約書（乙A57(6)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年9月3日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

Gは、同月7日、上記原告に電話をかけ、同年6月に上記原告の夫がクレジット代金一括払の条件で被告Aと締結したクレジット契約につき、クレジット代金支払方法を分割払に変更したい、そのために必要なクレジット契約書はエフオートにおいて作成し、それを撮影した画像データ添付のメールを上記原告に送信する旨述べた。上記原告は、これを承諾した。

【原告 58 契約 6】

クレジット契約書（乙A58(6)-1）及び売買契約書（乙A58(6)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成26年12月27日にファクシミリで被告Aに送信したものである。

Gは、平成27年1月初旬頃、上記原告宅に来訪し、上記原告が平成26年1



1月に被告 *B* と締結したクレジット契約につき、信販会社を被告 *A* に変更したい旨を述べた。上記原告は、これを了承し、*G* から上記変更のために必要な手続との説明を受けて被告 *A* に対するクレジット契約申込書（甲58(6)-1）及びエフォートとの売買契約書（甲58(6)-2）を作成したが、被告 *A* 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告 *A* 提出の上記売買契約書も、上記原告が作成した上記売買契約書とは異なるものである。

【原告58 契約7】

クレジット契約書（乙A58(7)-1）及び売買契約書（乙A58(7)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年9月24日にファクシミリで被告 *A* に送信したものである。

*G* は、同月28日、上記原告に電話をかけ、契約6の分割払のクレジット代金につき、同時点における残余の3回分の支払を一括払に変更したい旨を述べ、上記原告はこれを承諾した。*G* は、上記変更に必要な契約書等はエフオートの方で作成しておいた旨を述べた。

【原告62 契約4】

クレジット契約書（乙A62(4)-1）及び売買契約書（乙A62(4)-2）は、エフオートが原告62 及びその妻である原告61 のいずれにも無断で作成し、平成26年11月13日にファクシミリで被告 *A* に送信したものである。

*F* と *G* は、同月15日頃、上記原告両名宅に来訪し、上記原告両名に対し、モニター制度の利用を勧めた。原告62 は、モニター制度を利用することとし、*F* と *G* から同利用に必要な手続との説明を受けてクレジット契約申込書（甲62(4)-1）及びエフオートとの売買契約書（甲62(4)-2）を作成したが、被告 *A* 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告 *A* 提出の上記売買契約書も、上記原告が作成

した上記売買契約書とは異なるものである。

【原告 6 2 契約 5】

クレジット契約書（乙 A 6 2(5)-1）及び売買契約書（乙 A 6 2(5)-2）は、エフオートが原告 6 2 及びその妻である原告 6 1 のいずれにも無断で作成したものである。

G は、平成 27 年 5 月 6 日頃、原告 6 2 に電話をかけ、モニター制度の利用を続けるために契約の書き換えを要する、クレジット契約書はエフオートにおいて既に作成してある旨を述べた。後日、F と G は、上記原告両名宅に、署名欄も含めて全ての必要事項が既に記載されたクレジット契約申込書及び売買契約書（甲 6 2(5)-1, 2）を持参した。原告 6 2 は、上記各書面をモニターサービス提供の継続のために必要な手続として捉え、それらの内容が虚偽であるとの認識はなかった。

被告 A による電話意思確認は、F が上記原告になりすまして対応した。

【原告 6 3 契約 4】

クレジット契約書（乙 A 6 3(4)-1）及び売買契約書（乙 A 6 3(4)-2）は、エフオートが作成したものである。

F と G は、平成 27 年 4 月 30 日、上記原告宅に来訪し、上記原告が同年 1 月にクレジット代金一括払の条件で被告 A と締結したクレジット契約につき、これを解約してクレジット代金分割払の条件のクレジット契約に切り替えてほしい旨を述べた。上記原告はこれを承諾し、F らから、既に必要事項が記入されたクレジット契約申込書を渡された。上記原告は、支払回数変更のための書き換えにすぎないと認識していたので、エフオートがクレジット契約申込書を代筆したことにつき、不審に感じることはなかった。

【原告 6 3 契約 5】

クレジット契約書（乙 A 6 3(5)-1）及び売買契約書（乙 A 6 3(5)-2）は、エフオートが作成したものである。

FとGは、平成27年10月6日、上記原告宅に来訪し、クレジット代金支払を分割払とした契約4に係るクレジット契約につき、解約した上で改めてクレジット代金一括払に切り替えてほしい旨を述べた。上記原告はこれを承諾し、Fから、既に必要事項が記入されたクレジット契約申込書を渡された。

【原告64 契約4】

クレジット契約書（乙A64(4)-1）及び売買契約書（乙A64(4)-2）は、エフオートが原告64 及びその妻の原告65 のいずれにも無断で作成し、平成26年7月17日、ファクシミリで被告A に送信したものである。

FとGは、同月21日頃、上記原告両名宅に来訪し、原告65 に対し、原告64 名義で平成25年12月に締結したクレジット契約のクレジット代金支払回数を変更する旨を話した。原告65 はこれを了承し、原告64 名義でクレジット契約申込書（甲64(4)-1）及び売買契約書（甲64(4)-2）を作成した。被告A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告A 提出の売買契約書も、原告65 が作成した上記売買契約書とは異なるものである。

【原告65 契約6】

クレジット契約書（乙A65(6)-1）及び売買契約書（乙A65(6)-2）は、エフオートが原告65 及びその夫である原告64 のいずれにも無断で作成したものである。

FとGは、平成27年10月21日頃、上記原告両名宅に来訪し、クレジット代金を分割払とした契約4につき、一括払に切り替えてほしい旨を述べ、原告65 は、これを了承した。Fらは、同原告の氏名も含め既に必要事項記入済みのクレジット契約申込書を上記原告に渡した。上記原告は、切り替えのために必要な手続と考えていたので、エフオートによる上記クレジット契約申込書の代筆に異議を述べなかった。上記原告は、電話意思確認の内容については覚えていない。

【原告67 契約8】

平成27年5月23日付け申込みの被告A を与信者とするクレジット契約書  
(乙A 67(8)-1) 及び同日付けのエフォートとの売買契約書 (乙A 67(8)-2)  
は、エフォートが原告67 及びその妻である原告68 のいずれ  
にも無断で作成したものである。

5 原告67 は、上記各契約書に関し、モニターのために必要な手続と考え  
ていたので、エフォートによる代筆に異議は述べなかった。

被告A による電話意思確認には、F が上記原告になりすまして対応した。

#### 【原告67 契約9】

平成27年10月3日付け申込みの被告A を与信者とするクレジット契約書  
(乙A 67(9)-1) 及び同日付けのエフォートとの売買契約書 (乙A 67(9)-2)  
は、エフォートが原告67 及びその妻である原告68 のいずれ  
にも無断で作成したものである。

原告67 は、上記各契約書に関し、モニターのために必要な手続と考え  
ていたので、エフォートによる代筆に異議は述べなかった。

15 被告A による電話意思確認には、F が上記原告になりすまして対応した。

#### 【原告68 契約7】

クレジット契約書 (乙A 68(7)-1) 及び売買契約書 (乙A 68(7)-2) は、エ  
フォートが上記原告に無断で作成し、平成26年8月7日、ファクシミリで被告A  
に送信したものである。

20 F は、同月28日午前11時頃、上記原告宅に来訪し、上記原告に対して、従  
前上記原告の長男が受講していた週2回のインターネット授業の受講を続けるため  
にモニター制度の利用を勧め、モニター継続の申込書への記入を求めた。上記原告  
は、上記モニター制度を利用することとし、F の指示に従ってクレジット契約申  
込書 (甲68(7)-1) 及び売買契約書 (甲68(7)-2) を作成したが、被告A  
提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書への記入内容が転写さ  
れたものではなく、被告A 提出の上記売買契約書も、上記原告が作成した上記

売買契約書とは異なるものである。

被告 A による電話意思確認を受けた記憶はない。この点に関し、被告 A 提出の上記クレジット契約書には、電話意思確認をすべき日時として同月 11 日午後 5 時 30 分からと記載されていながら、実際の電話意思確認が行われたのは同日 5 から 1・7 日以上後の同月 28 日であり、不自然である。

【原告 68 契約 9】

クレジット契約書（乙 A 68(9)-1）及び売買契約書（乙 A 68(9)-2）は、エフオートが作成したものである。

エフオートは、平成 27 年 2 月頃、上記原告に電話をかけ、平成 26 年 11 月 2 10 日付け申込みの被告 B を与信者とするクレジット契約につき、クレジット代金の支払時期をずらすために、上記クレジット契約を解約して新たなクレジット契約に切り替えたい、上記解約手続はエフオートにおいて行う旨を述べてきた。上記原告は、上記切り替えに応じ、上記解約及び被告 A に対するクレジット契約申込みについて了承した。エフオートは、上記原告名義で被告 A に対するクレジット契約申込書を作成し、これを撮影した画像データ添付のメールを上記原告に送信した。上記原告は、上記クレジット契約申込書につき、切り替えに必要な手続と捉えており、内容虚偽との認識はなかった。

被告 A による電話意思確認を受けた記憶はない。

【原告 70 契約 14】

20 クレジット契約書（乙 A 70(14)-1）及び売買契約書（乙 A 70(14)-2）は、エフオートが作成したものである。

F と G は、平成 27 年 4 月 13 日、上記原告宅に来訪し、上記原告の妻である原告 69 に対し、以前に締結したクレジット契約についてエフオートの都合により信販会社を変更したいので、切り替えのためのクレジット契約申込書に記入してほしいと求めてきた。原告 69 は、原告 70 名義の平成 26 年 12 月 17 日付け申込みに係る被告 B とのクレジット契約を切り替える

ものと認識し、Fらが持参した原告70の氏名等の必要事項が全て記載されたクレジット契約申込書及び売買契約書に捺印した。被告A提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告A提出の売買契約書も、原告69が捺印した上記売買契約書とは異なるものである。

被告Aによる電話意思確認には、Fが対応した。

#### 【原告69 契約15】

クレジット契約書(乙A69(15)-1)及び売買契約書(乙A69(15)-2)は、エフォートが原告69及び原告70のいずれにも無断で作成したものである。

Gは、平成27年6月頃、原告69に電話をかけ、契約14のクレジット契約につき、クレジット代金支払回数を変更したので、信販会社から連絡が来たら「はい。」と答えてほしい旨を述べ、上記原告はこれを了承し、指示されたとおりに対応した。

15 もっとも、上記原告は、上記各契約書の内容についてエフォートから全く知られていなかった。

#### 【原告71 契約12】

クレジット契約書(乙A71(12)-1)及び売買契約書(乙A71(12)-2)は、エフォートが上記原告に無断で作成したものである。

20 上記原告は、以前に、エフォードの勧誘に応じて、モニター制度等の利用のためにクレジット代金全額を同社が負担するという条件で、同社の指示に従い、信販会社とクレジット契約を締結した。エフォートは、上記条件のとおり、上記原告にクレジット代金相当額を送金してきたが、遅れがちであった。

25 平成27年9月11日、Gは、上記原告に電話をかけ、一定の手続をすれば、従前のクレジット契約のクレジット代金相当額を一括で上記原告に支払うことができる旨を述べた。上記原告は、当時、Gのいう「手続」がクレジット契約の申込

みを指すものとは思はず、被告 A による電話意思確認を受けた際、初めてエフオートが上記原告名義でクレジット契約を申し込んだことを知った。上記原告は、上記各契約書を見たことはなく、内容虚偽との認識はなかった。

【原告 7 1 契約 1 3】

5 クレジット契約書（乙A 7 1(13)-1）及び売買契約書（乙A 7 1(13)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成したものである。

F は、平成27年10月10日、上記原告宅に来訪し、上記原告に対し、契約1,2の切り替えは、翌年4月の一括払に切り替えるものであったが、同年2月の一括払に切り替えることもできる旨を述べ、同月への切り替えを勧めた。上記原告は、  
10 F の上記勧誘に応じ、その指示に従ってクレジット契約申込書及び売買契約書を作成したが、被告 A 提出に係る上記クレジット契約書は、上記クレジット契約書の記入内容が転写されたものではなく、被告 A 提出に係る上記売買契約書も、上記原告が作成した売買契約書とは異なるものである。

【原告 7 3 契約 5】

15 クレジット契約書（乙A 7 3(5)-1）及び売買契約書（乙A 7 3(5)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成したものである。

G は、平成27年1月、上記原告宅に来訪して、上記原告に対し、平成26年9月中旬にエフオートからの勧誘を受けて利用することとした「高校版ハイパーエクチャードVD」のモニター制度に関し、上記DVDを納品することができなくなったので、無償で代替の映像教材を提供する、チューターを付ける期間も延ばす、上記モニター制度利用のために同月16日付け申込みの被告 B とのクレジット契約を解約して新たにクレジット契約を締結し直す必要があるものの、同契約は仮契約にすぎず、後日、本契約にする必要はない旨を述べた。上記原告は、G のいうとおり無償の教材交付等を受けるためにクレジット契約を締結することとした。

25 G は、仮契約の手続はエフオートにおいて行う旨を述べ、上記原告は、クレジット契約申込書、売買契約書を作成していない。

【原告 7 3 契約 6】

クレジット契約書（乙A 7 3(6)-1）及び売買契約書（乙A 7 3(6)-2）は、エフオートが作成したものである。

F と G は、平成27年6月20日、上記原告宅に来訪し、上記原告に対し、  
5 契約5に係る売買契約書記載の「プロテク先生高校版 5教科」が製造中止になつたので、契約5を解約して新教材を渡す、そのために新たに契約を締結してほしい旨を述べた。上記原告は、F らが契約5の仮契約の切り替えを要望しているものと理解し、これに応じた。

G は、仮契約なので手続はエフオートにおいて行う旨を述べた。上記原告は、  
10 クレジット契約申込書、売買契約書のいずれも作成しておらず、同月22日、G  
からエフオート作成のクレジット契約申込書を撮影した画像データ添付のメールが  
送信されてきたものの、画像が小さいために内容を確認することができなかつた。

【原告 7 5 契約 5】

クレジット契約書（乙A 7 5(5)-1）及び売買契約書（乙A 7 5(5)-2）は、エ  
15 フオートが作成したものである。

F と G は、平成26年8月頃、原告75 及びその妻である原告76  
宅に来訪し、原告75 に対し、授業のお試し制度の利用を勧め  
た。上記原告は、上記勧誘に応じ、福嶋らの指示に従ってクレジット契約申込書を作成した。

しかし、被告 A 提出のクレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告 7 6 契約 7】

クレジット契約書（乙A 7 6(7)-1）及び売買契約書（乙A 7 6(7)-2）は、エフオートが作成したものである。

F は、平成27年9月頃、原告75 に電話をかけ、従前の同原告名義のクレジット代金分割払を条件としたクレジット契約につき、クレジット代金支払

方法を一括払に変更したい、そのためには原告 76 名義で改めてクレジット契約を締結する必要がある、急いでいるのでエフォートが手続をする、信販会社からの電話意思確認には、原告 76 が対応して「はい」と答えてほしい旨を述べた。原告 75 はこれに応じ、また、原告 76 も、従前の原告 75 名義のクレジット契約の内容を変更するための手続と認識していたので、エフォートによる契約書の代筆を承諾した。

#### 【原告 77 契約 2】

クレジット契約書（乙A77(2)-1）及び売買契約書（乙A77(2)-2）は、エフォートが作成したものである。

10 F と G は、平成27年2月頃、原告 77 及びその夫の原告 78 宅に来訪し、原告 77 に対し、同原告が同年1月に被告 A と締結したクレジット契約につき、信販会社を替えたいので契約を書き換えてほしいと述べた。原告 77 はこれに応じ、F の指示に従って被告 A に対するクレジット契約申込書（甲77(2)-1）を作成した。しかし、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

20 原告 77 は、被告 A による電話意思確認に対応していない。この点、被告 A のベリファイシートには、上記原告の携帯電話に連絡して意思確認を行った旨の記載がある。しかし、上記原告は、当時、自身の携帯電話の番号を他人に伝えないようにしており、上記クレジット契約申込書にも意図的に上記携帯電話番号を記載しておらず、上記携帯電話番号は被告 A に伝えていないとの認識を有していた。

#### 【原告 77 契約 3】

25 クレジット契約書（乙A77(3)-1）及び売買契約書（乙A77(3)-2）は、エフォートが作成したものである。

F と G は、平成27年3月頃、原告 77 及び原告 78 宅

に来訪して、原告 77 に対し、教材の無償提供を申し出た。同原告が応じたところ、G は、経理上購入の形を残すために必要な手続としてクレジット契約申込書への捺印を求めた。上記原告は、既に必要事項が記入された F ら持参のクレジット契約申込書に捺印した。

5 【原告 78 契約 4】

クレジット契約書（乙A 78(4)-1）及び売買契約書（乙A 78(4)-2）は、エフオートが作成したものである。

F と G は、平成27年6月頃、原告 77 及び原告 78 宅に来訪して、原告 77 に対し、授業のお試し制度の利用を勧めた。同原告が応じたところ、F は、同利用に必要な手続として、原告 78 名義のクレジット契約締結を求めた。原告 77 は、これを了承した。

被告 A による電話意思確認には、F が対応した。

【原告 78 契約 5】

クレジット契約書（乙A 78(5)-1）及び売買契約書（乙A 78(5)-2）は、エフオートが作成したものである。

F と G は、平成27年8月、原告 77 及び原告 78 宅に来訪して、原告 77 に対し、モニター制度の利用を勧めた。同原告が応じたところ、F は、同利用に必要な手続として、原告 78 名義のクレジット契約締結を求めた。原告 77 は、これを了承した。

被告 A による電話意思確認には、F が対応した。

【原告 79 契約 9】

クレジット契約書（乙A 79(9)-1）及び売買契約書（乙A 79(9)-2）は、エフオートが作成したものである。

F は、平成27年10月13日前中、上記原告に電話をかけ、平成24年8月及び平成25年1月に C と締結したクレジット代金分割払を条件とするクレジット契約につき、いずれも一括払で完済するために、被告 A とクレジット代

金一括払の条件でクレジット契約を締結してほしい旨を述べた。上記原告がこれに応じたところ、*F*は、契約書はエフォートで作成する旨を述べ、同日午後4時頃、クレジット契約書を撮影した画像添付のメールを上記原告に送信してきた。

【原告80 契約3】

5 クレジット契約書（乙A80(3)-1）及び売買契約書（乙A80(3)-2）は、エフォートが作成したものである。

*F*と*G*は、平成27年4月29日、上記原告宅に来訪して、上記原告に対し、教材の無償提供を申し出た。上記原告は、これに応じたが、クレジット契約申込書を作成した記憶はない。ただし、上記原告は、*F*らにおいて持参した必要事項が既に記入されたクレジット契約申込書に捺印した可能性はある。

上記原告は、被告*A*による電話意思確認に対応した記憶はない。

【原告80 契約4】

クレジット契約書（乙A80(4)-1）及び売買契約書（乙A80(4)-2）は、エフォートが作成したものである。

15 *F*と*G*は、平成27年5月頃、上記原告宅に来訪して、上記原告に対し、クレジット代金を一括払とした契約3に係るクレジット契約につき、クレジット代金の支払方法を分割払に切り替える旨を説明し、上記原告はこれを了承した。上記原告自身は、契約書を作成しておらず、*F*らにおいて持参した必要事項が既に記入済みの契約書に捺印したものと思われる。

20 【原告81 契約3】

クレジット契約書（乙A81(3)-1）及び売買契約書（乙A81(3)-2）は、エフォートが作成したものである。

*F*と*G*は、平成27年4月頃、上記原告宅に来訪して、上記原告に対し、教材のモニター制度の利用を勧めた。上記原告がこの勧誘に応じたところ、*F*は、上記モニター制度利用のための手続として契約書の作成を求め、エフォートにおいて作成する旨を述べた。上記原告は、契約書の作成についても了承した。

被告 A による電話意思確認に対応したが、その内容は覚えていない。

【原告 8 3 契約 9】

クレジット契約書（乙A 8 3(9)-1）及び売買契約書（乙A 8 3(9)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成27年1月14日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

G は、同月、上記原告に電話をかけ、平成26年7月に被告 B と締結したクレジット契約につき、信販会社を変更する旨を述べ、上記原告はこれを了承した。上記原告は、クレジット契約申込書、売買契約書のいずれも作成していない。

【原告 8 5 契約 5】

平成27年7月1日付け申込みの被告 A を与信者とするクレジット契約書（乙A 8 5(5)-1）及び同日付けのエフオートとの売買契約書（乙A 8 5(5)-2）は、原告 8 5 の妻である原告 8 4 が作成したものであるが、実際の作成日は、同月6日であった。

F と G は、同日、上記原告両名宅に来訪し、原告 8 4 に対し、モニター制度の利用を勧め、同利用のためには原告 8 5 名義でクレジット契約を締結する必要がある旨を述べた。原告 8 4 は、モニター制度を利用するこことし、F らの指示に従い、上記利用に必要な手続として上記のとおりクレジット契約書及び売買契約書を作成した。

被告 A による電話意思確認には、F が応対した。上記原告両名は、F らがエフオートと被告 A との間に入ってクレジット契約締結手続を行っていたので、F が適正に応対するものと考えていた。

【原告 8 6 契約 2】

クレジット契約書（乙A 8 6(2)-1）及び売買契約書（乙A 8 6(2)-2）は、エフオートが原告 8 6 及びその夫の原告 8 7 に無断で作成し、平成27年2月19日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

同月24日、F と G が上記原告両名宅に来訪して、原告 8 6 に対し、

教材の無償提供を申し出た。原告 86 はこれに応じ、F らの指示に従つてクレジット契約申込書を作成したが（甲 86(2)-1），被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告 86 契約 3】

5 クレジット契約書（乙A 86(3)-1）及び売買契約書（乙A 86(3)-2）は、エフオートが上記原告及び夫の原告 87 に無断で作成し、平成 27 年 3 月 1 9 日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

G は、同月 23 日、上記原告両名宅に来訪し、原告 86 に対し、教材の無償提供を申し出た。上記原告はこれに応じ、G が持参した必要事項記入済み 10 のクレジット契約申込書に捺印した。しかし、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告 87 契約 4】

クレジット契約書（乙A 87(4)-1）及び売買契約書（乙A 87(4)-2）は、エフオートが原告 86 及び原告 87 に無断で作成し、平成 27 年 6 月 18 日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

同月頃、F と G が上記原告両名宅に来訪し、原告 86 に対し、授業のお試し制度の利用を勧めた。上記原告は、同勧誘に応じたところ、G から、同利用のために必要な手続として夫の原告 87 名義のクレジット契約締結を要する旨を言われ、了承した。

20 同月 22 日、G が既に必要事項が記入された原告 87 名義のクレジット契約申込書を上記原告両名宅に持参し、原告 86 は、上記クレジット契約申込書に捺印した。しかし、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

【原告 88 契約 2】

25 クレジット契約書（乙A 88(2)-1）及び売買契約書（乙A 88(2)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成 27 年 9 月 9 日にファクシミリで被告 A

に送信したものである。

FとGは、同月28日、上記原告宅に来訪し、上記原告に対して、平成25年11月にクレジット代金分割払の条件で被告Aと締結したクレジット契約につき、クレジット代金一括払のクレジット契約に切り替えてほしい旨を述べた。上記原告はこれを了承し、上記切り替えに要する手続として、Fらが持参した既に必要事項記入済みのクレジット契約申込書に捺印した。しかし、被告A提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

#### 【原告89 契約4】

10 クレジット契約書(乙A89(4)-1)及び売買契約書(乙A89(4)-2)は、エフオートが原告89 及びその夫の原告90 に無断で作成し、平成26年7月29日にファクシミリで被告A に送信したものである。

同月31日頃、G が上記原告両名宅に来訪して、原告89 に対し、以前に提供したパソコン用教材のタブレット版が完成したので、同パソコン用教材との無償交換を申し出た。上記原告はこれに応じ、G から無償交換に必要な手続との説明を受けて、クレジット契約申込書を作成した。しかし、被告A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

#### 【原告90 契約6】

20 クレジット契約書(乙A90(6)-1)及び売買契約書(乙A90(6)-2)は、エフオートが原告89 及び原告90 に無断で作成し、平成26年6月29日にファクシミリで被告A に送信したものである。

同月、G が上記原告両名宅に来訪し、原告89 に対して授業のお試し制度の利用を勧め、上記原告はこれに応じた。同年7月1日、FとGは、上記原告両名宅を再訪した。原告89 は、Fらが持参した原告90 名義の既に必要事項が記入されたクレジット契約申込書に捺印した。しかし、

被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

同日、被告 A による電話意思確認があり、原告 89 は、G から、原告 90 になりすまして応対するように指示され、同指示に従って回答した。

【原告 90 契約 7】

クレジット契約書（乙A 90(7)-1）及び売買契約書（乙A 90(7)-2）は、エフオートが原告 89 及び原告 90 に無断で作成し、平成 27 年 10 月 29 日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

F と G は、同年 11 月 2 日、上記原告両名宅に来訪し、原告 89 に対し、従前のクレジット代金分割払を条件としたクレジット契約につき、クレジット代金の支払方法を一括払に切り替える、そのために原告 90 名義で改めてクレジット契約を締結する旨を述べた。原告 89 はこれに応じ、切り替えに必要な手続として、F らが持参した原告 90 名義の既に必要事項が記入されたクレジット契約申込書に捺印した。しかし、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではない。

同日、被告 A による電話意思確認があり、F が原告 90 になりすまして回答した。回答内容は不知であるが、原告 89 及び原告 90 は、F が適正に対応したものと考えていた。

【原告 93 契約 3】

クレジット契約書（乙A 93(3)-1）及び売買契約書（乙A 93(3)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成したものである。

F と G は、平成 27 年 4 月 13 日、上記原告宅に来訪し、上記原告に対して、以前に提供した教材をタブレット式のものに無償で交換することを申し出た。上記原告はこれに応じ、F らから無償交換に必要な手続との説明を受けてクレジット

契約申込書に記入した。しかし、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の内容が転写されたものではない。

【原告 95 契約 4】

クレジット契約書（乙A 95(4)-1）及び売買契約書（乙A 95(4)-2）は、エ  
5 フォートが原告 95 及びその夫の原告 96 に無断で作成し、平成 2  
6 年 9 月 24 日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

F と G は、同月 30 日、上記原告両名方に来訪し、原告 95 に対して教材のモニター制度の利用を勧めた。同原告は、これに応じ、F らからモニター制度の利用に必要な手続との説明を受けてクレジット契約申込書（甲 95(4)-1）  
10 及び売買契約書（甲 95(4)-2）を作成したが、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告  
A 提出の上記売買契約書も、上記原告作成の上記売買契約書とは異なるものである。

【原告 96 契約 6】

15 クレジット契約書（乙A 96(6)-1）及び売買契約書（乙A 96(6)-2）は、原告 95 が作成したものである。

F と G は、平成 27 年 8 月 27 日、上記原告両名宅に来訪し、原告 95 に対してモニター制度の利用を勧めた。上記原告はこれに応じ、F らの指示に従い、モニター制度の利用のために必要な手続として夫の原告 96 名義の上記各契約書を作成した。

被告 A による電話意思確認には、F が原告 96 になりすまして対応した。

【原告 97 契約 3】

25 クレジット契約書（乙A 97(3)-1）及び売買契約書（乙A 97(3)-2）の各署名は、上記原告の自署であるが、各印影は上記原告のものではない。

平成 27 年 3 月 23 日、G が上記原告宅に来訪し、上記原告に対して授業のお

試し制度を勧め、上記原告はこれに応じた。上記原告は、G からお試し制度の利用に必要な手続との説明を受けて G が持参したクレジット契約申込書及び売買契約書に署名をしたが、捺印はしなかった。

【原告 97 契約 4】

5 クレジット契約書（乙A 97(4)-1）及び売買契約書（乙A 97(4)-2）の各署名は、上記原告の自署であるが、各印影は同原告のものではない。

平成27年7月29日、G が上記原告宅に来訪し、上記原告に対して以前に提供した教材についてタブレット版のものと無償で交換する旨を申し出た。上記原告はこれに応じ、G から無償交換のために必要な手続との説明を受けて G が持参したクレジット契約申込書及び売買契約書に署名をしたが、捺印はしなかった。

【原告 100 契約 4】

クレジット契約書（乙A 100(4)-1）及び売買契約書（乙A 100(4)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成して平成26年8月28日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

15 G は、同月29日、上記原告宅に来訪し、上記原告に対してモニター制度の利用を勧めた。上記原告はこれに応じ、モニター制度の利用のために必要な手続として G から指示されるままにクレジット契約申込書（甲100(4)-1）及び売買契約書（甲100(4)-2）を作成したが、被告 A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告 A 提出の売買契約書も、上記原告作成の上記売買契約書とは異なるものである。

【原告 101 契約 3】

クレジット契約書（乙A 101(3)-1）及び売買契約書（乙A 101(3)-2）は、エフオートが原告 101 及びその夫の原告 102 に無断で作成し、平成27年2月4日にファクシミリで被告 A に送信したものである。

25 G は、同月7日、上記原告両名宅に来訪し、原告 101 に対して、以前に提供した教材で不具合のためにリコールとなったものを改めて中学生版のも

のと無償で交換することを申し出た。上記原告はこれに応じ、G の指示に従い無償交換のために必要な手続としてクレジット契約申込書（甲101(3)-1）及び売買契約書（甲101(3)-2）を作成したが、被告A 提出の上記クレジット契約書は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではなく、被告A 提出の上記売買契約書も、上記原告作成の上記売買契約書とは異なるものである。

【原告104 契約5】

クレジット契約書（乙A104(5)-1）及び売買契約書（乙A104(5)-2）は、エフォートが上記原告及びその妻（第3事件被告）のいずれにも無断で作成し、平成27年8月3日にファクシミリで被告A に送信したものである。

F と G は、同月1日、上記原告宅に来訪し、104の妻 に対し、教材及び授業の無償提供を申し出た。104の妻 はこれに応じ、F らから、原告104

名義のクレジット契約締結を要する旨の説明を受け、上記無償提供のために必要な手続として原告104 名義のクレジット契約申込書を作成した。売買契約書は作成していない。

被告A による電話意思確認には、F が原告104 になりすまして対応した。

【原告105 契約2】

クレジット契約書（乙A105(2)-1）及び売買契約書（乙A105(2)-2）は、エフォートが上記原告に無断で作成したものである。

平成27年1月19日、F と G が上記原告宅に来訪し、上記原告に対し、「3か月間お試し授業」を勧め、お試し期間が終わるまでであれば無条件で解約できる旨を告げた。上記原告は、上記勧誘に応じることとし、契約書に署名捺印した。しかし、その契約書は、上記のクレジット契約書（乙A105(2)-1）とは異なる。

被告A による電話意思確認はなかった。

【原告106 契約4】

クレジット契約書（乙A106(4)-1）及び売買契約書（乙A106(4)-2）は、

原告 106 の妻の原告 105 が作成したものである。

F と G は、平成 27 年 6 月 12 日、上記原告両名宅に来訪し、原告 105 に対して、同原告が同年 2 月に教材の無償交換のために締結したクレジット契約につき、原告 106 名義に変更することを求めた。原告 105 はこれに応じ、F らの指示に従い、原告 106 名義のクレジット契約申込書及び売買契約書を作成した。

被告 A による電話意思確認には、F が原告 106 になりすまして対応した。

#### 【原告 107 契約 3】

10 クレジット契約書（乙 A 107(3)-1）及び売買契約書（乙 A 107(3)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成したものである。

G は、平成 27 年 10 月上旬、上記原告に電話をかけて以前に長男及び長女が使用した高校生版の教材を、エフオートで新たに使用することとなった中学生版に無償で交換することを申し出て、必要な手続は同社で行う旨を述べた。上記原告は上記申出に応じたが、自ら契約書を作成したことではなく、クレジット契約の存在自体を認識していなかった。被告 A による電話意思確認は、受けていない。

#### 【原告 108 契約 11】

クレジット契約書（乙 A 108(11)-1）及び売買契約書（乙 A 108(11)-2）は、エフオートが上記原告に無断で作成し、平成 27 年 3 月 4 日、ファクシミリで被告 A に送信したものである。

G は、同月 6 日、上記原告に電話をかけて教材のモニター制度の利用を勧めた。上記原告が上記勧誘に応じたところ、G は、契約書はこちらで作成する旨を述べた。

#### イ 被告 A の権利侵害—契約締結に関する自己決定権侵害について

25 「勧誘方法等確認のお願い」と題する書面の冒頭には、信販会社ではなく、顧客の不利益にならないように確認する旨が記載されており、統いて記載されている質

問内容も、全て消費者保護を目的とする割販法上の規定を意識した、顧客のために確認するものである。また、顧客に対し、クレジット会社からの立替金を自社の運転資金に充てるという立替金不正取得の目的を秘したまま、クレジット代金は自社が負担する旨を告げて当該顧客にクレジット契約を締結させるエフォートの手法は、クレジットの不正利用に係る悪質商法の典型例であるが、一般の顧客である第1事件原告らは、エフォートの勧誘に応じてクレジット契約を締結していた当時、悪質商法の存在自体を知らなかった。

したがって、第1事件原告らは、被告Aから、上記書面記載の質問の趣旨及び同質問に対する回答内容が被告Aにとって重要なものであることを正しく明示的に伝えられなければ、上記回答内容が被告Aにとって重要な情報であることを理解し得なかつた。しかし、被告Aは、第1事件らに対して上記の事項を伝えることを怠り、そのために、第1事件原告らは、上記質問の趣旨や同質問に対する回答内容が被告Aにとって重要なものであることを理解することができなかつた。第1事件原告らは、上記理解不足のために事実と異なる内容の回答をしており、それをもって信義則違反ということはできない。

したがって、第1事件原告らは、被告A主張に係る信義則上の義務を負うものではなく、同義務を前提とする被告Aの契約締結に関する自己決定権の侵害は生じ得ない。

#### ウ 第1事件原告らの過失について

##### (ア) 結果予見可能性

上記イのとおり、本件において被告Aの契約締結に関する自己決定権の侵害は生じ得ないことから、予見すべき結果は被告Aの財産権侵害のみとなる。そして、上記財産権侵害の予見可能性の有無の判断に当たっては、事業者と消費者との間に情報の質及び量、交渉力に格差があることなどに鑑み、平均的な消費者の注意能力を基準に過失の有無を判断すべきである。

第1事件原告らが上記〔被告Aの主張〕アの行為により被告Aの財産権

侵害を予見し得たとはいえない。すなわち、平均的な消費者は、クレジット契約の仕組みについての十分な知識を有しておらず、過去にクレジット契約を締結したことがあるとしてもそれがトラブルなく終了していれば、通常、クレジット契約の構造について関心を抱かない。そのために、平均的な消費者は、申込者自身においてクレジット代金支払意思を有しないことがクレジット会社にリスクを負わせること、販売業者等が自転車操業的な資金繰りにクレジット契約を利用することもあることは、通常、知り得ない。

したがって、平均的な消費者は、販売業者等から購入者等に負担は掛けないという説明を受け、販売業者等が実質的にクレジット代金全額を負担することにつき合意している場合、実際には販売業者等がクレジット会社の財産権を侵害する不正行為に及んでいるとは認識し得ない。特に、本件においてエフオートは、購入者等にクレジット契約書への署名捺印等を求めるに当たり、対象となる学習教材の使用等は無償であるが手続としてクレジット契約を締結する必要がある、中途解約は可能である、購入者に支払義務はないなどとクレジット契約自体には問題がない旨の説明をしており、そのような状況下において平均的な消費者が当該クレジット契約につきクレジット会社の財産権を侵害し得るものであることを直ちに認識することは困難である。

#### (イ) 結果回避義務違反

上記イのとおり第1事件原告らは被告A 主張に係る信義則上の義務を負うものではないことから、結果回避義務違反は認められない。

#### エ 第1事件原告らの故意について

上記イに鑑みれば、第1事件原告らにおいて被告A の財産権侵害の故意があったということはできない。

#### オ 第1事件原告らの利得について

第1事件原告らがエフオートから商品やサービスを実質無償で提供されていたとは必ずしもいい難い。すなわち、「モニター」は、エフオートが必要な情報の収集の

ために活用しており、対象となった顧客は確かに経済的負担なく教材使用、授業受講が可能であるものの、エフォートに情報を提供しているのであるから、無償と評価することはできない。「お試し」については、顧客がお試しの結果、契約を締結した場合は、お試し期間中のサービスは同契約代金に含まれるものと評価される。顧客が契約を締結しなかった場合は、お試し期間中のサービスを無償で享受したことになるが、上記サービスはエフォートが契約獲得のための営業手段として提供したものであるから、上記享受をもって無償で利得を得たと評価するのは相当ではない。

「無償交換」については、以前顧客に提供した商品に不具合が多い場合は、履行の追完といえ、無償で利得を得たということはできない。「切り替え」については、それ自体、利得を伴わない。また、インターネットによる遠隔授業等の役務が付された教材の代金は、当該役務の対価込みのものであるから、同役務が無償であるとはいえない。

第1事件原告らが無償で提供を受けていた商品、サービスもあるが、第1事件原告らは、有償・無償問わず、エフォートに対して商品やサービスの提供を積極的に求めたわけではなく、同社から商品やサービスを勧められ、提供されたものを受け入れたにすぎない。

以上によれば、第1事件原告らが被告Aとの関係で責任を負わないことにつき、実質無償で利得を得ていたことを根拠に、信義則に反すると評価することはできない。

## 20 (2) 争点(2)（被告Aの損害額）について

### 〔被告Aの主張〕

別紙9不法行為の請求額一覧のとおり

### 〔第1事件原告らの主張〕

争う。

## 25 (3) 争点(3)（被告Aの別紙5記載の第1事件原告らに対するクレジット代金支払請求権の有無及び額）について（予備的請求）

### 〔被告Aの主張〕

## ア クレジット代金支払請求権の有無

### (ア) クレジット契約の締結

第1事件原告らは、別紙10立替金の請求額一覧中「売買契約日」欄記載の各年月日に、エフォートから「売買目的物」欄記載の学習教材を「売買代金（税込）」欄記載の代金（消費税込み）で購入した。

第1事件原告らは、被告Aとの間で、「立替払委託契約日」欄記載の各年月日に、クレジット契約を締結した。

### (イ) クレジット契約の内容

① 被告Aは、「立替金」欄記載の各金額をエフォートに立替払する。

② 第1事件原告らは、被告Aに対し、「立替金」欄記載の各立替金及び「立替手数料」欄記載の各立替手数料の合計額のクレジット代金を、「支払方法」欄記載のとおり分割して支払う。

③ 第1事件原告らが上記②の支払を怠り、被告Aから20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払をしないときは、期限の利益を失う。

### (ウ) 第1事件原告らの期限の利益喪失

被告Aは、エフォートに対し、「立替日」欄記載の各立替日に、「立替金」欄記載の額を立替払した。

第1事件原告らは、遅くとも「履行遅滞日」欄記載の各日に支払うべきクレジット代金の支払を怠った。

被告Aは、第4事件に係る反訴状送達時点（平成29年11月17日）において最終支払期日が到来していない契約について、第1事件原告らに対し、上記反訴状をもって、同反訴状送達の日の翌日から20日を経過する日までの間に弁済期が経過した賦払金の支払を催告した。

よって、第1事件原告らは、期限の利益を喪失した。

## イ クレジット代金支払請求額

以上によれば、被告 A は、第 1 事件原告らに対し、別紙 10 立替金の請求額一覧中「請求金額」欄記載の額（立替金額+立替手数料額-既払金額）のクレジット代金支払請求権を有する。

#### 〔第 1 事件原告らの主張〕

クレジット契約は不成立ないし取消し等により無効であり、また、第 1 事件原告らは、エフオートとの売買契約の不成立、取消しないし無効を被告 A に対抗し得る。

### 3 第 5 事件

#### エフオートと第 5 事件被告らとの共同不法行為責任の成否及び被告 B の損害額について

##### 〔被告 B の主張〕

別表 B 記載の第 1 事件原告らすなわち第 5 事件被告ら（以下「第 1 事件原告ら」という。）は、エフオートと意を通じ、眞実は、同社との商品売買契約の実体がなかったにもかかわらず、被告 B に対し、①主張・抗弁一覧表中「クレジット契約書記載の申込日」欄記載の年月日付で、エフオートから「クレジット契約書記載の商品名」欄記載の商品を「売買価格」欄記載の価格で購入したという虚偽の事実を申し向けてクレジット契約を申し込み、②電話意思確認の際、上記①のとおりエフオートから商品を購入しており、エフオートとの間でクレジット契約書記載外の約束は存在しない旨の虚偽の回答をした。

被告 B は、上記申込み及び回答を眞実と誤認したことによって、上記クレジット契約の申込みを承諾し、別紙 11 の「送金日」欄記載の年月日に、「送金額（円）」欄記載の金員をエフオートに送金し、別紙 6 請求債権目録中「反訴請求金額（円）」欄記載の額の損害を被った。

上記のとおり、第 1 事件原告らは購入者としての保護に値せず、割販法 35 条の 3 の 13 は適用されるべきではない。よって、第 1 事件原告らの主張は前提を欠く。

以上によれば、第 1 事件原告らとエフオートは、民法 709 条、719 条 1 項前

段及び2項に基づき、共同不法行為責任を負う。

### 〔第1事件原告らの主張〕

第1事件原告らは、個別信用購入あっせんの仕組みに通じておらず、上記1(3)

〔第1事件原告らの主張〕のとおりのエフォートによる不実の告知を真実と誤認し、  
被告Bに対するクレジット契約申込みの意思表示をした。

なお、第1事件原告らのうち、原告48は、契約6について電話意思確認を受けた記憶がない。自ら電話意思確認に対応した者も、エフォートから指示されるまま回答していたにすぎず、同社から勧誘を受けたモニター、お試し等の手続に必要なものと認識しており、虚偽の回答をした認識はない。

第1事件原告らは、被告Bとのクレジット契約につき、エフォートによる不実告知を理由として割販法に基づく取消しを求めているところ（上記第2章第2の3）、上記取消しが認められた場合、他方において被告B主張に係る第1事件原告らとエフォートとの共同不法行為に基づく損害賠償責任を肯定するのは、法的価値判断の矛盾を招くものといえる。上記1(3)〔第1事件原告らの主張〕のとおり第1事件原告らの被告Bに対するクレジット契約申込みの意思表示は、取り消されるべきであるから、上記共同不法行為に基づく損害賠償責任は認められない。